

2026
10
No.731

The Finance

ファイナンス

特集

1件当たりの脱税額は1億円超へ
「脱税は犯罪」マルサが暴く悪質手口と犯罪の代償

巻頭言

東京大学 定量生命科学研究所 教授 奥山 輝大
天才と変人と常識人の狭間で



財務省 Ministry of Finance, JAPAN

2026
Oct.

Photos



G20財務大臣・中央銀行総裁会議に出席する片山大臣（8月31日、於：アメリカ・アシュビル）



第2次高市改造内閣にて留任され初登庁する片山大臣（9月17日）

2026 Oct. CONTENTS

今月の顔・巻頭言

01 天才と変人と常識人の狭間で

東京大学 定量生命科学研究所 教授

奥山 輝大

特 集

02 1件当たりの脱税額は1億円超へ

「脱税は犯罪」マルサが暴く悪質手口と犯罪の代償

SPOT

10 証券決済と証券保管振替機構 —上場株式およびほふりクリアリング—

服部 孝洋

24 サイバーリスクを金融安定の問題として捉え直す OECD報告書が示す三つの増幅経路 ——地政学、サプライチェーン、市場ストレス

千田 正儀

28 小さな貨物、大きな転換 —少額輸入貨物をめぐる主要国の取組—

川上 洋貴

32 AMRO 事務局長兼CEOの視点（7） 国境を越えるお金—G20ロードマップの全体像

渡部 康人

36 5次のトリセツ—FATF第5次対日相互審査で示す官民のチカラ— —第6回：IO6（特定金融情報等の活用）—

松尾 綱紀／茅根 光洋

ライブラリー

46 来間 泰男 著

沖縄県から琉球へ よくわかる沖縄の歴史

沖縄・日本復帰への途 よくわかる沖縄の歴史

渡部 晶

連 載

48 コラム 経済トレンド148

養殖ビジネス～日本の新たな成長戦略となるか
伊藤 宏哉／古川 晃久

50 路線価でひもとく街の歴史

第80回 福井県福井市

九十九橋から銀行街、そして駅前の商店街へ
鈴木 文彦

54 コラム 海外経済の潮流162

対外依存の低減に向けたEUの戦略的自律性
～デジタルユーロを事例に～ 小野 瑠光

57 PRI Open Campus

～財務総研の研究・交流活動紹介～ 60

英米の財政部局によるEBPM（エビデンス
に基づく政策形成）へのかかわり方

小林 庸平／伊東 直樹

64 各地の話題

加賀百万石の歴史と文化が
息づく城下町 金沢市
自然と芸能・文化・観光の
国際拠点-石垣島

藏橋 孝至

津波 哲也

72 編集後記

64



68



今月の表紙

トウキビ畑に落ちる夕日（網走市）

当該ページは冊子にてご覧いただけます。



天才と変人と常識人の狭間で

東京大学 定量生命科学研究所 教授

奥山 輝大

先日、恩師の利根川進博士が亡くなった。利根川先生は「抗体産生の分子メカニズム」を解明しノーベル生理学・医学賞を受賞した後、「記憶・学習の脳神経メカニズム」の研究へと転じた。私は2013年から5年間、MIT（マサチューセッツ工科大学）の利根川ラボで人為的な記憶操作の研究に取り組んだ。利根川先生は「サイエンスおばけ」のような方で、土日昼夜を問わず全身全霊で研究に没頭し、80歳を超えてなお、2つ目のノーベル賞を狙うかのような速度で走り続けていた。あれほど純真にサイエンスを愛し、好奇心に満ちて童心を忘れない研究者を私は他に知らない。ヒトをここまで強く突き動かす「好奇心」とは一体何なのか。

かつて研究者という人種は朴訥とし、好奇心の赴くままに生きる、ムーミン谷の「ヘムレンさん」のような存在だった。虫眼鏡を片手に一人で谷を歩き、誰に頼まれたわけでもなく珍しい植物や虫を探す。しかし現代では、一本の論文で要求されるデータ量も証明の精緻さも格段に増したため、高額研究機器を整備し、プロジェクトチームを率いる必要が生まれた。それに伴い、Principal investigator (PI) と呼ばれるラボの主宰研究者は、研究に加え、資金調達、人事、組織運営、広報までを一手に担う中小企業の社長のような能力が求められるようになった。天才と変人の境界にいる浮世離れした人間達に、バランス感覚を要する企業経営を任せるのだから、無理が生じるのも当然である。

かく言う私も、大学生の頃、恋に色めき立って『anan』などを熟読する同級生たちを尻目に、「これからは恋の分子生物学の時代だ！惚れ薬を作る！」という突拍子もない願いと溢れる好奇心を胸に走り

続け、いつの間にかこんなところまで来てしまった。記憶操作技術を駆使して、特定の相手に対する好きや嫌いの感情を、人為的に作ることに消すことに成功し、見事マッドサイエンティスト街道を快走中である。そしてPIとなった現在、自分の「好奇心」を守る闘いに直面している。

昨今、日本の研究力低下が語られる。日本の代名詞だった「高い科学力」も、圧倒的な研究投資を続ける中国の前で存在感を失いつつある。文部科学省の『科学技術指標2026』によると、2024年の中国の研究開発費は総額でとうとう米国を上回り世界首位となった。日本の研究現場にいて強く感じるのは、人は資金に追われ、仕事に忙殺されると、好奇心を育てる余白を失うという事実である。研究者はしばしば「好きなことをして生きられる仕事」と言われるが、実際には「好きなことを続けるために、好きではないことを驚くほど大量にやらなければならない仕事」でもある。研究費の申請書を書き、人を雇い、報告書を書き、会議に出て、評価を受け、予算を管理し、また次の申請書を書く。油断すると、「好奇心から研究する」のではなく「研究を続けるために研究する」という倒錯ループに陥りうる。

以前、利根川先生に「研究をうまくやるコツは何ですか」と尋ねたら、ニヤッと笑って「若いうちにノーベル賞を取るのだよ」と教えてくれた。ノーベル賞受賞者の小粋なジョークだが、実に言い得て妙である。受賞後には研究費獲得の心配も減り、そのぶん純粹に好奇心の赴くまま最先端研究を追求できるのであろう。この先摩耗と闘いながら、好奇心は果たして私をどこまで連れて行ってくれるのだろうか。利根川先生の好奇心に溢れたキラキラした目が忘れられない。

特集

1件当たりの脱税額は1億円超へ

「脱税は犯罪」

マルサが暴く 悪質手口と犯罪の代償

国税庁は特に悪質な脱税に対して査察調査を行っている。国税庁が公表している「令和7年度 査察の概要」によると、SNSを使って事業を行う者による脱税や、海外取引を利用した不正など手口の巧妙化が進んでいる。本特集では査察調査の意義と「令和7年度 査察の概要」を紹介する。

査察を取り巻く主な経緯

- 昭23.7 大蔵省主税局に査察部、各財務局に国税査察部を新設
- 昭24.7 国税庁発足
- 昭62.2 映画「マルサの女」公開
- 平22.6 脱税犯に係る罰則の法定刑引上げ
- 平23.8 単純無申告ほ脱犯及び消費税受還付の未遂罪の創設
- 平30.4 国税犯則取締法の国税通則法編入及び犯則調査手続の見直し
- 令9.10 犯則調査手続のデジタル化施行（予定）



査察調査の流れ

情報収集



テレビ・新聞・雑誌・インターネット・投書・張り込み・CRS・国外財産調査等

内容の検討



許可状の請求



証拠物件の検討



租税条約に基づく情報交換

デジタル・フォレンジック

証拠物件の差押



強制調査



質問調査



調査書類のまとめ



検察官へ告発



判決



裁判所へ起訴



検察官捜査



精神的苦痛



お金の負担



拘禁刑



名誉・信用の失墜



全国約1,500名の国税査察官が調査と証拠集めを実施

我が国は納税者自身による適正な申告と納付に支えられている。課税の公平を確保するためには、故意に不正な手段で税金を免れた者の責任を厳しく追及しなければならない。このため、特に悪質な脱税をした者に対しては、国税局査察部（マルサ）が査察調査という特別な調査を行い、税金を納めさせるだけでなく、拘禁刑又は罰金という刑罰を科すための証拠収集を行っている。この査察調査には、国税庁と国税局に配置されている国税査察官（全国で約1,500名）が当たっている。

査察調査により把握した隠し財産の事例



Web-TAX-TV（インターネット番組）



「脱税を見逃さない！国税査察官の仕事」
[14分52秒]



「隠された脱税資金を追え！国税査察官の仕事Ⅱ」
[20分52秒]

脱税として査察が摘発し、検察に告発した1件当たりの金額は過去10年で最高額

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としている。国税査察官は、経済取引の複雑化、広域化、グローバル化、デジタル化といった経済社会情勢の変化に対応し、幅広い業種業態の悪質な脱税者に対して調査を行っている。

本年6月に公表した「令和7年度の査察の概要」によると、国税庁が令和7年度に検察庁へ告発した件数は82件だった。告発分の脱税総額は84億円で、1件当たりの脱税額は1億200万円となった（令和6年度の8,400万円から増加）。

告発件数を業種別にみると、告発が多かったのは、建設業（18者）、卸売業（6者）、不動産業と運送業（各4者）となっている。また、告発件数を税目別に見ると、法人税が44件と最も多い。消費税が23件、所得税が13件、相続税が2件と続いた。脱税額では法人税が46億円、消費税が15億円、所得税が14億円、相続税が10億円であった。



査察調査のパンフレット

告発の多かった業種

(者数)

令和5年度		令和6年度		令和7年度	
不動産業	18	建設業	21	建設業	18
建設業	16	不動産業	11	卸売業	6
人材派遣	6	人材派遣	5	不動産業	4
				運送業	

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

出典：令和7年度 査察の概要

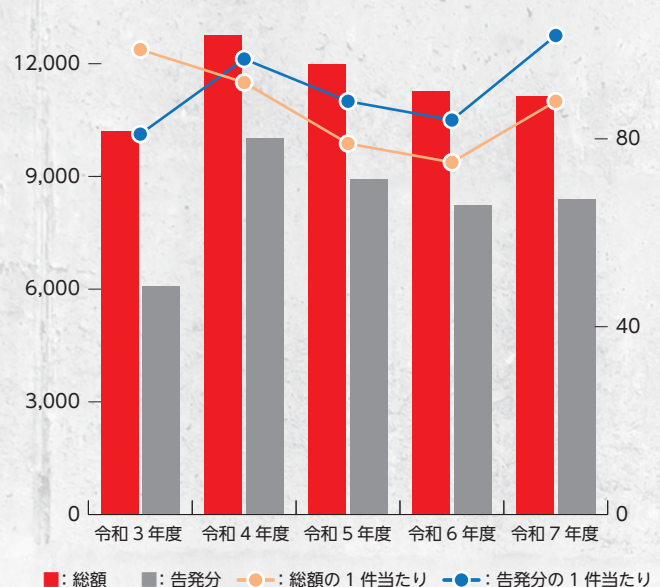
脱税額の状況

(百万円)

15,000 -

(百万円)

- 120



(注) 脱税額には加算税額を含む。

出典：令和7年度 査察の概要



消費税事案、無申告事案等重点事案への取組

国税庁では消費税事案、無申告事案、国際事案をはじめ、社会的波及効果が高いと見込まれる事案については重点事案として取り組んでいる。消費税事案の告発件数は前述のように令和7年度で23件であり、このうち不正受還付事案は12件、無申告事案は12件、国際事案は17件だった。

SNSを利用して活動する事業者等を告発

昨今はSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の普及に伴い、経済取引の形態も多様化している。令和7年度には、たとえば、美容系インフルエンサーを通じて広告代理を行う会社が、取引事実のない架空の業務委託費を計上して法人税と消費税を免れていた事案を告発した。また、SNS等で主に海外の顧客にイラストを販売していた事業者が、海外イベントでの販売収入の一部を申告から除外し、所得税を免れていた事案を告発した。

このほか令和7年度に告発した事案には、スポーツ教室の運営会社、太陽光発電設備の販売会社、リノ

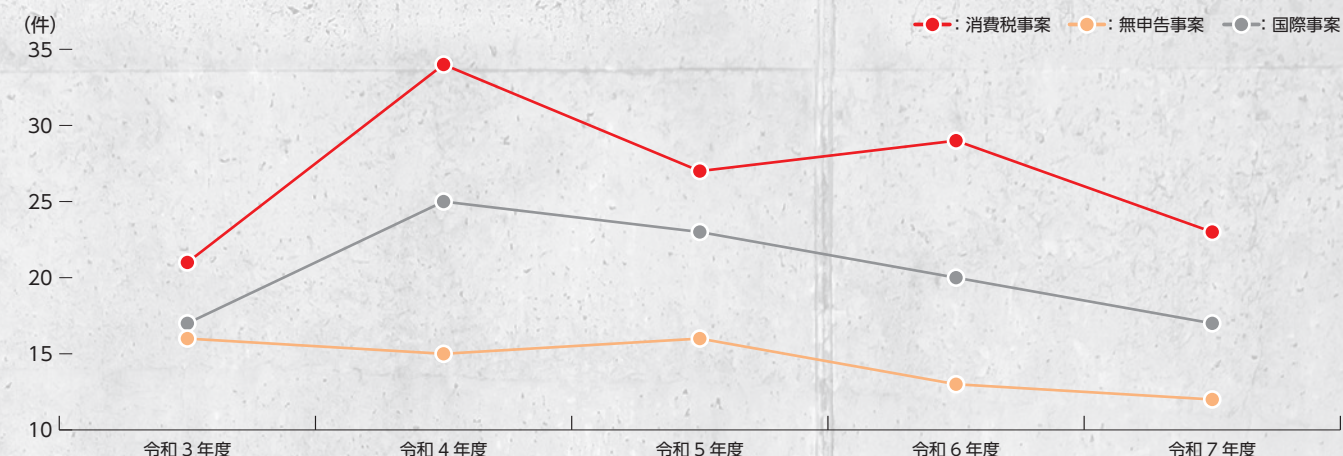
ベーション工事を施した中古物件を販売する不動産会社、障害福祉サービスを行う会社、幼稚園の経営者、さらには相続財産を申告しなかった事案等、業種も取引形態も多岐にわたるものがあった。

海外取引を利用した巧妙な不正も

また、国境を越える取引が日常化し、資産の保有・運用の形態も複雑になっている。こうした中、海外取引を利用した不正行為や、海外に不正資金を隠していた事案に対しては、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度（EOI：Exchange of Information）も活用して調査を行い、告発した。

たとえば、日用品等の輸入販売会社が、海外の不正加担者と通謀して海外法人からの架空の輸入仕入れを計上した事案があった。営業コンサルタントを営む複数のグループ会社が、架空の仕入れ等で得た不正資金の一部を海外預金として隠していた事案もあった。防災システムの開発・保守を行う会社にも、同様に海外法人への架空仕入れを計上して海外預金に隠した事案がある。

重点事案の告発件数



(注) 1 消費税事案の告発件数は、消費税不正受還付事案を含む。

2 無申告事案には、偽りその他不正の行為を伴う無申告は脱税のほか、不正行為を伴わず、故意に申告書を提出しないで税を免れる単純無申告は脱税の犯罪類型がある。

出典：令和7年度 査察の概要

告発事件の例



美容系インフルエンサーの活動を通じて広告代理を行う会社が、不正加担者を利用し、取引事実のない架空の業務委託費を計上し、法人税及び消費税を免れていた。



幼児・小学生向けの野球及びサッカースクールを全国展開するスポーツ教室の運営会社が、国からの給付金等に係る雑収入を申告から除外するほか、取引実態のない架空の施設利用料を計上し、法人税を免れていた。



SNS等を利用して主に海外顧客に対してイラストを販売していた事業者が、海外イベントでの販売収入の一部を申告から除外し、所得税を免れていた。



農業用ため池に設置した太陽光発電設備を販売する会社が、売電権利の譲渡収入を申告から除外して法人税を免れたほか、関連して同会社の代表者個人に帰属する事業収入を得ていたにもかかわらず、所得税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、代表者の所得税を免れていた。

出典：令和7年度 査察の概要

消費税を不正受還付する悪質性の高い事案も

消費税の仕入税額控除制度を悪用した不正受還付事案は、国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案である。令和7年度は、再生資源の輸出版売会社が虚偽の見積書等を用い、事業用の機械装置を国内事業者から過大な金額で取得したように装って課税仕入れを過大に計上し、消費税の還付を受けていた事案を告発した。また、産業廃棄物処理・運送業を営む会社が、実在しない資産を取得したように装い、還付を受けるとともに納付すべき消費税を免れていた事案もある。

不正資金の留保・費消と隠匿場所

脱税で得た資金の多くは、現金や預貯金として留保されていた。一方で、数千万円規模の資金を個人的な資産形成に充てたり、費消したりした例もあった。たとえば、有価証券等への投資、競馬や海外カジノ等のギャンブル、ブランド品の購入、高級クラブでの飲食等の交際費・遊興費に加え、動画配信者やゲームへのアプリ課金等に充てていた事例があった。

隠匿場所は、クローゼットに置かれた缶、居室の棚の箱、室内のスーツケースやバッグ、室内収納に隠された金庫等の事例があった。また、不正に利用した預金通帳等をクローゼット内の紙袋に隠していた例もあった。

不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所

- ・有価証券等への投資
- ・競馬や海外カジノ等のギャンブル
- ・ブランド品等の購入
- ・高級クラブなどでの飲食等の交際費・遊興費
- ・アプリを通じた動画配信者やゲームへの課金

- ・クローゼットに置かれた缶
- ・居室の棚に置かれた箱内
- ・室内に置かれたスーツケース及びバッグ
- ・室内収納に隠された金庫
- ・クローゼット内の紙袋（不正に利用した預金通帳等）

出典：令和7年度 査察の概要

査察事件の一審判決の状況

令和7年度中の一審判決は80件で、すべてに有罪判決が言い渡された。実刑判決を受けたのは6人となった。査察事件単独で最も重いのは、複数の納税者に脱税スキームを利用させていた脱税指南グループの首謀者に対する懲役6年の判決だった。

査察制度は、悪質な脱税者に厳正に対処し、適正・公平な課税と申告納税制度への信頼を維持するうえで、重要な役割を担っている。

査察事件の一審判決の状況

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A：判決件数（件）	83（内5）	99（内13）	80（内5）
B：有罪件数（件）	83（内5）	99（内13）	80（内5）
有罪率（B/A）（％）	100	100	100
実刑判決人数（人）	9（内2）	13（内7）	6（内2）
C：1件当たり犯則税額（百万円）	58	59	54
D：1人当たり懲役月数（月）	15.6	15.7	16.1
E：1人（社）当たり罰金額（百万円）	15	15	15

（注）1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。
2 C～Eは他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。
出典：令和7年度 査察の概要

不正資金の使途の例

不正資金等の隠匿場所の例



国際的な取組

クロスボーダーの租税犯罪と 対峙するための国際連携

経済活動のグローバル化・デジタル化の進展に伴い、国境を超える取引が恒常的に行われる等、租税犯罪の手段・方法も複雑化・巧妙化している。いわゆる国際事案は、その告発件数が査察事案全体の2割以上を占めるなど、査察調査において重要な位置を占めている。

他方で、近年、国際分野での査察を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、租税条約等に基づく情報交換（EOI）による国外証拠の適時・適切な収集や知見共有など、各国税務当局との国際的な協力・連携を更に強化していく必要がある。



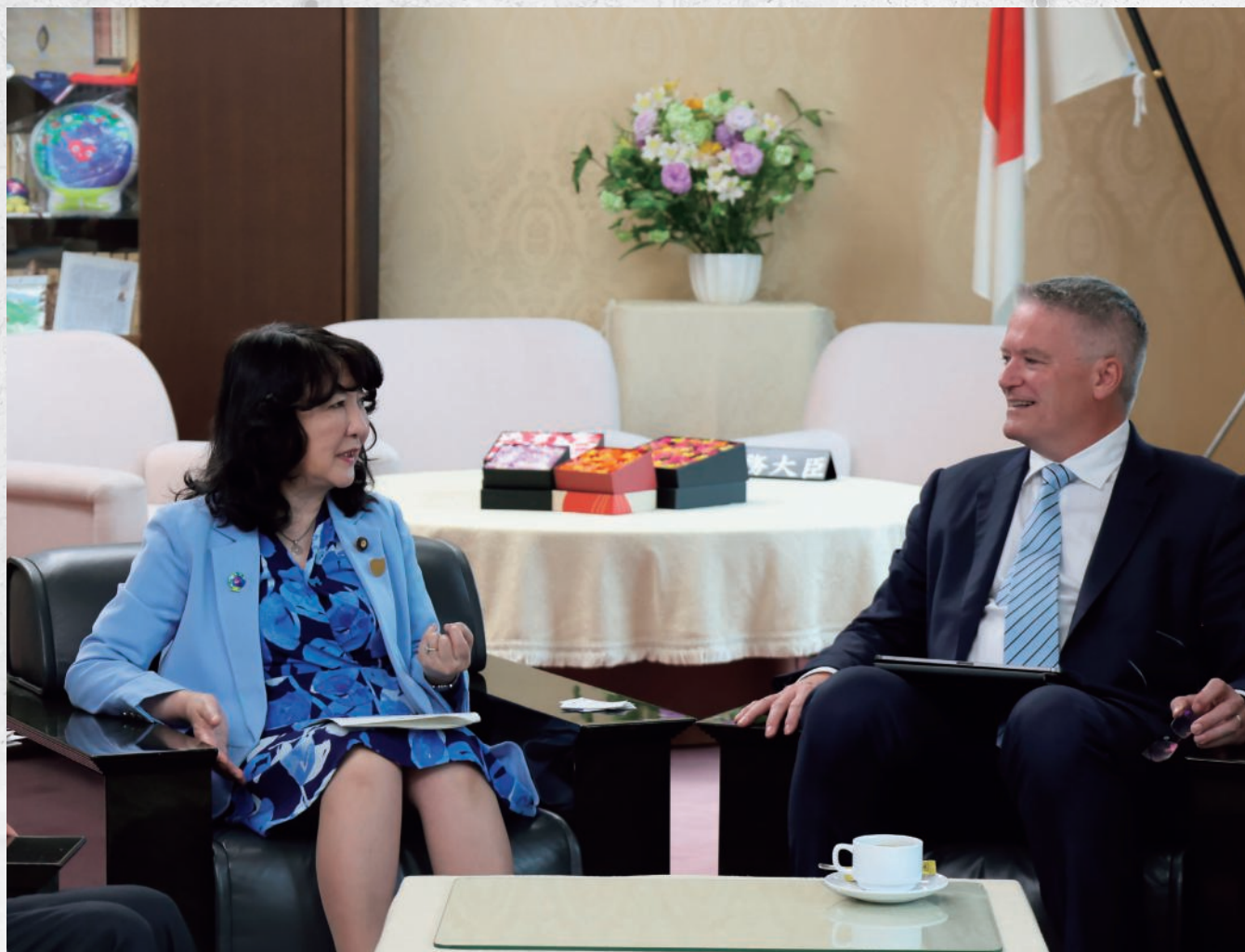
第55回SGATAR（於：シンガポール）においてプレゼンを行う武田議長。

このような状況を踏まえ、査察では、二国間・多国間の当局間協力を積極的に進めている。グローバルには、国税庁の武田一彦審議官（国際等担当）が、OECDの租税犯罪等タスクフォース（TFTC：Task Force on Tax Crimes and Other Financial Crimes）において議長を務め、租税犯罪等の傾向情報や有効な調査手法の各国当局間での共有、地域連携の推進等、強固な国際連携を主導している。引き続き、多国間・二国間の取組のシナジーもきかせながら、様々なレベルで実効的な当局間協力を進めていくことが重要と考えている。

（参考）TFTCは、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）の租税委員会（CFA：Committee on Fiscal Affairs）の下に設置され、OECD非加盟国も含む各国の租税犯罪調査当局が様々な執行面の取組等を行う多国間枠組み。2024年5月、国税庁武田審議官（当時、調査査察部長）が議長に就任（非欧米から初の選出）。

また、国際的な当局間連携を強化し、我が国の査察調査能力を向上する上では、途上国の能力向上も重要である。国税庁では、OECDとの協力の下、「OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー」を開催し、途上国の当局に対し、租税犯罪調査に関する能力向上を目的とした技術支援（国税庁職員の講師派遣等）を行うとともに、各国当局間の人的ネットワークの形成・強化にも貢献している。

（参考）OECD租税・金融犯罪調査アカデミーは、東京を含め、世界4か所を本拠としている。アジア太平洋地域における同アカデミーは東京で実施。



コーマンOECD事務総長と面会する片山大臣（令和8年5月12日）。

証券決済と証券保管振替機構 —上場株式およびほふりクリアリング—

東京大学 服部 孝洋^{*1}

1. はじめに

「証券保管振替機構入門—基礎編—」（以下、「基礎編」）では社債をベースに証券保管振替機構（保振）の説明をしました。本稿では、上場株式に関し、保振がどのような役割を果たしているかを説明します。「基礎編」で説明したとおり、社債の場合、店頭取引であり、クリアリングがないなどの観点で、保振の役割を説明するうえで相対的にシンプルといえます。しかし、実際には、保振が行っている決済の大部分は上場株式に関するものです。

上場株式の決済をわかりやすく説明するため、本稿の前半では、東京証券取引所（東証）などで取引される場合（取引所取引の場合）、どのように決済がなされるのかを説明します。本稿で説明するとおり、取引所取引の清算（クリアリング）では日本証券クリアリング機構（Japan Securities Clearing Corporation, JSCC）が重要な役割を果たしていますが、上場株式とクリアリングの関係についてできるだけ丁寧に説明します。

後半では、証券会社、運用会社、カストディアン（Custodian）の三者間の決済を考えた上で、証券会社が上場株式を購入した後、それをカストディアンに移す決済を考えます。取引所での取引を「ストリート・サイド」と呼び、カストディアンに移す決済を「カスタマー・サイド」といいますが、カスタマー・サイドのクリアリングにおいて、株式会社ほふりクリアリング（JASDEC DVP Clearing Corporation, JDCC）が出てきます。本稿では、いわゆる「ネット＝ネット型DVP」、「グロス＝ネット型DVP」、「グロス＝グロス型DVP」と

呼ばれるDVPの類型についても、ほふりクリアリングとセットで説明することで、証券決済の基礎を、具体的に学べるように記載しています。

最後に、保振が上場株式に関し、果たしているその他の役割について説明します。具体的には、総株主通知機能および配当に関するサービスの説明を行います。ほふりクリアリングのリスク管理についても議論します。

なお、本稿では「基礎編」や「カストディアン入門」で説明した概念を前提として説明していく点に注意してください。また、本稿は日本国債等に関する基本的な知識を前提にします。拙著「日本国債入門」や「マネー・マーケット入門」、さらに、筆者のウェブサイトに掲載されている文献^{*2}もご参照いただければ幸いです。

2. 上場株式と保振

2.1 取引所取引とクリアリング：ストリート・サイド

「基礎編」では社債を事例として議論しましたが、今回は、東証など取引所に上場されているケースを考えます。まず、筆者が証券会社Aのトレーダーであり、ソニーの株式を購入するケースを考えます。

「基礎編」で議論した社債のケースでは、証券会社が社債を在庫として保有することでマーケットメイクをしているため、証券会社の自己口（セグ）に在庫として社債がありました。そのため、証券会社に顧客から社債の購入注文が入った場合、証券会社は自己口にあったソニーの社債を顧客口に振り替えることで、新たに市場

^{*1} 本稿の作成にあたって、様々な方に有益な助言や示唆をいただきました。本稿の意見に係る部分は筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織の見解を表すものではありません。本稿の記述における誤りは全て筆者によるものです。

^{*2} <https://sites.google.com/site/hattori0819/takahiro-hattori-site>



から社債を調達しなくても、自分が在庫として持っている社債を顧客に売ることができます。

もっとも、上場株式の場合、証券会社が上場株式を在庫として保有しているわけではありません。なぜなら上場株式は取引所取引なので、店頭取引とは異なり、証券会社が在庫を有してマーケットメイクをする必要性がないからです^{*3}。ここでは、まずは証券会社が上場株式を買う決済を考え、次節で、カストディアンも含めた説明をします。

取引所取引のイメージ

取引所取引のイメージは次のようなものです。魚の競り市のような場所があり、ソニーの株式を買いたい人と売りたい人が集まっています。「板」と呼ばれるボードに、自分が買いたい（売りたい）値段およびその量の注文を板に入れることで、買い手と売り手のニーズがマッチするように取引がなされています。板の詳細については服部（2023）を参照してほしいのですが、板と呼ばれるボードに買い手と売り手の注文が入っています。例えば、板を見た場合、現在、ソニーの株式の売り注文が1株、100円で提示されていたとします^{*4}。この段階で、読者が1株100円の買い注文をいれれば100円で取引が成立することになります（通常、証券会社に依頼して、この板に注文を入れます）。

2.2 JSCCのクリアリング

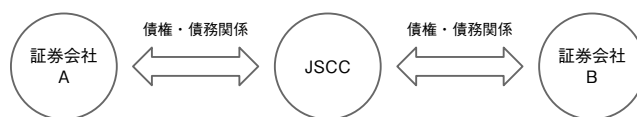
大切なのは取引所の板に直接参加できるのは、基本的に証券会社のみという点です^{*5}。ここでは証券会社Aのトレーダーである筆者が、取引所で100円の買い注文を出し取引が成立するとします。そのうえで、その後の決済のプロセスを考えます（後ほど個人投資家であるケースへ拡張します）。この注文は東証の板に注文を提示することで取引が成立しており、筆者は取引の相手が誰であるか見えない点に注意してください。ここでは説明の都合上、売り注文を出していたのは証券会社Bであったとしましょう。

本日、ソニーの株式の売買が100円で約定したとす

ると、2営業日後に資金と証券の動きがあります（東証における内国株式の決済はT+2決済です）。証券決済では「約定→照合→クリアリング（清算）→決済」というプロセスを経るので、照合を終えた後、クリアリングを行うという点がポイントです（照合については「基礎編」を参照）^{*6}。

照合が完了したら、クリアリングのステップに入ります。約定により、筆者と証券会社Bのトレーダーの間に、債権・債務関係が発生することは「基礎編」で説明しました。上場株式の場合、約定日の特定の時点で、証券会社Aと証券会社Bの間で発生している債権・債務関係を、「証券会社AとJSCCの債権・債務関係」、「JSCCと証券会社Bの債権・債務関係」という形に移し替えます（この際、証券会社Aと証券会社Bはお互いが誰かわからない点に注意してください）。これを表したものが図表1であり、これを中央清算機関による債務引受といいます。

図表1 債権・債務の引受



（出所）筆者作成

ここでは取引所を通じた、証券会社A（筆者）と証券会社Bの取引を考えましたが、東証では、ソニーの株式に関し、筆者ら以外にも、その日に、多くの投資家の売買がなされています（図表2の上図）。その取引にかかる約定一つ一つに関し、先ほど説明したように、債権・債務関係が生まれます。それらすべてを先ほどと同様、JSCCとの債権・債務関係に置き換えると、図表2の中図のような関係が生まれます。もっとも、この図をみると、様々な取引に重複が生まれます。そこで、債権・債務関係に関し、JSCCは重複部分については相殺（ネットィング）します（図表2の下図）。このように約定にかかる債権・債務関係をJSCCのような中央清算機関が引き受け、その重複部

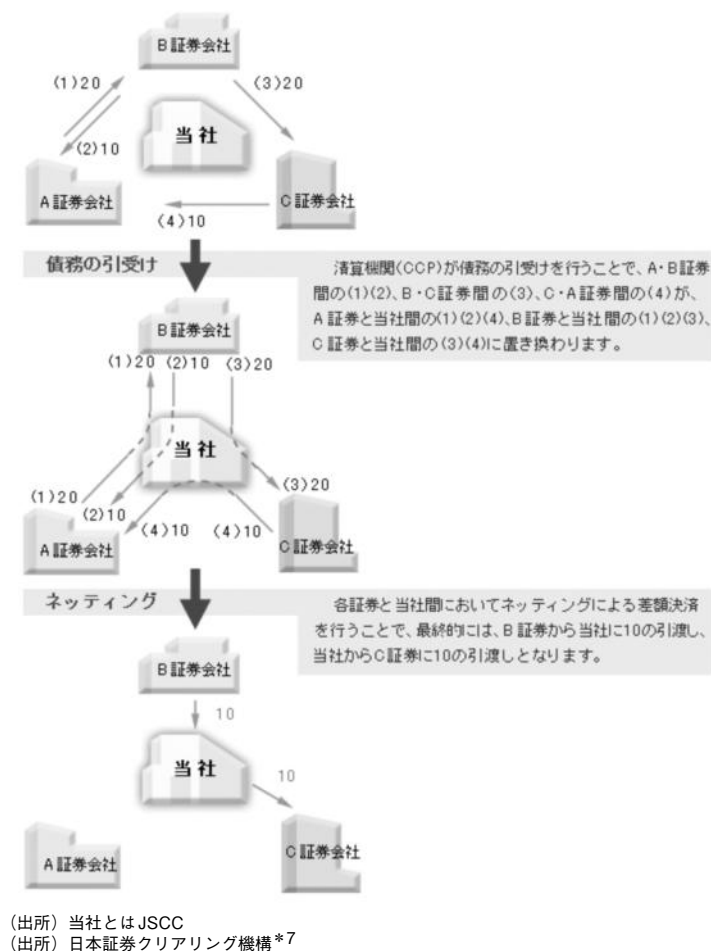
*3) 実際にはブロックトレードなどの観点で、株のトレーダーも存在しています。また、引受などの観点で株式を在庫として一時的に保有することもあります（詳細は服部（2025）を参照してください）。

*4) ここでの100円はあくまで単純化です。

*5) 国債先物の清算参加者に銀行が存在するなどの事例がある点に注意してください。

*6) 上場株式の取引所取引におけるストリートサイド（証券会社間）の「照合」は保振は提供していません。東証から証券会社向けに約定明細データが配信され、さらにJSCCから清算明細データが配信され、証券会社がその内容を確認する、という運用になっています。

図表2 債務引受とクリアリング



分をネットティングすることを中央清算（クリアリング）といいます。

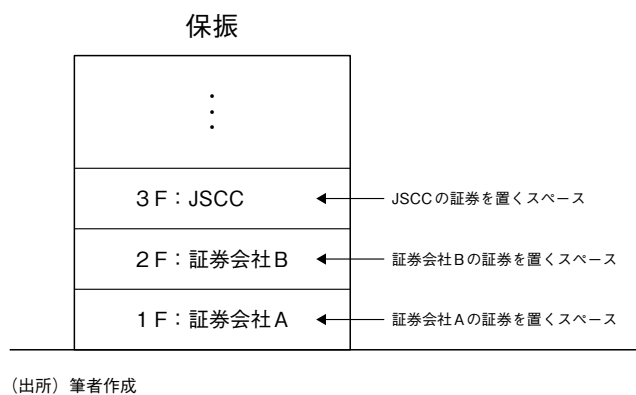
このように重複部分をなくした後で、2営業日後に、資金と証券を同時に受け渡すことになります（DVP決済）。ここまでで「約定」→「照合」→「クリアリング」→「決済」という4つのステップを確認することができました。

2.3 保振を用いた事例

「基礎編」では振替決済の直感をとらえるため、証券会社Aの有価証券を管理する場所は保振の1Fにあり、証券会社Bについては保振の2Fにあると喩えて説明をしました。JSCCも保振の株式等振替制度における機構加入者（理解の便宜上、以後機構加入者について「直接参加者」と表記します）であり、保振に口座

を持っています。そこで「基礎編」で用いた事例を拡張し、保振の3FにJSCCのフロアがあるとしましょう。

図表3 保振の直接参加者のイメージ

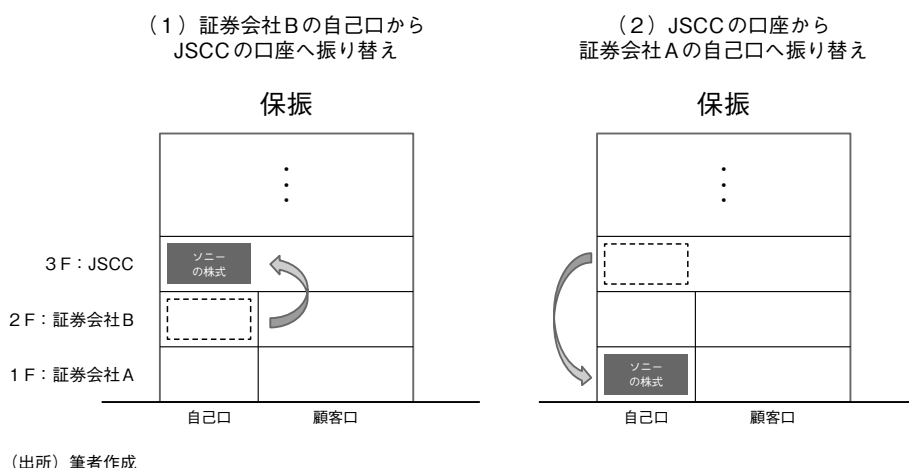


これを前提に先ほどの決済を考えます。この場合、2営業日に、証券会社Bは、JSCCから日銀当座預金を

*7) https://www.jpx.co.jp/jscs/seisan/genbutsu/acceptance_debt/netting.html



図表4 上場株式における振替決済と保振の役割 (1)



通じて、100円を受け取ると同時に、2Fに置いてあったソニーの株式を3Fに移すという形で決済をします*8。

大切なことは、証券会社Bの取引の反対側に証券会社A（筆者）もいるため、決済は2回行うということです。具体的には、筆者はJSCCに日銀の当座預金を通じて100円をJSCCに支払うと同時に、保振の3Fにあったソニーの株式を1Fのフロアへ移すという形で決済をします。この流れを示したのが図表4です。この取引において決済は2回あることに加え、あくまで筆者と読者の取引相手はJSCCになるので取引の相手は見えないという点に注意してください。

ネット＝ネット型DVP決済とグロス＝グロス型DVP決済

JSCCでのクリアリングの重要な点は、証券についても、資金についてもネッティングしたうえで、両者が連動して動く決済がなされている点です。資金と証券が同時に動く決済をDVP決済といますが、このように証券と資金ともにネッティングする決済を「ネット＝ネット型DVP」といいます。

一方、「基礎編」ではクリアリングせずに、DVP決済をする事例をみました。これは有価証券および資金ともにネッティングをしないという意味で、「グロス＝グロス型DVP」といいます。ほふりクリアリングでは、グロス＝ネット型DVPを実施していますが、これは後ほど説明します。

2.4 個人投資家が上場株式を購入するケース

ここまでは証券会社が取引所でソニーの株式を購入するケースを考えましたが、次に、個人がソニーの株式を購入するケースを考えます。前述のとおり、取引所に直接参加できる主体は証券会社です。筆者のような個人や運用会社が直接、取引所にアクセスすることはできず、証券会社を経由する必要があります。

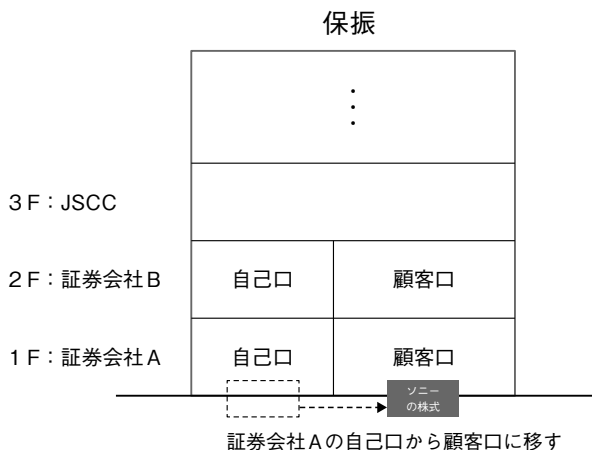
再び具体的に考えます。個人投資家である読者がソニーの株式を買うケースを考えましょう。個人投資家である読者は証券会社Aに証券口座を持っており、ソニーの株式を購入したいとします。まず、証券会社Aの口座に100円送金をします。証券会社Aはその資金を用いて、前述のプロセスを経て、東証でソニーの株式を購入します。ソニーの株式は、まずは保振の自己口に置かれるため、証券会社Aの自己口から顧客口に振り替えることで決済をします。

これを示したものが図表5です。このように保振の1Fの自己口にあったものを、顧客口に振り替えることで、個人投資家の決済を行います。個人投資家の場合、顧客口に動かすプロセスではクリアリングはないこと、さらに、個人の場合、照合というプロセスもない点に注意してください*9。証券会社の口座に資金がすでに入っており、その資金の流れとは反対に、ソニーの株式が顧客口に移るという形で、（必ずしもその動きが連動するとは限らない）FOP決済がなされます。

*8) 自己口と顧客口という概念は、口座管理機関にあるという前提が振替法にあります。JSCCは口座管理機関ではないので、そもそも「自己口」という概念がありません。

*9) 証券決済の基本は、約定→照合→クリアリング→決済と説明されますが、照合とクリアリングは必ずしも行われるわけではないという点に注意してください。

図表5 上場株式における振替決済と保振の役割 (2)



(出所) 筆者作成

前述のとおり、上場株式は取引所で取引されているため、証券会社はマーケットメイクをするため株式の在庫を有しているわけではありません。そのため、個人投資家が証券会社Aに上場株式の購入注文を出した場合、証券会社Aを通じて、東証で当該株式を購入し、JSCC→証券会社Aの自己口→証券会社Aの顧客口というプロセスを経ることになります。

2.5 JSCCの歴史

ここまでJSCCについて説明しましたが、JSCCが現在、上場株式、国債など幅広い商品のクリアリングを担っています。歴史的には、2002年に、JSCCは、五つの証券取引所^{*10}および日本証券業協会の出資により設立されました。それまでのクリアリングは、東証や大証などそれぞれの取引所でなされていたのですが、分断化による非効率や安全性の問題等が指摘されていました。そこで、共同出資により一つの清算機関を設立することにより取引所で横断的な清算を可能にすることで、効率性および安全性を向上させました^{*11}。1990年代から2000年代は金融業界全体で統廃合が進んでおり、取引所の統廃合による議論も進んでいました。

当初、JSCCは上場株式や転換社債等の清算を行っていました。国債については、「日本国債決済入門」で説明したとおり、日本国債清算機関 (Japan

Government Bond Clearing Corporation, JGBCC) と呼ばれる清算機関が証券会社の出資により作られました。その後、2013年にJSCCとJGBCCが合併されて現在に至っています。

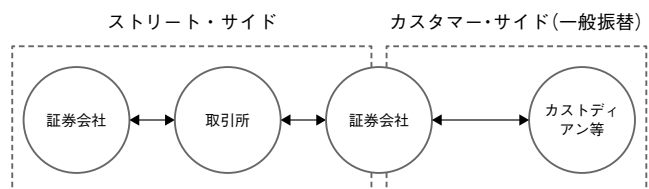
3. カスタマー・サイドとほふりクリアリングの役割

3.1 三者間決済とカスタマー・サイド ストリート・サイドとカスタマー・サイド

次に、ほふりクリアリングの役割とカストディアンについて議論を進めます。「カストディアン入門」で説明したとおり、証券決済は、証券会社間の「二者間決済」、運用会社・証券会社・カストディアンが関係する「三者間決済」があります。図表6の左側に記載されているとおり、取引所を通じた証券会社間の取引を「ストリート・サイド」という一方、図表6の右側のよう、証券会社とカストディアンの取引を「カスタマー・サイド」といいます。前述のとおり、取引所におけるクリアリングはJSCCが実施しますが、カスタマー・サイドのクリアリングはほふりクリアリングが実施しています。

以下では、カスタマー・サイドについて議論をしていきます。なお、カスタマー・サイドというと一般振替と記載されることもありますが、実務的にはカストディアンとの取引を指すことが多いため、以下ではカストディアンと証券会社の取引を議論していきます。

図表6 ストリート・サイドとカスタマー・サイド



(出所) 筆者作成

具体例

先ほどは個人投資家である筆者が証券会社Aを通じて、ソニーの株式を買うことを考えましたが、次は筆

*10) 東京、大阪、名古屋、札幌、福岡の五証券取引所。現在は東京と大阪の合併に伴い東京、名古屋、札幌、福岡の証券取引所となっています。

*11) 日本証券クリアリング機構 (2023) ではJSCCの清算・決済インフラとして果たす役割 (効果) として (1) 効率性の向上、(2) 安全性の向上を指摘しています。



者が投資信託を購入するケースを考えます。非現実的ですが、話を簡単にするため、運用会社Bが存在し、その運用会社がソニーの株式のみで運用する投資信託を設定しており、筆者がそのファンドを100円購入するとしましょう*12。

具体的には、筆者が証券会社Aの口座に100円送金するとしたうえで、証券会社Aに、当該投資信託を購入したいと伝えたとしましょう。具体的には、運用会社Bのポートフォリオ・マネージャーが運用方針のもとにソニーの株式を購入することを決定し、運用会社Bにおいて売買の執行を担うトレーダーが証券会社に注文します（前述のとおり、取引所に直接注文を出せるのは証券会社です）。その発注を受けた証券会社Aは、東証に行き、ソニーの株式を100円で買うとします。

ここでは証券の動きに注目して説明をしますが、「カスタディアン入門」で説明したとおり、(1) 投資信託受益権の決済と(2) ソニーの株式の決済の2つで構成されます。まず(1)の決済を説明します。読者が証券会社Aに100円送金します。運用会社Bは、保振に対して、投資信託の新規登録申請を行います。そのうえで、証券会社Aとカスタディアンの間でDVP決済をします。すなわち、証券会社Aが100円をカスタディアンに渡すと同時に、証券会社Aは投資信託受益権の設定を受けます。

次に(2)の決済について説明をします。運用会社Bは、投資信託の運用方針に基づき、ソニーの株式を100円で約定します。そのうえで、証券会社Aとカスタディアンの間でDVP決済をします。具体的には、証券会社Aがカスタディアンから100円を受け取ると同時に、証券会社Aは、カスタディアンにソニーの株式を渡します。

3.2 ほふりクリアリングの役割

上記が決済の概要ですが、次に(1)と(2)のプロセスにおけるカスタディアンの決済とほふりクリアリングについて具体的に議論していきます。先ほどの決済で、証券会社Aがソニーの株式を取引所で購入

し、そのソニーの株式をカスタディアンに渡します。したがって、ソニーの株式はまずは保振における証券会社Aの自己口に置かれ、その後、保振におけるカスタディアンの信託口に置かれます*13。重要な点は、証券会社Aの自己口からカスタディアンの信託口にソニーの株式を振り替える際にも、クリアリングがなされている点です。そして、この部分のクリアリングを担う機関がほふりクリアリングです。ほふりクリアリングとは、2003年に設立された保振の子会社であり、カスタマー・サイドのクリアリングを担う機関です。

ほふりクリアリングが実施するグロス＝ネット型DVP

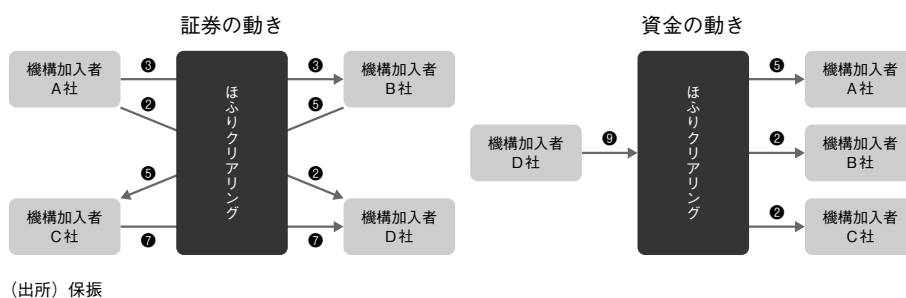
ほふりクリアリングの重要な特徴は、JSCCのように証券と資金を両方ともネットिंगしているわけではない（ネット＝ネット型DVPを実施しているわけではない）点です。クリアリングとは、取引を行った場合、そこから発生する債権・債務関係を、(JSCCやほふりクリアリングと呼ばれる)中央清算機関に移すことでした。前述のとおり、中央清算機関に債権・債務関係が集まる中で、重複が生まれ、それをネットिंगすることで債権・債務関係をシンプルにすることができます。その際、ほふりクリアリングについては「証券」についてはネットिंगせず、それぞれで決済する（グロスで決済する）一方、「資金」についてはネットिंगするという形がとられているということです。これは片一方はネットिंगする一方、もう一方はグロスで決済することから、「グロス＝ネット型DVP」と呼ばれています。

これを示したのが図表7です。ほふりクリアリングについても、証券と資金の受渡に関し、債権・債務関係をほふりクリアリングに置き換えます。図表7の右側のように、資金の動きについてはネットिंगしまい、必要な資金をほふりクリアリングが受け渡します。一方、証券の動きについては、ネットिंगせずグロスで処理していきます。

*12) 投資信託を通じて購入するというケースをもっとも単純化して考えたいためです。

*13) 本例では、証券会社Aとカスタディアンはいずれも直接参加者かつ一般振替DVP制度の参加者であるものと仮定します。一般振替DVP制度について、保振は「一般振替DVP制度は、一般振替（証券保管振替機構における株券等の振替のうち、取引所取引の清算に伴う振替以外のもの）について、証券の受渡しと資金の決済を制度的にリンクさせることにより、証券決済に係る元本リスクを削減し、資金決済の確実な履行を図る制度」と説明しています。

図表7 グロス＝ネット型DVP



なぜカスタマー・サイドではグロス＝ネット型DVPが採用されているか

それではなぜ証券会社とカストディアンとの間の決済（カスタマー・サイドの決済）ではネット＝ネット型DVPではなく、グロス＝ネット型DVPが用いられているのでしょうか。この背景には、まずこの制度の導入時点で、米国の証券振替機関であるDTC（Depository Trust Company）がグロス＝ネット型DVPを行っていたということがあります。当時の日本は米国の制度に学んで、グロス＝ネット型DVPを採用しました。また、証券会社であれば一営業日のうちに多くの株式の売買があり、株式のネッティングのメリットを享受できるものの、証券会社以外はその効果を享受しにくいともいえます。両者の意見を調整する形で、資金については効率性を上げるためネッティングし、証券についてはグロスで行うという形で調整したという事情もあるようです*14。

ストリート・サイドとカスタマー・サイドの整理

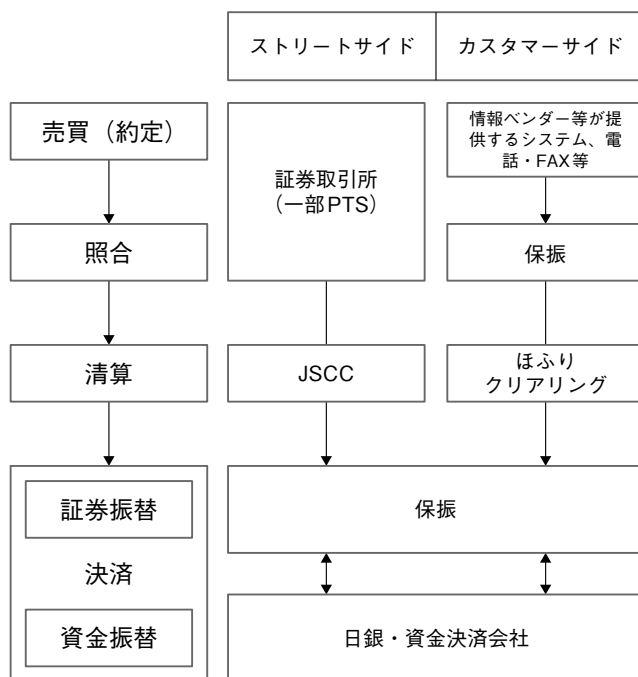
図表8は上場株式に関し、ストリート・サイドとカスタマー・サイドで決済がどのようなフローになるかを整理した図になります。決済は「約定」→「照合」→「清算」→「決済」の流れを経ますが、この流れは縦に示されています。ストリート・サイドは、取引所で約定し、照合へすすみ、JSCCでクリアリングしたあと、保振で証券の決済、日銀で資金の決済という流れになります。

一方、カスタマー・サイドでは、まず運用会社と証券会社の間で「何を、いくらで売買したか」を確認する約定照合を行います。その後、ほふりクリアリングの決済を経て、カストディアン（銀行）・信託銀行と

証券会社等の間で、「いつ、どれだけの証券と資金を受け渡すか」を確認する決済照合を行います。照合が一致した取引について、ほふりクリアリングを介して証券と資金の決済が行われます。

非常に重要な点は、ストリート・サイドとカスタマー・サイドを別々の取引としてみるのではなく、投資信託を経由して上場株式を売買するという1つの経済行為における決済を分解すると、「取引所内での動き（ストリート・サイド）」、「証券会社とカストディアンでの動き（カスタマー・サイド）」に分解することができて、ストリート・サイドではJSCC、カスタマー・サイドで

図表8 日本の証券市場における保振およびほふりクリアリングの役割：上場株式



*14) 証券保管振替機構（2010）によれば、「(1) グロスベースでの資金決済は決済リスクの削減に重点を置いたものではあるが、資金効率が悪い、(2) グロスベースでの資金決済に伴う事務処理の負荷が大きい、(3) 市中銀行の破綻リスクを回避できない、といった問題の解決が困難なことから、グロス＝グロス方式のスキーム案の検討を中断し、米国の証券保管振替機関であるDTCを参考としたグロス＝ネット方式のDVP決済のスキーム案をベースに検討を進めることとした」(p.175) としています。



図表9 一般振替（カスタマー・サイド）と取引所取引（ストリート・サイド）のDVPの整理

	一般振替のDVP決済	取引所取引のDVP決済
運営会社	株式会社ほふりクリアリング	株式会社日本証券クリアリング機構
対象取引	証券取引所における売買の決済に伴う振替以外の振替（カスタマーサイド）	証券取引所における売買の決済に伴う振替（ストリートサイド）
参加者	証券会社・信託銀行・カストディ銀行	証券会社
ネット方式	グロス＝ネット方式	ネット＝ネット方式
債務引受けタイミング（取引所取引の場合）	決済日（T+2）	約定日（T）
不履行発生時の対応	決済日当日に証券振替の実行条件を満たした決済についてのみ、ほふりクリアリングが債務引受けを行い、不履行による資金の不足分のみ、ほふりクリアリングが代わりに債務の履行を行う。	証券取引所で約定したもの全てについて、日本証券クリアリング機構が債務引受けを行い、不履行による証券及び資金の不足分は、日本証券クリアリング機構が代わりに債務の履行を行う。

(出所) 保振*15

はほふりクリアリングがそれぞれ役割を担っているという点です。

なお、図表8におけるカスタマー・サイドの流れをみると、「情報ベンダー等が提供するシステム」とありますが、情報ベンダー等が提供するシステムというのは例えばBloomberg等を指しています。

ほふりクリアリングが生まれた背景

歴史的に、ほふりクリアリングは、株式のDVP決済を実現させるために設立されました。1989年のG30の勧告をうけて、多くの有価証券においてDVP決済を普及させる努力がなされるようになり、日本でも2000年代にDVP決済が進みました。そして、一般振替（カスタマーサイド）については、ほふりクリアリングの導入によりDVP決済が可能になりました。その意味で、ほふりクリアリングは株式等のDVP決済を実現するという観点で設立したという経緯があります。実際、ほふりクリアリングの英語名は、JASDEC DVP Clearing Corporation (JDCC) であり、DVPを明示的に含んだ名称になっています。

ほふりクリアリングは、債務引受やリスク管理という観点で、他のCCP（JSCC）との違いがあります。ほふりクリアリングのリスク管理についてBOXで説明します。

3.3 振替決済制度と保振を用いた説明

ストリート・サイドの振替決済

最後に、「基礎編」でみたように保振をベースにど

のように振替決済がなされるかを確認します。まず、ストリート・サイドから議論します。前述のとおり、証券会社Aが東証に行き、ソニーの株式を100円で約定します。証券会社Aからみると、誰がソニーの株式を売ると判断したかわからないですが、仮に証券会社Bだとしましょう。下記の通り、証券会社Bの自己口にソニーの株式が置いてあります。

図表10 振替決済制度と保振のイメージ（1）

保振機関（保振）				
証券会社A	JSCC	証券会社B	...	
自己口	顧客口	自己口	顧客口	

ソニー
の株式

(出所) 筆者作成

そのうえで、クリアリングを行うことで債権・債務関係が中央清算機関であるJSCCに移ります。その後、決済に進みますが、まず、証券会社Bの自己口にあるソニーの株式をJSCCの口座に振り替えます。

図表11 振替決済制度と保振のイメージ（2）

保振機関（保振）				
証券会社A	JSCC	証券会社B	...	
自己口	顧客口	自己口	顧客口	

ソニー
の株式

(出所) 筆者作成

そのうえで、JSCCの口座にあるソニーの株式を、証

*15) <https://www.jasdec.com/system/dvp/outline/difference/>

券会社Aの自己口に振り替えることで決済を行います。

図表12 振替決済制度と保振のイメージ (3)

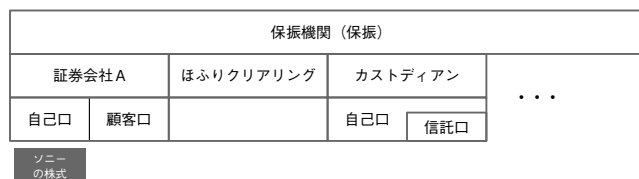


(出所) 筆者作成

カスタマー・サイドの振替決済

次に、カスタマー・サイドを考えますが、証券会社Aの自己口座にあったソニーの株式を、カストディアン
の自己口における口座区分である信託口に振り替えることで決済を行います。注意すべき点は、カスタマー・サイドでは、ほふりクリアリングがその相手方になる点です。前述のプロセスを経て、図表13のように証券会社Aの自己口にソニーの株式があります。

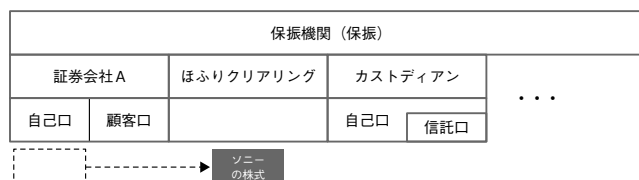
図表13 振替決済制度と保振のイメージ (4)



(出所) 筆者作成

これを、図表14のような形で、ほふりクリアリングの口座に振り替えます。

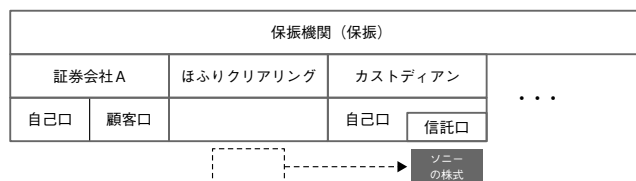
図表14 振替決済制度と保振のイメージ (5)



(出所) 筆者作成

さらに、これをカストディアンの信託口に振り替えることで決済をします。最終的に、保振の建物のカストディアンが管理する信託口と呼ばれるスペースにソニーの株式が置かれることで管理されているというイメージです。

図表15 振替決済制度と保振のイメージ (6)



(出所) 筆者作成

前述のとおり、資金は参加者ごとにネットし、日銀ネットを利用して、参加者自身の日銀当座預金（または指定した決済銀行の日銀当座預金）と、ほふりクリアリングの日銀当座預金との間で決済されます。

4 保振が提供する総株主通知および個別株主通知の機能

4.1 総株主通知の機能

本稿の最後に、保振が有する重要な機能である総株主通知の機能の説明をします。上場株式は日々売買されるため、その時々で、株主の所有者が変わることになります。そのため、上場企業が株主総会を開くために株主にコンタクトをしたり、あるいは、株主へ配当を支払おうと思ったとしても、実際には誰がその時点での株主であるかわからないということになります。もっとも、これまで説明してきた通り、日本で上場している株式については保振にすべて置いてあるので（登録されているので）保振は株主を把握するうえで一定の優位性をもっています。

上場企業が株主を把握したいタイミングは、毎年実施される株主総会もありますし、臨時株主総会を開くこともあります。また、各社で配当を支払う際にも株主を把握する必要があります。日本の上場企業は年2回配当が多いですが、年1回配当や年4回配当企業も存在しています。

大切なのは、「基礎編」で説明したとおり、保振から、証券会社の顧客口の内訳は見えていないということです。例えば、保振からは、ソニーの株式を証券会社Aがどれくらい持っているのか、ということはわかるのですが、証券会社Aの顧客口において筆者がどの程度、ソニーの株式を持っているのかということは把握できないということです。その一方で、日々売買がなされることで、株主が変化する環境下において、例えば、



3月末など配当を支払う主体を確定するタイミングで、誰が株主であるかを発行体が把握する必要があります。

そのため、保振は、上場企業に株主情報を提供すべく、証券会社・カストディアンを含むすべての口座管理機関から、ある時点で、誰が（上場企業の）株主であるかについて報告を受け（顧客口の中の情報は口座管理機関がシステムで把握しています）、保振がその情報を集約し、上場企業にその情報を提供しています。振替法に基づき、このような保振のプロセスがあることで、上場企業はある時点で誰が株主であるかを把握することができ、株主総会を実施すること等が可能になっています。保振が果たすこの機能が総株主通知の機能と呼ばれるものです。

4.2 個別株主通知

保振は、総株主通知に加え、「個別株主通知」という機能も有しています。株式の投資家は、株式を一定以上保有していれば、様々な権利を行使することが可能です。例えば、1株保有していれば議事録の閲覧等の権利がありますし、株式の保有割合（持株比率）が3%以上であり保有期間などの要件を満たすと、株主総会の招集を請求するなどの権利を行使することができます。上場企業は必ずしも少数株主等を把握しているとは限らないため、株主が会社法上の少数株主権等

を行使する場合には、保振を通じて、氏名・住所や保有株式数等の情報を上場企業に通知してもらう必要があります。これを個別株主通知といいます。

4.3 配当の支払い

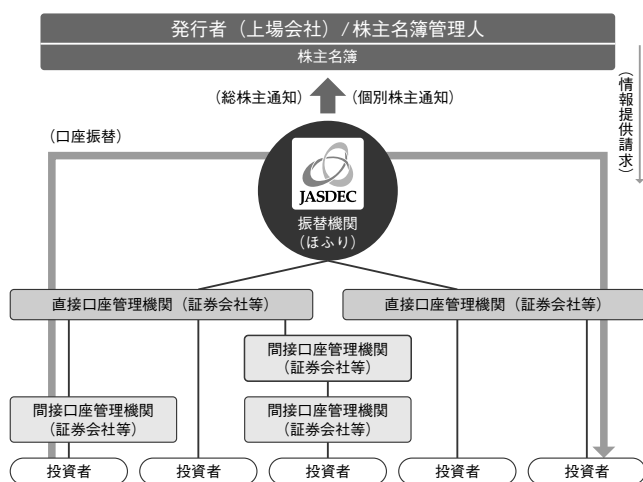
前述のとおり、配当の支払いについても、保振が果たす総株主通知の機能に依存しています。ある特定の時点で株主であれば配当を得ることができますが、前述のとおり、そもそも株主を把握できなければ、発行体は誰に配当を支払えばいいかわかりません。そこで、保振が証券会社を含む口座管理機関から報告を受け、配当の支払い対象となる主体が確定するタイミングで、発行体の株主を把握し、発行体に通知します。

実際の配当の支払いに当たっては、保振が株主情報を株主名簿管理人（証券代行機関、トランスファー・エージェント）に提出します。そのうえで、発行体はトランスファー・エージェントに配当関連の事務を委託し、株主が選択した受領方式に応じて配当金を支払います^{*17}。トランスファー・エージェントは信託銀行等^{*18}が担っています。

5. おわりに

本稿では上場株式を事例に保振の役割を説明しました。本稿を通じて証券決済の理解が深まれば幸いです。

図表 16 総株主通知および個別株主通知のイメージ



（出所）保振^{*16}

参考文献

- [1]. 証券保管振替機構（2010）「証券決済制度改革10年史 株券電子化までの軌跡」
- [2]. 日本証券クリアリング機構（2023）「清算・決済から知る日本国債：市場における清算機関の役割」金融財政事情研究会
- [3]. 服部孝洋（2023）「日本国債入門」金融財政事情研究会
- [4]. 服部孝洋（2025）「はじめての日本国債」集英社
- [5]. 服部孝洋（2026a）「マネー・マーケット入門」日本評論社
- [6]. 服部孝洋（2026b）「証券決済と証券保管振替機構—基礎編—」『ファイナンス』, 17—27.
- [7]. 服部孝洋（2026c）「カストディアン入門—基礎編—」『ファイナンス』, 25—35.

*16) <https://www.jasdec.com/about/business/>

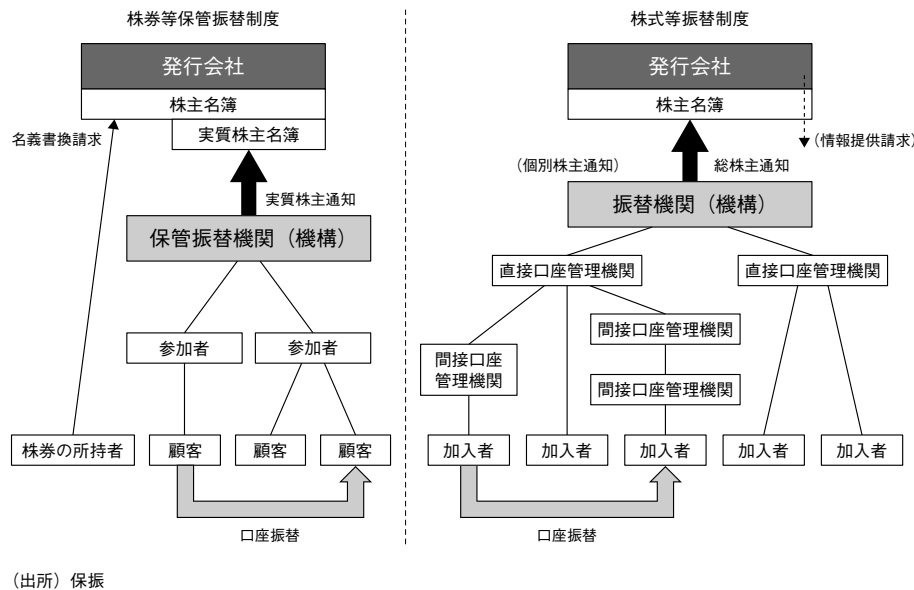
*17) 制度上は4種類の方式があります。
https://faq.jasdec.com/faq/show/879?category_id=1&site_domain=default&ut

*18) 具体的には、アイ・アールジャパン、株式会社SMBC信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行が担っています。

BOX1 株券等保管振替制度(旧制度)と株式等振替制度(現制度)の比較

本稿では保振が有する総株主通知機能を説明しました。「基礎編」で説明したとおり、旧振替決済制度では株式はペーパーレス化されておらず、紙ベースでした。株式が物理的に紙である場合、図表17の左側のように、保振を通じず株券を持っている主体が存在します。そのため、保振がすべての株主を把握するのが困難であり、以前は保振の参加者に基づく「実質株主名簿」を作成していました。一方、株式がペーパーレスになり、すべての上場株式を保振により管理することが可能になり、「総株主通知」を行うことが可能になりました。

図表17 株券等保管振替制度と株式等振替制度の比較



BOX2 ほふりクリアリングのリスク管理

本稿で説明したとおり、ほふりクリアリングはリスク管理を実施しています。ほふりクリアリングのリスク管理を具体的に考えるため、証券会社Aがソニー株を100円で買う取引を考えます。本稿で説明したカスタマー・サイドの取引を考えると、証券会社Aには資金を支払う債務と証券を受け取る債権が生じ、ほふりクリアリングには証券を引き渡す債務と資金を受け取る債権が生じます。仮に証券会社Aが資金決済を履行できない場合、ほふりクリアリングには信用リスクが生じます。

ほふりクリアリングのリスク管理のイメージは、この債権・債務から発生しうる損失をカバーできるよう、ほふりクリアリングの参加者が、キャッシュや有価証券をほふりクリアリングに預けることを求めることで実施されています。証券会社は100円のソニーの株式を買う場合、100円の債権・債務関係がほふりクリアリングとの間で発生します。この場合、100円の株式に係る債権や債務をほふりクリアリングとして負ったにもかかわらず、証券会社がデフォルトすることで、その契約が履行されない点がリスクです*19。

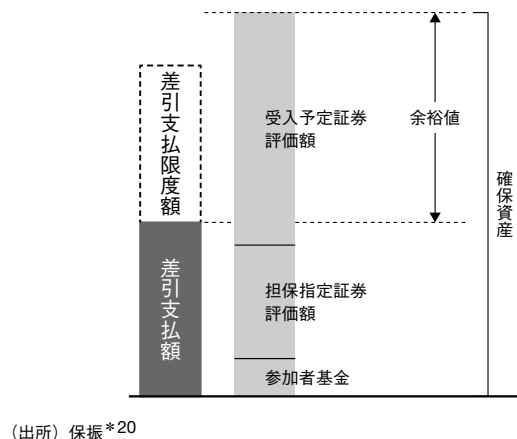
このようなリスクに対応するため、ほふりクリアリングは、ソニーの株式の時価である100円に相当する額

*19) なお、渡方参加者が振替に必要な証券残高を有していることが、ほふりクリアリングが債務引受を行う条件となっています。



(この部分を「差引支払額」といい、厳密にはネットティングしますが詳細は後述します)を、(1) 受入予定証券評価額、(2) 担保指定証券評価額、(3) 参加者基金と呼ばれる3つの合計(確保資産総額)が超えるように参加者に求めています(余裕値(図表18における「確保資産総額 - 差引支払額」)が0以上になるように管理しています)。以下ではそれぞれの意味することを説明します。

図表18 ほふりクリアリングのリスク管理のイメージ(1)



受入予定証券評価額、担保指定証券評価額、参加者基金の詳細

まず、そもそも証券会社はデフォルトしうるので、ほふりクリアリングに、事前に、ほふりクリアリングに一定のキャッシュを置いてもらおうということが考えられます。これが(3) 参加者基金です。ほふりクリアリングでは、JSCCのようにVaRベースではなく、過去の取引における最大差引支払額(=最大エクスポージャー)の実績をベースに参加者基金を計算している点が特徴です。参加者基金は参加者破綻等の際に資金決済を完了させるための資産として位置付けられています。

一方、(1) 受入予定証券評価額は、一般振替DVP決済によって当該参加者が受領する予定の証券について、一定の掛目を乗じて評価した金額です。本例では、証券会社Aが受領する予定のソニー株がこれに相当します。証券会社が潰れるときはマーケット全体が崩れているときである可能性があります。そのため、時価の一定の掛け目(株式については70%)をかけた金額を(1) 受入予定証券評価額として認めています。

(2) 担保指定証券評価額はキャッシュ以外で、証券を担保に入れることも一定程度認めているというものです。100円という求められた金額を満たすため、例えば、日本国債などを保振に預け入れることでも構わないという制度です。

差引支払額

ここでは単純化のため、ソニーの株式のみを考えましたが、証券会社がデフォルトする場合、通常、様々な証券の売買をしており*21、資金決済額はネットティングされます。例えば、証券会社Aが、(1) ソニー株買いの取引(決済金額が100円支払)、(2) ソニー株売りの取引(決済金額が200円の受取)、(3) 日立株の買いの取引(決済金額が150円の支払)の3つの取引を行っていたとします。この場合、 $-100 + 200 - 150$ という形でネットティングされ、▲50円(50円支払)となります。このように様々な取引をネットティングしたうえで残る資金のポジション(この例だと▲50円)が「差引支払額」です。

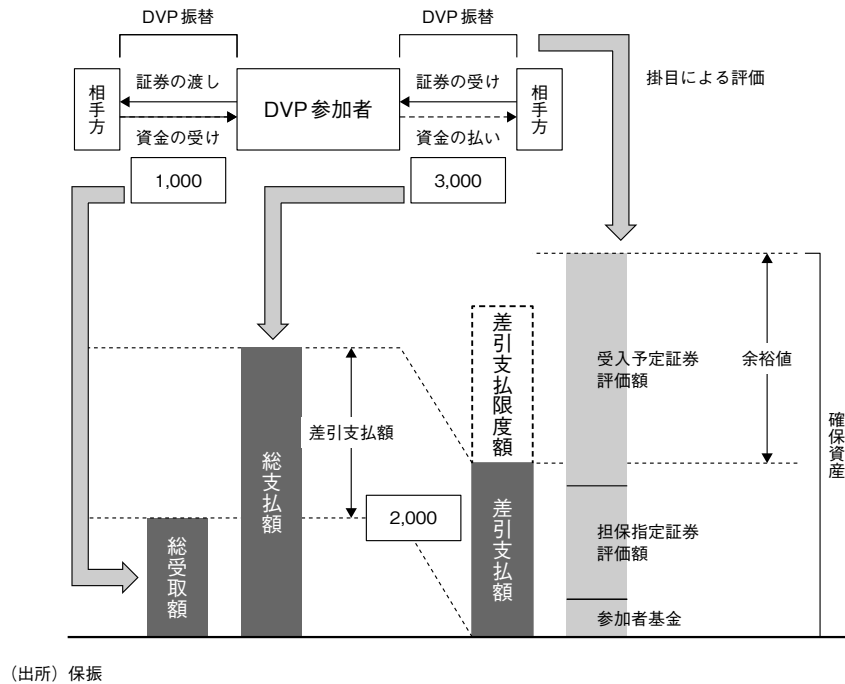
図表19が上記を示した図です。売買を支払いと受け取りの差額(差引支払額)を計算して、その差額を、前述の(1) - (3)が上回るようにするという設計になっています。

*20) https://www.jasdec.com/assets/fq0800/PFMI_Disclosure_JDCC_2026.pdf

*21) 同一銘柄であっても様々な顧客からの委託で買いや売りの取引を行っています。



図表19 ほふりクリアリングのリスク管理のイメージ (2)



引受期間：JSCCとの違い

前述のとおり、JSCCでクリアリングを行う場合、約定後、照合を済ませ、債権・債務をJSCCが引き受け、重複部分はネットिंगすることになります。株式の場合、T+2決済なので、JSCCは、債務引受に関し、約定日(T)から決済を行う日(T+2)までの決済リスクを負うことになります。その一方、ほふりクリアリングの場合、約定した後、2営業日経過した時点で債務引受を行います。つまり、ほふりクリアリングは、決済日当日だけの1日のリスクを負うことになります。

なぜこのような違いが生まれるのかというと、JSCCの場合、証券・資金のネットिंगを行うため(ネット＝ネット型DVPを行うため)、約定した時点で債務引受を行わなければ、証券のネットिंगができません。一方、ほふりクリアリングの場合、債務引受の条件が、(1)「決済照合」が完了していること、(2)一定以上の証券残高があること^{*22}、(3)(売買ともに)リスクチェック(確保資産(余裕値)に係る条件、差引支払限度額に係る条件)となっており、(2)および(3)は決済日当日にチェックされるため、必然的に決済日当日に債務引受となります(DVP決済のための債務引受という制度設計になっているからとも解釈できます)。実際に証券と資金を動かすという観点では、2営業日後に決済を行うという意味で、JSCCもほふりクリアリングも同じであり、異なるのは債務引受の時点になります(資金部分だけは証券会社等の資金効率を上げるためネットिंगして受け渡すという仕組みになっています)。

^{*22} 保振のウェブサイトでは「ほふりクリアリングは、証券の渡方となるDVP参加者に、一般振替DVP制度を利用しようとする振替の対象となる銘柄について、振替請求の数量以上の証券残高があることを求めています」と説明しています。詳細は保振のウェブサイトを参照してください。

ねえ、
麻薬ごときで
人生ダメに
すんの？

麻薬探知犬 ユキチ号



税関

税関は、覚醒剤など不正薬物の密輸を、
全国の港や空港の水際で厳しく取り締まっています。

密輸ダイヤル 24h ▶ **0120-461-961**

ホームページは
こちらから ▶ **税関**

検索

税関Twitter ▶ twitter.com/custom_kun

税関チャンネル ▶ www.youtube.com/user/mof

税関Facebookページ ▶ www.facebook.com/japan.Customs

サイバーリスクを金融安定の問題として捉え直す

OECD 報告書が示す三つの増幅経路

——地政学、サプライチェーン、市場ストレス

国際局国際機構課資金移転対策室 課長補佐 千田 正儀

金融市場のデジタル化は利便性を高める一方、決済・クラウド・外部委託先への共通依存を深めた。OECDの新報告書は、サイバーリスクを個社のIT障害ではなく、地政学、サプライチェーン、市場ストレスを通じて金融安定へ波及する問題として捉える。本稿では具体的な事例と図表を中心に、その含意を整理する。

1 OECD報告書の位置付け—サイバーを金融安定と経済安全保障の問題として捉える

OECDが公表した『金融市場におけるサイバーセキュリティと地政学的リスク』*1は、サイバー事案の頻度と複雑性の高まりを、金融市場の構造変化と結び付けて分析している。この報告書が重視するのは、(1) クラウドや重要ベンダーを介した第三者・サプライチェーン依存、(2) 急速なデジタル化に人材・ガバナンスが追いつかない新興・途上国の脆弱性、(3) 市場が既に不安定な時にショックが増幅されるタイミングの三点である。

金融機関は国境を越えてデータ、決済、清算、本人確認、ソフトウェアを共有する。したがって、最初の侵害が小規模な事業者であっても、代替しにくい機能を止めれば、流動性、信用供給、資産価格、投資家の信認へ波及し得る。サイバーセキュリティは技術部門の防御だけで完結せず、金融安定と経済安全保障を横断する経営・政策課題なのである。

2 地政学が攻撃の目的とタイミングを変える

地政学的緊張が高まると、サイバー攻撃は金銭獲得

だけでなく、制裁回避や越境決済の攪乱、政治的シグナルの発信、相手国の金融システムへの信頼低下にも用いられる。先のOECD報告書に掲載されている図表をみると、2017年のNotPetyaや2022年のロシアによるウクライナ侵略前後に、関係地域のサイバー事案が増えていた局面が分かる。相関があることは因果関係を意味しないが、この図表にある事案の動きを見ると攻撃の発生時期を国際情勢と切り離して評価できないことを示唆される。国家に関連する主体、組織犯罪集団、ハクティビストが同じ空間で活動し、攻撃が制裁発表や軍事的緊張と重なる場合もある。ランサムウェアのサービス化、IoT端末を使ったDDoS、正規データに悪性コードを隠す手法、価格フィードの改ざんなど、目的と技術の双方が多様化している。

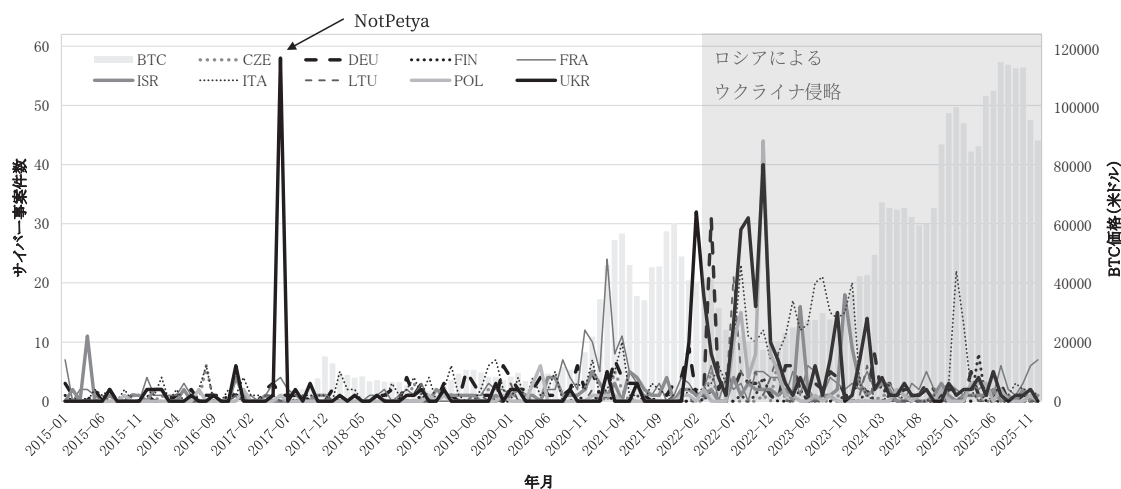
具体的な事例を見ると、サイバー事案の影響が広範に及ぶことが分かる。例えば、2016年の Bangladesh 中央銀行・SWIFT 事案では、ローカルなネットワーク防御と認証の弱点が突かれ、8,100万ドルが不正送金された。2017年のNotPetyaの事案は身代金獲得より業務破壊の色彩が強く、直接被害を受けた企業よりも取引先など間接被害企業の損失が数倍大きかった。2023年には、米国防総省付近の爆発を装った生成AIで作成したとみられる偽画像が拡散し、S&P500が一時約0.3%下落した後、虚偽と判明して反発した。この偽画像の事案は、実際の侵入がなくても、情報操作だけで市場価格が動き得ることを示している。

暗号資産を巡るサイバー攻撃は、金銭目的だけでなく、地政学的な動機も重なり得る。先のOECD報告書によれば、2024年には暗号資産プラットフォームから約22億ドルが盗まれ、2025年の大手プラットフォーム事案では約15億ドルが流出し、イーサリアムの価格が

*1) OECD 報告書『金融市場におけるサイバーセキュリティと地政学的リスク』(OECD Business and Finance Policy Papers, No.104, DOI: 10.1787/1002b1fd-en.)



図表1 地政学的緊張期のサイバー事案



注：BTC価格と、チェコ、ドイツ、フィンランド、フランス、イスラエル、イタリア、リトアニア、ポーランド、ウクライナの月次サイバー事案件数を示す。網掛けはロシアによるウクライナ侵略以降を示す。相関があることは因果関係を意味しない。
出所：OECD（2026）Figure 5を基に筆者が邦訳・再構成。

4%下落した。盗まれた資産が複数の法域やチェーンを短時間で移動すれば、制裁回避や拡散金融への利用を含め、AML/CFTによる事後追跡だけでは対応が難しい。

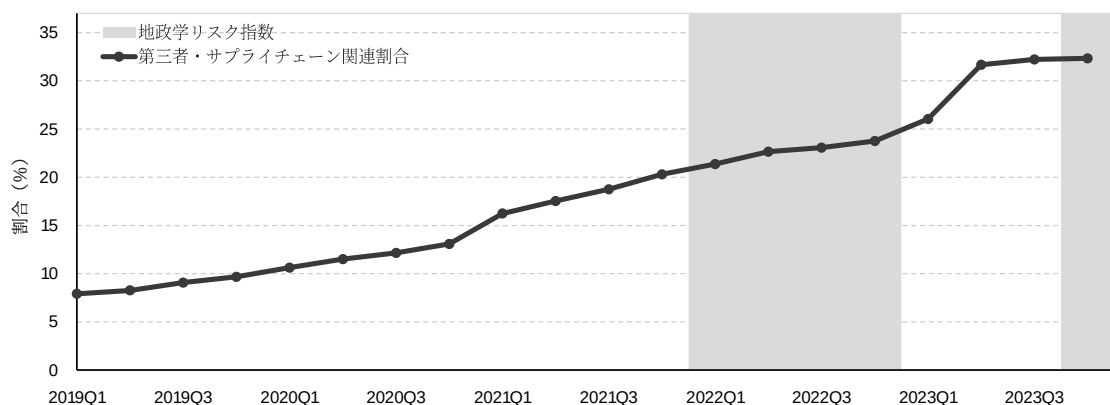
3 サプライチェーンの「弱い接続点」が共通ショックになる

金融分野のサプライチェーンとは、物流だけを指すのではなく、クラウド、データセンター、勘定系、本人確認、決済メッセージ、保管・清算などの重要なICT・サービス依存までを含めて指す言葉である。先のOECD報告書によると金融機関のサイバー事案に占める第三者・ベンダー関連の割合が2019年の約8%から2023年末には32%超へ上昇した。仮に多くの機関が同じ事業者に依存すれば、一事業者の障害が複数

機関の業務を同時に停止させ得ることにつながる。G7では中小企業向け事案が2021年初から2025年初までに14倍超へ増え、近年は銀行向け事案を上回る局面もある。攻撃者が防御の強い中核機関を正面から狙うのではなく、専門人材や投資余力の乏しい小規模事業者を入口に選んでいる可能性がある。

2024年の世界的なIT障害は悪意ある攻撃ではなかったが、集中した技術提供者の更新不具合が多数の企業・金融サービスを同時に止めることが可能であることを示した。2025年には米住宅ローン関連サービス会社への攻撃で、直接侵害されていない複数の大手銀行に関係する顧客情報が影響を受けた。重要なのは、委託先を契約時に審査するだけでなく、再委託先、代替手段、復旧目標、退出計画まで継続的に把握することである。ASEANのように中小企業が生産・物流・

図表2 金融機関のサイバー事案に占める第三者・サプライチェーン関連の割合



注：線は第三者・ベンダー関連事案の12四半期移動割合、縦帯は地政学リスク指数が上位25%となる四半期を示す。
出所：OECD（2026）Figure 7を基に筆者が邦訳・再構成。

貿易金融を支え、デジタル化が急速に進む地域では、ローカルな障害が国境を越えて実体経済と金融へ伝わりやすい。サイバー耐性は取引先選定や投資判断を左右する経済安全保障上の条件にもなりつつある。

4 市場ストレス時には同じサイバー事案でも影響が大きい

先のOECD報告書では、市場が平常時にあるかストレス下にあるか、また全サイバー事案に占める銀行向け事案の割合が低いか高いかを組み合わせ、ハイイールド債の信用リスクプレミアムを比較した。分析の結果を見ると、市場ストレスと銀行向け事案の集中が重なる区分でプレミアムが最も高いことが明らかになった。これは因果関係を証明するものではないが、流動性が乏しくリスク回避が強い局面では、業務障害が担保需要、資金繰り、信用供給への懸念を通じて市場の再評価を増幅し得ることを示す。したがって、平時の平均損失だけを基準に資本・流動性バッファを設計するのでは不十分であることが示唆される。市場ストレス、重要ベンダー障害、決済停止、偽情報の拡散が同時に起きる「複合シナリオ」を想定する必要がある。

5 実証研究が補足する二つの伝播経路

Chida, Kim and Yoshino (2026a) は、銀行部門のサイバー・ストレスが貸出・資金供給能力を徐々に弱め、その影響が3～4四半期後の長期国債価格の上

昇と上乗せ金利の低下として現れ、金融ストレスが高い時ほど大きくなる可能性を示した。また、Chida, Kim and Yoshino (2026b) は、共通のサイバー・ストレス下では、預金規模に対して店舗数が少ない銀行の取引性預金の相対的な減少幅が、店舗型銀行より少ないことを示した。ただし、これは特定の銀行モデルが絶対的に安全であることやシステム全体で預金流出が生じることを意味しない点に留意が必要である。

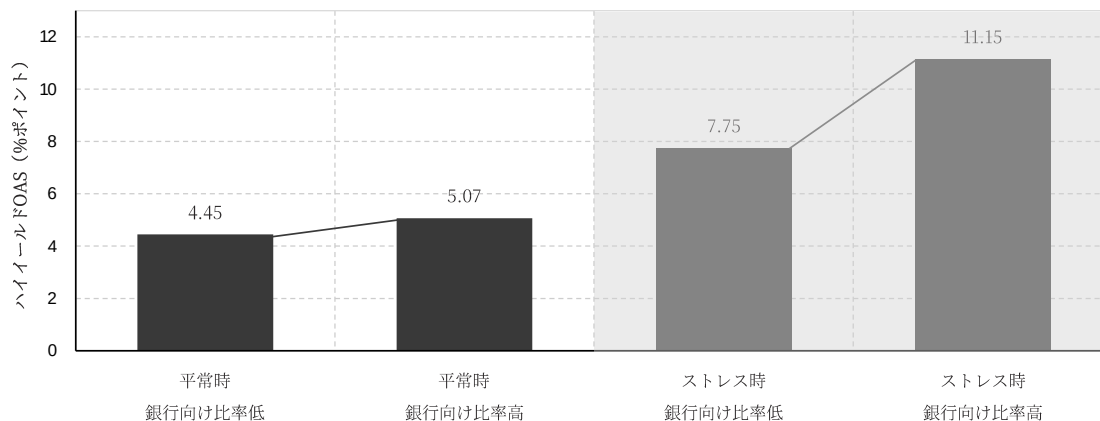
6 日本の金融機関と当局等への示唆

最後に、日本の金融機関と関係当局等に対して、以上の研究成果や考察を踏まえて四点提示したい。

第一に、サイバーリスクを盗難額や停止時間だけで測らず、決済継続、日中流動性、担保・マージン需要、取引性預金、信用供給、市場価格を一つのシナリオで点検すべきである。第二に、重要な第三者サービスを機能単位で可視化し、複数機関が同時に影響を受ける集中リスクをストレステストへ組み込む必要がある。第三に、サイバー部門、AML/CFT・制裁担当、資金繰り、広報、海外拠点が、偽情報を含む複合事案への初動を共同で訓練すべきである。特に、事実確認前の情報が市場を動かす局面を想定し、当局、取引所、金融機関が確認済み情報と未確認情報を区別して迅速に発信する手順が重要である。

第四に、地域・国際レベルの共同監視・支援の枠組みを整備することである。事案情報を集約・分析し、警戒情報、予防・防御プログラム、事案発生後の対

図表3 市場ストレスと銀行向けサイバー事案が重なる場合の信用リスクプレミアム



注：各棒はICE BofA US High Yield Index OASの区分別平均。市場ストレスはVIXが標本の80パーセンタイル以上、銀行向け比率「高」はサイバー事案に占める銀行の割合が75パーセンタイル以上の月である。記述統計であり、因果関係を示すものではない。
出所：OECD (2026) Figure A D.1 を基に筆者が邦訳・再構成。



応・復旧支援を金融機関に提供すれば、個々の銀行の重複投資を抑えつつ、専門人材を確保しにくい中小金融機関の対応力を底上げできる。OECDが提案する地域データセンターや共有分析拠点は、その具体的な基盤となり得る。ただし、共有基盤には、アクセス権、機密保持、法的保護、報告形式の共通化を明確にし、単なるデータ倉庫ではなく、早期警戒、共同演習、フォレンジック、脆弱性対応を継続的に提供する運用機能とする必要がある。サイバー攻撃を完全に防ぐことは難しい。したがって政策の目標は、侵害が起きても重要機能を維持し、波及を限定し、信認を速やかに回復できる金融システムをつくることである。地政学、サプライチェーン、市場ストレスを別々に扱わず、一体的な監視と危機対応へ接続することが求められる。

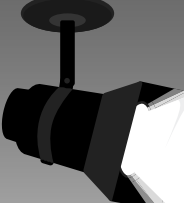
参考文献

- ・ OECD (2026) , Cybersecurity and geopolitical risks in financial markets, OECD Business and Finance Policy Papers, No.104.
- ・ Chida, M., Kim, S. and Yoshino, N. (2026a) , “Cyber risk under stress : Bank cyber shocks and systemic fragility” , Finance Research Letters, 100, 109950.
- ・ Chida, M., Kim, S. and Yoshino, N. (2026b) , “Cyber liquidity risk in the digital banking era : Evidence from transaction-deposit reallocation” , Finance Research Letters, 109, 110548.
- ・ Alba, D. (2023) , “How Fake AI Photo of a Pentagon Blast Went Viral and Briefly Spooked Stocks” , Bloomberg, 22 May 2023.

謝辞 本稿の作成に当たり、緒方国際局長、土橋優氏、草木純子氏、須田涼子氏をはじめとする国際機構課の関係者、及び高橋幸裕氏（元OECD政策アナリスト）から政策面及び実務面における有益な助言と支援をいただいた。また、本稿に関連する実証研究に関し、吉野直行氏（慶應義塾大学）及びSeohyun Kim氏（ソウル大学）から有益な示唆をいただいた。記して感謝申し上げる。

【略歴】財務省勤務。前OECD金融企業局シニアエコノミスト。金融市場、デジタル金融、サイバーリスク、アジアの金融改革に関する政策分析・国際協力に従事。ロンドンスクールオブエコノミクスにて修士号。

注：図表1～3はOECD（2026）の原図・データを基に筆者が邦訳・再構成した。本稿の見解は筆者個人のものであり、筆者の所属機関の公式見解を示すものではない。



小さな貨物、大きな転換

—少額輸入貨物をめぐる主要国の取組—

前 関税局参事官（国際交渉担当）室 国際機構係員 川上 洋貴

はじめに

スマートフォン一つで世界中から安価で多様な商品を購入できる越境EC（電子商取引）は、今や私たちの生活に身近なものとなっています。

越境ECの拡大に伴い、少額輸入貨物は世界的に急増しています。本稿では、関税・税関の役割や近年の動向を概観した上で、少額輸入貨物をめぐる議論の背景を整理し、主要国・地域及び日本における取組を紹介します。

なお、本稿中の意見にわたる部分は執筆時点における筆者個人の見解であり、所属組織等の見解を示すものではありません。記述に誤りがあれば、その責任はすべて筆者に帰するものです。

関税・税関の役割

少額輸入貨物をめぐる議論を理解する前提として、まず日本における関税・税関の役割について簡単に触れたいと思います。関税は、日本では外国から輸入される貨物に課される税であり、財政収入をもたらす機能、国内の産業を保護する機能を有しています。財源としての関税収入は近年0.9兆円前後で推移しており、今日の関税は、一般に財源調達よりも国内産業を保護する手段としての意味合いが強いといえます。

税関は、関税等を徴収する役割と、日本に持ち込んではならない貨物を水際で取り締まる関所としての役割を同時に担っています。このため、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「安全・安心な社会の実現」及び「貿易円滑化の推進」を使命として、円滑な物流、人流を確保しつつ、厳格な水際取締りを遂行することが求められています。

最近の関税政策と税関行政を巡る状況

続いて、最近の関税政策と税関行政を巡る状況について紹介します。

第二次世界大戦以降、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）及びそれを引き継ぎ1995年に設立されたWTO（世界貿易機関）を中心とする自由貿易体制の下で関税率の引下げが進められてきました。こうした中で関税政策の企画立案を行うに当たっては、国内産業の保護の観点のみならず、消費者に与える影響や対外関係への影響、本稿で取り上げる少額輸入貨物の急増や過剰生産能力への懸念の高まりといった足もとで生じている環境への対応といった観点を総合的に勘案することが必要であり、日本は、ルールに基づく自由貿易体制を維持・拡大するとの方針の下、国益に資する形での適切な関税政策に取り組んでいます。

さらに、越境ECの拡大による輸入貨物の急増や訪日外国人旅行者増加等による国際的な物流・人流の変化、国際犯罪組織の多国籍ネットワーク化や犯罪巧妙化、経済社会全体のDXやAI技術の急速な進展により、関税政策・税関行政は大きな転換点を迎えています。

少額輸入貨物とは何か

そもそも、少額輸入貨物とは、日本では、課税価格20万円以下の貨物を指します。なお、諸外国において、越境ECを通じて輸入される少額の貨物は、小口貨物（Small Parcels）と呼ばれることもあります。これらの貨物にかかる課税制度は各国で異なりますが、一定価格以下の貨物に対して関税等を免除する制度が設けられていることがあり、こうした制度は一般にデミニミス・ルール（de minimis rule）と呼ばれ



ます。^{*1}

しかし、近年の越境ECの拡大に伴い、各国はデミニミス・ルールをはじめとした既存の関税制度・税関手続の見直しを迫られています。例えば、令和7年5月のG7財務大臣・中央銀行総裁声明においては、「国際的な少額貨物の大幅な増加、及びこれが税関管理や関税及び租税の徴収インフラを圧倒し、悪用する可能性がある」ことや、「違法薬物取引、偽造品の輸入、商品の誤分類、税収の漏れ、国内小売業者にとっての不公平、大量の廃棄物が発生する可能性がある」ことについての認識が示され、「少額貨物の輸入に関する制度がこれらのリスクに対処し得る方法を探求することにコミットする」旨が記載されました。

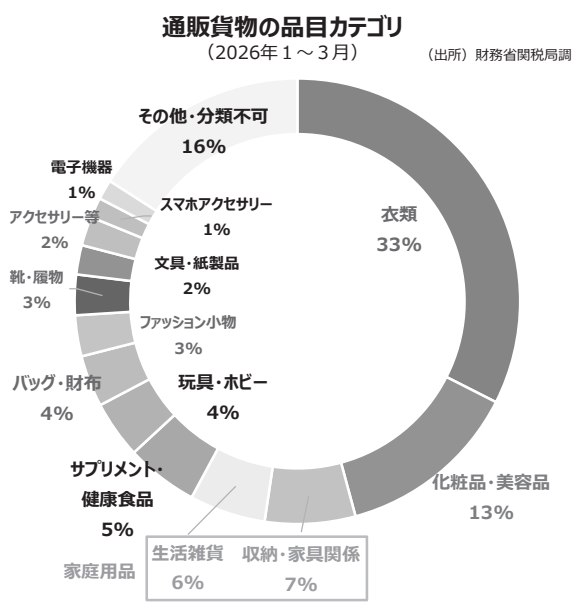
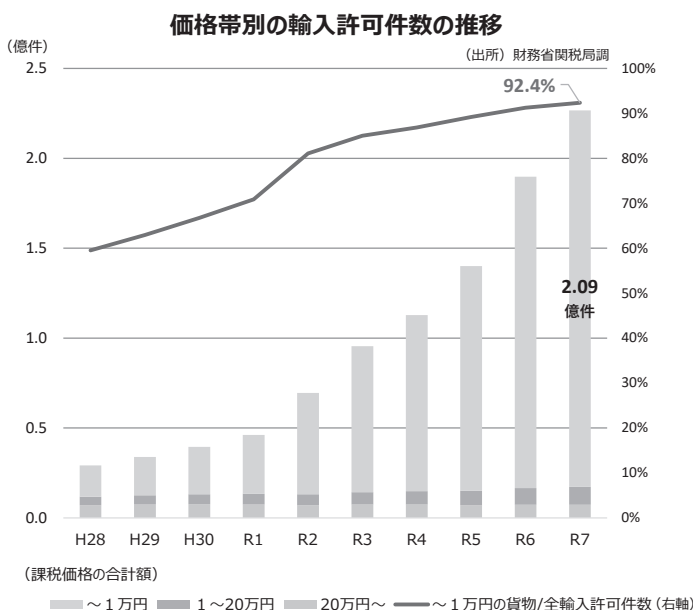
主要国における取組

これらの課題を踏まえ、国際的な議論が進んでいます。G7では、小口貨物タスクフォースの下での作業に加え、本年5月の財務大臣・中央銀行総裁共同声明及び貿易大臣コミュニケの双方において、「公正な競争の促進、コンプライアンスの強化、税関のリスク管理の向上、製品安全の確保、環境への影響の軽減を目的とする措置に関する経験を共有するため、G7財務及び貿易トラック間の協力を強化することの重要性を認識する」等の記載が盛り込まれました。さらに、WCO（世界税関機構）においても重要な政策課題の一つとして取り上げられています。各国の制度見直しの内容は様々ですが、その多くは、適正課税による公正な競争の確保と消費者の安心・安全の確保という二つの観点から整理することができます。

図表1 少額輸入貨物の現状

少額輸入貨物の現状

- 2025年の輸入許可件数は約2億2,700万件（前年比約19.5%増、6年間で約4.9倍）。このうち、**少額貨物（課税価格の合計額が1万円以下）の輸入許可件数は約2億900万件**であり、全体の**約92%**を占める。
- 2026年1～3月の輸入実績を見ると、**全輸入件数の約92%が通販貨物**（このうち1万円以下は約98%）。**少額貨物の問題は通販貨物の問題**。
- 通販貨物の**品目**は、衣類・バッグ等のファッション関連商品が全体の4割強を占め、化粧品や家庭用品が続く。



※大手PF上位9者の品名欄に含まれる単語から推測されるカテゴリ別に集計。その他には食品等の他に、分類ができないもの（例：PLASTIC）を含む。

(出所) 関税・外国為替等審議会関税分科会「水際取締り上の課題等」(令和8年6月23日)

*1) デミニミスとは、ラテン語の*De minimis non curat lex*（法は仔細なことにはこだわらない）に由来し、一定の基準以下の僅かなものに対しては規制の対象としない意で使われる。

米国は、フェンタニル等の違法薬物の流入を含む安全保障上の脅威への対応や関税連脱防止を目的として、少額輸入貨物に係る制度の見直しを進めてきました。2025年8月から、関税デミニミス制度を廃止し、その他、2026年7月から、製品が安全性等の規制に適合していることを確認するため、一定の貨物について製品識別コード等の提出を求めることとしています。また、米国通関システム (Automated Commercial Environment) を活用し、シングルウィンドウを通じて税関と関係省庁間の連携を促進しています。また、国際郵便においては、税関が認定した事業者が関税の納付を受託する等、民間事業者との連携に係る取組も進められています。

EUにおいても、公正な競争の確保や危険品対策を目的として、取組が進められており、本年7月より150ユーロ以下の貨物に適用されていた関税デミニミス制度が廃止されました。当面は暫定的に品目毎に3ユーロの固定関税を徴収し、その後、EU税関データ・ハブ (EU Customs Data Hub) の稼働後、2028年7月以降通常の関税体系に基づく徴収に移行する予定としています。さらに、固定関税とは別に、少額輸入貨物に係る通関処理・リスク管理コストの回収を目的として、一小包あたり2ユーロの取扱手数料を課すことも予定されています。また、EU税関データ・ハブの構築を通じて、EUレベルでのリスク分析機能強化が目指されています。その他、関税デミニミス制度の廃止にあたり、プラットフォーム事業者等への納税義務主体の転換や、詳細な情報提供を迅速に行う事業者との連携強化を目的とした、AEO制度を発展・強化した新たな事業者認証制度 (Trust & Check制度) の導入など、民間事業者の責任明確化の検討も行われています。

英国も、公正な競争の確保や越境EC貨物情報の不足への対応のため、昨年、パブリック・コンサルテーション (市中協議) を実施しました。現行135ポンド以下の貨物に適用されている関税デミニミス制度については、廃止する方針の下、当該貨物について通常貨物と同様にUKGT (英国グローバル・タリフ) に基づ

き分類・関税措置を適用することや、税関行政コストに充当するための手数料の賦課の導入も検討されています。また、新たなデータシステムの構築や、プラットフォーム事業者等に少額輸入貨物に対する納税義務や品目単位の情報提供責任を負わせる等、民間事業者の責任・役割強化の取組も検討されています。

日本における取組

日本でも、政府税制調査会や関税・外国為替等審議会関税分科会^{*2}において少額輸入貨物に係る議論が行われ、令和8年度税制改正及び関税改正等を実施しています。

まず、水際取締り上の課題への対応として、保税業者の適正な業務運営を確保するため、業務改善命令等の創設等を行うとともに、輸入通関における簡易性・迅速性を享受できる者を見直す観点から、簡易・迅速な通関手続の利用制限を導入したほか、少額輸入貨物に関する情報不足が税関のリスク判定を不十分に行っている状況を踏まえ、プラットフォーム事業者との連携強化を進めています。

次に、輸入貨物への課税制度上の課題への対応として、消費税の少額免税制度が見直され、令和10年4月から、国境を越えて行われる電子商取引のうち1万円以下の貨物について、販売者に消費税の納税義務を課すこととされました。また、一定規模以上のECプラットフォーム事業者が仲介する取引については、プラットフォーム事業者が納税義務を転換する制度も導入されることとされました。

さらに、課税価格決定の特例 (いわゆる0.6掛け)^{*3}についても、令和10年4月から廃止されることとされています。

おわりに

以上、少額輸入貨物をめぐる主要国・地域及び日本の取組について紹介しました。

少額輸入貨物への対応はG7等各国共通の課題と

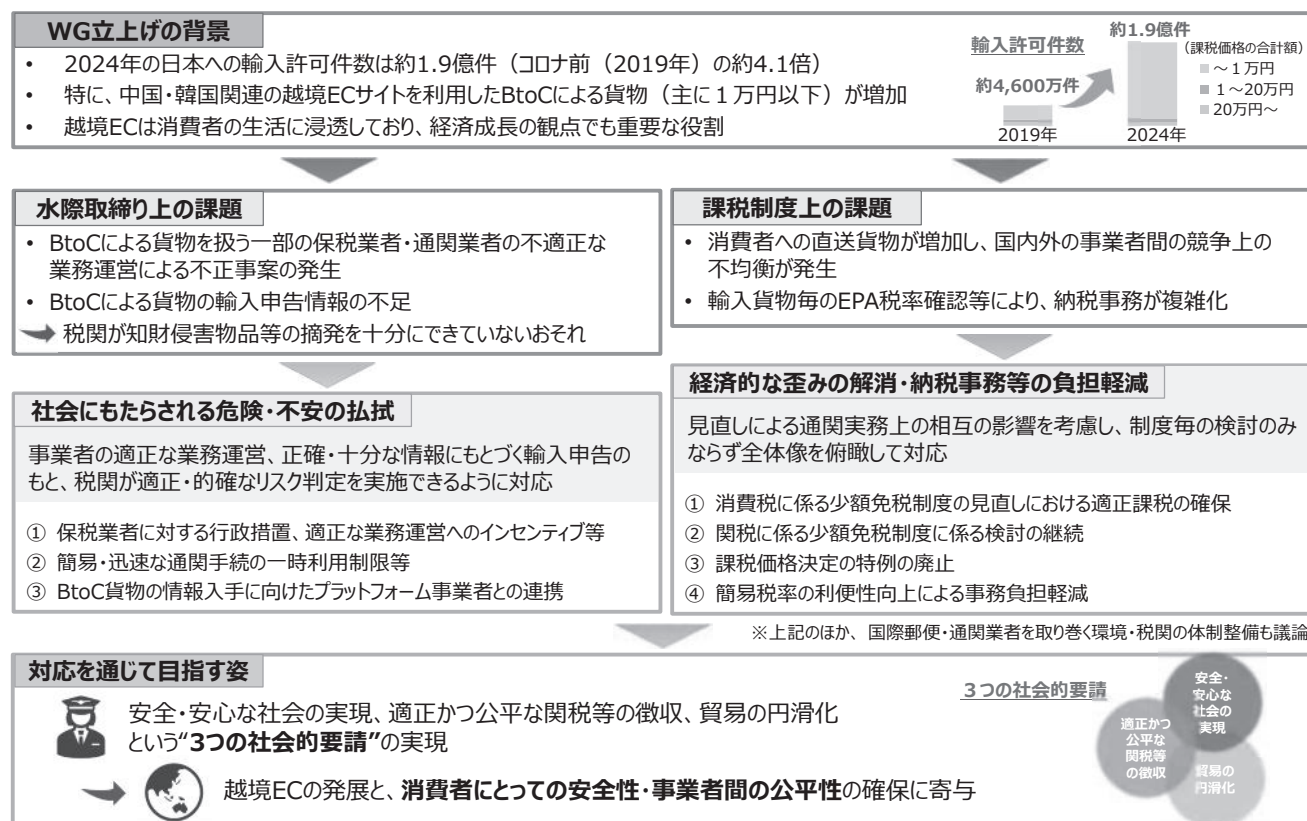
^{*2} 関税・外国為替等審議会関税分科会のもとに、有識者会議である「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ」を設置の上、議論。

^{*3} 輸入貨物が、本邦に輸入する者により携帯して輸入される貨物又は輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物等であって、輸入者の個人的な使用に供されると認められるものについて、海外小売価格に0.6を乗じた金額を課税価格とみなす特例。



図表2 急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ 中間とりまとめの全体像

中間とりまとめ 全体像



（出所）関税・外国為替等審議会関税分科会「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ中間とりまとめ（概要）」（令和7年11月26日）

なっているところ、日本も当事国の一つとして様々な検討を進めています。筆者は、急速に変化する経済・社会情勢等に即して、「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「貿易の円滑化」という税関の使命を着実に果たすため、日本が進める関税制度の整備等の動向に、今後も関心を寄せていきたいと思います。

AMRO 事務局長兼 CEO の視点 (7)

国境を越えるお金ー G20 ロードマップの全体像

AMRO 事務局長兼 CEO 渡部 康人

著者プロフィール

東京大学卒。イェール大学修士。1992年に大蔵省に入省し、アジア開発銀行理事代理、AMRO次長、アジア開発銀行予算人事局長、財務省国際局次長等を経て、2025年5月から現職。



はじめに

前回は、G20におけるクロスボーダー決済をめぐる議論の歴史を振り返り、2020年に「クロスボーダー決済の改善に向けたG20ロードマップ」が策定されるまでをご紹介しました。

今回は、ロードマップに示された5つの重点分野と19の「Building Blocks（構成要素）」を見た上で、それに基づいて設定された具体的な目標についてご紹介します。G20は、クロスボーダー決済をどのように変えようとしているのでしょうか。

5つの重点分野

G20ロードマップでは、クロスボーダー決済が抱える主要な課題として、**コスト、スピード、アクセス、透明性**の4つを挙げ、その改善に向けた取組を5つの重点分野と19の「Building Blocks（構成要素）」に整理しています。まず、5つの重点分野を見てみましょう。

- (1) 官民共通のビジョンへのコミット
- (2) 規制・監督の枠組みの調和
- (3) 既存の決済インフラや仕組みの改善
- (4) データの質の向上と処理の自動化
- (5) 新しい決済インフラ等の可能性

クロスボーダー決済は、民間の金融機関などが提供

するサービスである一方、その基盤には各国の規制・監督や決済システムがあります。国ごとに異なるこれらの仕組みを調和・接続し、データを円滑にやり取りできるようにするためには、官民双方による幅広い取組と調整が必要です。

さらに、既存の仕組みだけでなく、ステーブルコインなど新しい決済の仕組みにも目を配る必要があります。5つの重点分野は、こうしたクロスボーダー決済の改善に必要な幅広い取組を整理したものです。

19の構成要素

19の構成要素は、5つの重点分野について、具体的に何に取り組むのかを示したものです。主なものを重点分野ごとに整理すると、以下の表のようになります。

表1 5つの重点分野と主な構成要素

5つの重点分野	主な構成要素
官民共通のビジョンへのコミット	・共通のビジョンと目標の策定 ・国際的な指針・原則の実施
規制・監督の枠組みの調和	・規制・監督などの枠組みの調和 ・マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策（AML/CFT）の一貫した適用 ・本人確認（KYC）・身元情報の共有の促進
既存の決済インフラや仕組みの改善	・決済システムへのアクセス改善 ・営業時間の延長・調整 ・異なる決済システムの相互接続
データの質の向上と処理の自動化	・決済に使われるメッセージやデータ形式の標準化・調和
新しい決済インフラ等の可能性	・新たな多国間プラットフォームの実現可能性の検討 ・グローバル・ステーブルコインの健全性の促進 ・中央銀行デジタル通貨（CBDC）の設計における国際的な側面の検討

出所：CPMI（2020）を基に作成。

このように、19の構成要素は、クロスボーダー決済を構成する様々な部分を個別に改善するだけでなく、国や制度、決済システムの違いを越えて、それらをよ



り円滑につなげていくための取組から構成されています。一つの取組だけでクロスボーダー決済の課題を解決するのではなく、官民が幅広い分野で並行して改善を進めていくというのが、ロードマップの特徴です。

G20が目指すクロスボーダー決済

こうした取組を通じて、G20ではクロスボーダー決済を「どこまで改善すること」を目指しているのでしょうか。「決済を速くする」「コストを下げる」といっても、どの程度速く、安くなればよいのかが明確でなければ、取組がどこまで進んだのかを測ることはできません。

ロードマップでは、5つの重点分野のうち、最初の「官民共通のビジョンへのコミット」という分野において、その構成要素の一つとして、クロスボーダー決済について共通のビジョンと目標を設定することが掲げられています。これを具体化する形で、G20は2021年、コスト、スピード、アクセス、透明性とい

4つの課題について、具体的な目標を設定しました。G20の目標は、クロスボーダー決済を3つに分けて設定されています。現在、目標の進捗を測る上で、10万ドル以上の決済を**ホールセール決済**、10万ドル未満の決済を**リテール決済**として区分しつつ、海外の家族や友人への送金など、**小口で商取引を目的としない個人間の送金**を、これらとは別の区分として扱っています。

表2 G20目標におけるクロスボーダー決済の3つの区分

区分	内容
ホールセール決済	10万ドル以上のクロスボーダー決済。金融機関間の決済が中心
リテール決済	10万ドル未満のクロスボーダー決済。主に企業間 (B2B)、企業から個人 (B2P)、個人から企業 (P2B)、下記以外の個人間 (P2P) の決済
商取引を目的としない個人間送金	小口で商取引を目的としない個人間 (P2P) の送金 (海外の家族や友人への送金など)

出所：FSB (2022) を基に作成。

それでは、G20はこれらの決済について、具体的にどの程度の改善を目指しているのでしょうか。以下では、**コスト、スピード、アクセス、透明性**の順に見ていきます。

コストより安く

まず、コストから見てみましょう。これまでご紹介したように、クロスボーダー決済では、複数の金融機関を経由することなどから、国内決済と比べてコストが高くなりやすいという課題があります。

G20は、**リテール決済**について、決済額に対するコストの**世界平均を1%以下とし、3%を超える送金経路をなくす**ことを2027年末までの目標としています。ここでいうコストには、送金や受取にかかる手数料だけでなく、中継する金融機関の手数料や、通貨を交換する場合の為替レートに含まれるコストなども含まれます。また、「送金経路 (corridor)」とは、例えば日本からシンガポール、シンガポールからタイといった、送金元の国と送金先の国の組み合わせを指します。世界平均を引き下げるだけでなく、コストが高い送金経路をなくすことも目標としている点が特徴です。

商取引を目的としない個人間送金については、200ドルを送金する際のコストを**世界平均で3%以下とし、5%を超える送金経路をなくす**ことが目標とされています。ここでいう200ドルは、個人間の少額送金を区分する金額基準ではなく、送金コストを測るための基準額です。これはG20ロードマップで新たに設定された目標ではなく、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) としてすでに掲げられ、G20も支持していた目標を改めて確認したものです。このため、リテール決済とは目標の水準や期限が異なり、2030年が目標年となっています。

なお、ホールセール決済については、コストの数値目標は設定されていません。金融機関間を中心とする大口の決済では、料金体系が取引量や取引金額などによって異なり、個々の決済ごとに価格が設定されるとも限らず、市場全体の平均的なコストを把握することが難しいためです。ただし、ロードマップに基づく取組を通じて、ホールセール決済についてもコストの低下が期待されています。

スピードより速く

次に、スピードです。これまでご紹介したように、クロスボーダー決済では、複数の金融機関を経由する

ことや、各国の決済システムの稼働時間が異なることなどから、決済に時間がかかることが課題となっています。

G20は、ホールセール決済、リテール決済、商取引を目的としない個人間送金のいずれについても、**75%の決済を1時間以内、残りを1営業日以内**とすることを2027年末までの目標としています。

アクセス—より多くの人へ

3つ目は、アクセスです。クロスボーダー決済を利用できる環境は、国や地域、金融機関、企業、個人によって異なり、必要な決済サービスを利用できないケースもあります。

G20は、ホールセール決済について、**すべての金融機関が少なくとも一つのクロスボーダー決済の送受金手段**を利用できることを2027年末までの目標としています。リテール決済については、**すべてのエンドユーザーが少なくとも一つの電子的なクロスボーダー決済手段**を利用できること、**商取引を目的としない個人間送金**については、送金サービスを希望する人の**90%超が電子的な送金サービス**を利用できることを目標としています。

透明性—よりわかりやすく

最後は、透明性です。クロスボーダー決済では、複

数の金融機関などを経由することから、最終的にどの程度のコストがかかるのか、いつ資金が届くのか、送金がどこまで進んでいるのかが分かりにくいことが課題となっています。

G20は、ホールセール決済、リテール決済、商取引を目的としない個人間送金のいずれについても、2027年末までに、すべての決済サービス提供者が、**総取引コスト、資金が届くまでの見込み時間、決済状況の追跡、取引条件に関する情報を支払人と受取人に提供**することを目標としています。ここでいう総取引コストには、コストについての目標と同様に、送金・受取手数料のほか、中継する金融機関の手数料や、通貨交換に伴う費用も含まれます。

おわりに

今回は、2020年に策定されたG20ロードマップの全体像と、その後に設定された具体的な目標についてご紹介しました。G20は、5つの重点分野、19の構成要素に沿って様々な取組を進めるとともに、コスト、スピード、アクセス、透明性について具体的な目標を設定し、クロスボーダー決済の改善を進めています。

こうした世界的な取組が進む中、本年（2026年）、ASEAN+3（日中韓）でも、日本とフィリピンの共同議長のリリーダーシップの下、クロスボーダー決済の改善に向けた議論が進められています。AMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス）は、本年

表3 クロスボーダー決済の改善に向けたG20の目標（達成期限：2027年末）

	ホールセール決済	リテール決済	商取引を目的としない個人間送金
コスト	数値目標なし	・世界平均 1%以下 ・3%超の送金経路ゼロ	・200ドル送金時の世界平均 3%以下 ・5%超の送金経路ゼロ（達成期限：2030年末）
スピード	・1時間以内：決済の75% ・1営業日以内：決済の100%		
アクセス	すべての金融機関が少なくとも一つの送受金手段を利用可能	すべてのエンドユーザーが少なくとも一つの電子的な送受金手段を利用可能	90%超の個人が電子的な送受金手段を利用可能
透明性	すべての決済サービス提供者が、総取引コスト、着金までの見込み時間、決済状況の追跡、取引条件などの情報を提供		

出所：日本銀行（2024）、FSB（2021）を基に作成。



5月、ASEAN+3地域におけるクロスボーダー決済の現状や各国の取組、地域の決済連結性、今後の方向性をまとめた報告書をASEAN+3財務大臣中銀総裁会合に提出し、公表しました。今回は、この報告書の内容を基に、ASEAN+3地域におけるクロスボーダー決済の取組についてご紹介します。

参考文献

- ・日本銀行 (2024)「決済システムレポート (2024年9月)」
- ・AMRO (2026), "ASEAN+3 cross-border payments, regional connectivity, and way forward"
- ・Committee on Payments and Market Infrastructures (CPMI) (2020), "Enhancing cross-border payments : building blocks of a global roadmap"
- ・Financial Stability Board (FSB) (2020), "Enhancing Cross-border Payments Stage 3 roadmap"
- ・FSB (2021), "Targets for Addressing the Four Challenges of Cross-Border Payments"
- ・FSB (2022), "Developing the Implementation Approach for the Cross-Border Payments Targets"

5次のトリセツ

—FATF第5次対日相互審査で示す官民のチカラ—

—第6回：IO6（特定金融情報等の活用）—

国際局 資金移転対策室 資金移転対策管理官
資金移転対策係長

松尾 綱紀
茅根 光洋

【目次】

- はじめに
- FATF基準の要請（IO6）
 - IO6の位置づけ
 - FIUとは
 - 特定金融情報とは
 - IO6：特定金融情報等の活用
 - 第5次相互審査からの評価ポイントの変更点
- FATF第5次相互審査での各国への指摘事項
 - マレーシア
 - ベルギー
 - イタリア
 - オーストリア
 - シンガポール
 - これまでのまとめ
- 第4次相互審査での日本への指摘事項
 - 特定金融情報・FIUに関する主な指摘事項
 - STR分析・活用に関する課題
- 第4次対日相互審査以降の日本政府の取り組み
 - JAFICの機能強化
 - 特定金融情報分析の高度化
 - 国際連携の強化
 - 官民連携の推進
- 第5次対日相互審査における課題と民間事業者にご留意いただきたい事項
 - 第5次対日相互審査における課題
 - 民間事業者にご留意いただきたい事項
- 終わりに

掲載号		内容
2026年5月号	第1回	序論
6月号	第2回	IO1
7月号	第3回	IO2
8月号	第4回	IO3
9月号	第5回	IO4
10月号	第6回	IO6
11月号	第7回	IO7
12月号	第8回	IO8
2027年1月号	第9回	IO9
2月号	第10回	IO10
3月号	第11回	IO11
4月号	第12回	IO5
5月号	第13回	重要TC
6月号	第14回	まとめ

（掲載号・内容は変更される場合があります）

1. はじめに*1

前回はIO4（DNFBPの監督・予防措置）について、FATFが各国に求めるDNFBPの監督・予防措置の概要、第5次相互審査における各国への指摘事項、及び第4次対日相互審査での指摘事項と日本政府の取り組みをご説明した。本稿では、IO6（特定金融情報等の活用）について取り上げたい。

近年、SNS上で著名人になりすまし、あるいは「必ず儲かる」と投資を勧誘して金銭をだまし取る「SNS型投資詐欺」や、恋愛感情を利用して金銭を要求する「ロマンス詐欺」、そして「トクリュウ」と呼ばれる匿名・流動型犯罪グループが敢行する特殊詐欺が急増し

ている。こうした犯罪によって集められた収益が、どのようにマネー・ロンダリング（マネロン）されていくのかを想像してみたい。

被害者が振り込んだ資金は、まず全国各地の個人名義の口座に少額ずつ入金される。これらの口座は、SNSや違法求人サイトを通じて集められた「出し子」名義や、他人からの譲渡・売買により不法に入手された口座であることが多い。入金された資金は、即座に他の複数の金融機関の口座へと転々と送金され、やがて一部は暗号資産交換業者（VASP：Virtual Asset Service Providers）の口座に流れ込み、暗号資産に交換されたうえで海外の取引所や海外の口座へと送金されていく。捜査機関が一つの口座を把握したときに

*1) 本稿の意見にわたる部分は執筆者の個人的見解であり、執筆者の属する組織の公式見解を示すものではない。



は、資金は既に何段階も先へ移動しており、犯行グループの中核にたどり着くことは容易ではない。

ところが、この資金の流れは、ばらばらに存在しているわけではない。個々の金融機関やVASPは、それぞれの取引モニタリングにおいて「短期間に多数の個人から入金があり、直後にほぼ全額が送金される」「暗号資産交換業者への高額送金が繰り返される」といった不自然な資金の動きを検知し、「疑わしい取引」として当局に届け出る（「疑わしい取引の届出」、STR：Suspicious Transaction Report）。これら複数の金融機関等から届けられた無数のSTRは、日本の資金情報機関（FIU：Financial Intelligence Unit）であるJAFIC（Japan Financial Intelligence Center：犯罪収益対策室）に一元的に集約される。JAFICは、これらのSTRを、過去の届出、警察が保有する犯罪情報、外国FIUから得た情報等と突き合わせて総合的に分析する。その結果、一見無関係に見えた複数の口座と資金の流れが一本の線につながり、個々の金融機関からは見えなかった、そして捜査機関でさえ端緒段階では把握できなかったマネロンに至る資金の流れの全体像が可視化される。JAFICが作成したこの分析結果（特定金融情報）が捜査機関に提供されることで、末端の出し子にとどまらず、資金を吸い上げる中核の犯行グループの摘発、さらには犯罪収益の追跡・凍結・押収へとつながっていく。

この場面こそ、IO6が評価しようとしている内容である。ここで注目すべきは、金融機関等が提出した「点」の情報が、FIUによる分析を経て「線」や「面」の情報、すなわち捜査に活用可能な特定金融情報へと変換され、それが実際の捜査・訴追・財産回復・国際協力という「成果」に結び付いている、という一連の流れである。IO6は、単にFIUが存在するか、STRを受理しているかという制度の有無を問うものではない。特定金融情報が実際に生成され、共有され、捜査等に活用され、犯罪者への打撃という成果を生んでいるか、その有効性（Effectiveness）を評価する審査項目なのである。

2. FATF基準の要請（IO6）

（1）IO6の位置づけ

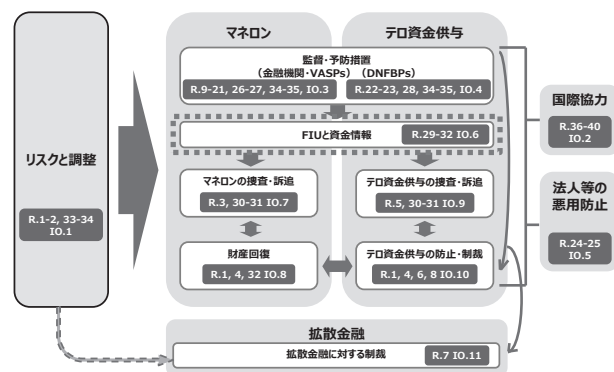
IO6は、FATFの11の有効性評価項目（IO：Immediate Outcomes）のうち、特定金融情報及びその他の関連情報が、当局によってマネロン及びテロ資金供与の捜査等のために適切に活用されているかを評価する項目である*2。前述のとおり、IO6では、FIUや制度が存在するかにとどまらず、特定金融情報が実際に生成され、活用され、成果に結び付いているかという有効性が問われる。

マネロン等対策の概要図（IO・TCの相関図、下表）のとおり、IO6は主に勧告29から32に対応し、勧告1、2、4、8、9、15、34、40の要素にも関係している。

また、IO6は独立した評価項目であると同時に、他のIOを結び付ける結節点でもある。IO1（リスクの理解）で特定されたマネロン・テロ資金供与リスクは、FIUがどのような情報に着目して分析を行うかの前提となる。IO3・IO4（金融機関等/DNFBPの監督・予防措置）の評価対象となる特定事業者により提出されるSTRは、FIUの主要な分析対象となる。そして、FIUや他の権限ある当局が生成する特定金融情報は、マネロンの捜査・訴追（IO7）や財産回復（IO8）、テロ資金供与対策（IO9・IO10）における捜査の端緒・証拠、資金追跡の基礎となり、さらにIO2（国際協力）を通じて国境を越えた資金の流れの解明を支える。

【マネロン等対策の概要：IOとTCの相関図】

マネロン等対策の概要



（出所）FATF基準及びFATF作成資料を基に室内にて作成。

*2) FATF "Methodology – For Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems (Updated December 2025)", p.135-137.

(2) FIUとは

FIUとは、特定事業者から提出されるSTR等の情報を集約し、分析し、その結果を捜査機関や法執行機関等に提供する国の中央機関である。勧告29は、各国に対し、(1) STRの受理と、(2) マネロン・前提犯罪・テロ資金供与に関連するその他情報の受領・分析、(3) その結果の提供を担う中央機関としてFIUを設立し、必要な情報に適時にアクセスできるようにすることを求めている*3。

日本のFIUであるJAFICは、犯罪収益移転防止法(犯収法)第3条に基づき国家公安委員会が担う事務を処理する機構として、警察庁に設置されている*4。捜査機関との近接性ゆえに、特定金融情報を迅速に捜査へ接続できる点が構造上の強みである。

(3) 特定金融情報とは

特定金融情報(Financial Intelligence)とは、単なるSTRの集積ではない。FATFの文脈における特定金融情報とは、STRやその他の情報に対して犯罪関連情報等を付加し、複数の情報源を突き合わせ、リスクに基づいて分析を加え、捜査に活用できる形に加工された情報を指す。ここが第5次相互審査を理解する上での要諦であり、多数のSTRを受理していること自体は「入力数の多さ」を示すにすぎず、それがどれだけ「有効なインテリジェンス」に変換され、活用されているかが問われる。

FIUがアクセス・活用する情報には、STRのほか、現金等の輸出入に係る税関への申告情報、犯罪経歴等の法執行情報、税務情報、公開情報、そして外国FIUから得られる情報等、広範なものが含まれる。特定金融情報は、その加工・分析の目的に応じて、個別事案の捜査・資産追跡に直接資する「オペレーショナル分析(operational analysis)」と、犯罪の手口・傾向やリスクの変化を把握して政策立案に資する「戦略分析(strategic analysis)」に大別される。第5次相互審査では、この双方が評価対象となる。

(4) IO6：特定金融情報等の活用

IO6の有効性は、以下の4つの主要な課題(Core Issue)に基づき評価される*5。

Core Issue 6.1：情報へのアクセスと質

FIUは、STR、現金取引報告、国境を越える現金等の申告・開示、その他の広範な報告・データ・情報にどの程度アクセスしているか。

その他の当局は、STR情報を含む、幅広い報告・データ・その他の情報にどの程度アクセスしているか。

これらの情報は、関連性・正確性・最新性のある情報が含まれており、FIU及び他の権限ある当局は、適時にアクセスしているか。

Core Issue 6.2：特定金融情報の生成・提供

FIUは、他の権限ある当局のニーズに応じた特定金融情報をどの程度生成し、提供しているか。また、他の権限ある当局も、FIUデータやその他の関連情報を用いて、自らの業務ニーズに応じた特定金融情報をどの程度生成しているか。

Core Issue 6.3：当局間協力と情報の機密性保護

FIUと他の権限ある当局は、特定金融情報及びその他の関連情報をどの程度協力し、交換しているか。また、交換・利用される情報の機密性を、どの程度安全に保護しているか。

Core Issue 6.4：捜査における特定金融情報の活用

当局は、マネロン、前提犯罪及びテロ資金供与に関連する捜査において、証拠形成、犯罪収益の特定・追跡のために、特定金融情報及びその他の関連情報をどの程度活用しているか。

(5) 第5次相互審査からの評価ポイントの変更点

第5次相互審査におけるIO6の評価は、第4次相互審査と比べて、次の諸点で重心が移っている。

第一に、量から質への転換である。STRの受理件数や他国のFIUとの情報交換件数といった「量」の説明にとどまらず、それらがどのように分析され、どのような捜査・訴追・財産回復の成果に結び付いたかという「質」と「成果(アウトカム)」が重視される。

*3) FATF "The FATF Recommendations (Updated October 2025)", Recommendation 29

*4) 犯罪収益移転防止法第3条。JAFICは、疑わしい取引に関する情報の集約・整理・分析及び捜査機関等への提供、外国FIUへの情報提供、犯罪収益移転危険度調査書の作成・公表、特定事業者による措置を確保するための情報提供・監督補完等を担う。

*5) 前掲Methodology, p.135-137. 邦訳・要約は執筆者による。



特に、大量のSTRを、システムやAI等を活用して迅速かつ効率的に処理・分析できているか（分析の効率性・スピード）が問われる点は、大量のSTRを受理する日本にとって重要な着眼点である。

第二に、特定金融情報の生成主体の広がりである。第5次審査で新設されたCore Issue 6.2に象徴されるように、FIU単独の分析だけでなく、捜査機関や税務当局等が保有する情報を用いて生成する特定金融情報を含め、国全体としての生成・活用が評価される。

第三に、戦略分析の重視である。個別事案の分析（オペレーショナル分析）に加え、犯罪の手口・傾向を分析し、その結果がリスク評価（IO1）や政策・制度の見直しに活用されているかが問われる。

第四に、新たなリスク領域への対応である。暗号資産関連の分析、クロスボーダー送金の追跡といった、資金の流れが複雑かつ迅速に国境を越える領域について、FIUが的確に分析しているかが着眼点となっている。

第五に、有効性を示す事例の重要性である。制度や統計だけでは有効性は立証されず、特定金融情報が捜査の端緒・重要な証拠として機能し、複雑な資金の流れを解明し、最終的に検挙や財産回復に至った具体的事例を示すことが求められる。

3. FATF 第5次相互審査での各国への指摘事項

2025年10月のFATF全体会合から第5次相互審査の結果が順次公表されている。ここでは、本稿執筆時点で公表済みの初期事例として、マレーシア、ベルギー、イタリア、オーストリア及びシンガポールの審査結果を取り上げる。これらの事例は、第5次審査における評価の傾向や着眼点を把握する上で重要な示唆を与えるものである。

（1）マレーシア（2025年12月公表）

マレーシアは、IO6について4段階中の上から2番目の評価であるSE評価^{*6}を得た。

マレーシアのFIUは、約139万件のSTRを受理しており、その大半（約93%）が銀行セクターからで

ある。提出されたSTRの数は国のリスク評価（NRA：National Risk Assessment）の結果と概ね整合している。FIU及び他の当局は、最新で幅広い情報にオンラインで適時にアクセスできると評価された。また、関連する複数のSTRを一連に分析し、対象者とその関連性の包括的な把握が可能となり、法執行機関及び他国のFIUへの情報提供率の向上に寄与している。また、裁判所命令によらずに金融機関に対象者の口座・資産の特定・情報提供を求める調査命令を発出できる仕組みが、正式な捜査開始前に犯罪収益の特定に活用されている点も評価された。

一方、DNFBP（カジノを除く）からのSTRが一貫して低調である点、法人顧客の実質的支配者情報の利用可能性や国境を越える現金・銀行取引（クロスボーダー取引）情報の活用になお改善の余地がある点が指摘された。

（2）ベルギー（2025年12月公表）

ベルギーは、IO6について4段階中の上から2番目の評価であるSE評価を得た。

ベルギーのFIUは、質の高い分析を行い、捜査機関等に有用な特定金融情報を提供しており、FIU情報は、複雑なML捜査、BO・犯罪収益の特定に貢献していると評価された。

一方、非銀行セクターからのSTRが限定的であること、VASPに対する監督当局が指定されていないことに起因して特定金融情報の入力に空白が生じ得ること、情報の適時性になお改善の余地があることが指摘された。

（3）イタリア（2026年4月公表）

イタリアは、IO6について4段階中の上から2番目の評価であるSE評価を得た。

イタリアのFIUは、捜査機関及び司法当局の活動を効果的に支援するオペレーショナル分析の質の高さと、戦略分析の質の高さが評価された。また、国内・国際の両面における協力、管理・モニタリング、国際的な金融制裁の実施に関する活動についても肯定的に評価された。イタリアは、政府横断の金融安全委員会

*6) 上位評価から順に、High, Substantial, Moderate, Low (level of Effectiveness)

を通じた関係当局間の連携が機能し、複雑なマネロン事案において共同捜査が行われている点でも高い評価を得ている。

一方、VASPに関連する分析や、成果を体系的に把握・可視化する仕組みには、なお発展の余地があると指摘された。

(4) オーストリア (2026年4月公表)

オーストリアは、IO6について4段階中の下から2番目の評価であるME評価となった。今回取り上げる5か国の中でIO6がSE評価に届かなかったのはオーストリアのみである。

オーストリアでは、FIU・法執行機関が幅広い金融・行政情報にアクセスし、特定金融情報を捜査の開始・証拠収集、口座凍結及び犯罪収益の差押えに活用している。また、法執行機関からの要請に基づく分析では、複雑なMLを含む捜査や犯罪収益の特定・追跡を適切に支援している。

一方、FIUの自発的な分析・提供は、詐欺や単純なマネロン事案に偏っており、複雑なマネロン事案、前提犯罪者以外の第三者及び専門家を利用したマネロンへの対応が不十分であると指摘された。また、一部の金融機関及びDNFBPからのSTRがリスク度合いに比べて少ないほか、法執行機関からFIUへの正式なフィードバック制度や、提供情報の捜査上の成果を把握するための統計にも課題がある。

オーストリアの事例は、情報へのアクセスや当局間の協力体制が一定程度整備され、特定金融情報が実際に捜査へ活用されていても、その生成・提供・活用が国のリスクに応じた幅広いマネロン事案に及ばなければ、SE評価には達しないことを示している。

(5) シンガポール (2026年5月公表)

シンガポールは、IO6について4段階中の上から2番目の評価であるSE評価を得た。

シンガポールのFIUは、十分なリソースと高度なITシステムを備え、STRのほか高額現金取引報告や現金移動報告を含む広範なデータを統合して分析していると評価された。電子プラットフォームにより、届出前に誤りの修正や迅速な提出を促す機能が備わっており、STRの質と適時性は良好とされた。官民連携

も積極的に行われている。

他方、STRの約82%が金融機関（主に銀行セクター）からの届出であり、高リスクのDNFBP等からの届出が相対的に少ないこと、犯罪類型別に見ると詐欺・組織犯罪・脱税に関する届出は多い一方、汚職・貿易を悪用したマネロン（TBML：Trade-Based Money Laundering）・環境犯罪といった高リスク領域に関する届出が十分でないこと、そして特定金融情報がマネロン捜査の起点として用いられる割合が限定的であることが指摘された。

(6) これまでのまとめ

下表は、上記5か国の相互審査報告書におけるIO6の主な指摘を、Core Issueごとに整理したものである。肯定的な評価は**太字・下線**で、否定的な評価は細字で示している。

第5次相互審査の事例を見ると、FIUによる分析の質や、FIUと捜査機関との連携は、多くの国で肯定的に評価されている。他方で、(1) 非銀行セクター・DNFBP・VASPからのSTRの底上げ、(2) 特定金融情報がリスク評価と整合し、幅広い犯罪類型を網羅しているか、(3) 特定金融情報が捜査の起点や犯罪収益の追跡という成果に十分結び付いているか、(4) 成果を裏付ける統計・事例の整備、といった点に各国共通の課題が見られる。とりわけ、SE評価とME評価を分けた要因は、特定金融情報が国のリスクに応じた幅広いマネロン事案に結び付いているかという点にあった。

日本は、後述のとおり年間100万件を超えるSTRを受理し、FATF加盟国の中でもトップクラスの入力量を有する。これを「広範な特定金融情報基盤を有効に活用している」と説明できれば大きなアドバンテージとなるが、反対に「大量のSTRを十分に分析・活用できていない」とのマイナスの評価につながるおそれもある。IO6は、情報のアクセス・生成・共有・活用のすべての場面において、情報の質だけでなく、分析・提供の効率性（スピード）も審査される。この点、大量のSTRをシステム・AI等を活用して迅速かつ効率的に処理・分析し、具体的な成果に結び付けていることを、事例をもって示すことが不可欠である。



	マレーシア	ベルギー	イタリア	オーストリア	シンガポール
評価 (右) Core Issue (下)	SE	SE	SE	ME	SE
情報へのアクセスと質 (6.1)	FIU・法執行機関は最新で幅広い情報にオンラインで適時アクセス可能。 BO情報の正確性・最新性と、クロスボーダー取引情報の捜査への活用に課題。	FIUは幅広い行政・特定金融情報にアクセスし、迅速に取得可能。 STRの届出は金融機関に偏り、非金融セクターのML・TFを検知するための情報が不足。	FIUは幅広い金融・行政情報を分析システムで照合・統合し、特定金融情報を作成。 法執行機関のデータベースに直接アクセスできず、初期分析における捜査関連情報との照合の適時性に改善余地。	FIU・法執行機関は、特定金融情報・行政情報を捜査や犯罪収益の特定・追跡に活用。 一部の金融機関・DNFBPからの届出がリスクに比して少ないことが分析に利用できる情報を制約。	政府機断的なデータ統合によりFIU・関係機関は幅広い情報を正確・適時に取得。 クロスボーダー取引情報へのアクセスが不十分、一部の高リスクセクターからのSTRが不足。
特定金融情報情報の生成・提供 (6.2)	関連する複数のSTRを一連して分析し、リスクに沿った情報を提供。 STRの優先順位付けに法執行機関等の意見が未反映、密輸や組織犯罪に関する情報提供も少ない。	FIUは組織犯罪、脱税、TBML等について質の高い分析情報を提供。 情報分析システムが不十分、TFや不動産を通じたML等の戦略分析も不十分。	FIUは全てのSTRを分析し、高リスク案件にはネットワーク分析や暗号資産取引に関する高度な分析を実施。 初期分析の迅速化と、司法当局からの捜査・訴追の最終結果の還元が必要。	FIUは法執行機関の要請に応じて、複雑なML捜査や犯罪収益の追跡を適切に支援。 FIUの自発的な分析・情報提供は詐欺・単純なMLに偏り、複雑なMLへの対応が不十分。	FIUは高度なITシステムを用いて特定金融情報を生成し、捜査の開始・支援に活用。 特定金融情報の作成・提供が国のリスク評価と十分に整合し、複雑なMLへの対応が不十分、詐欺以外の高リスク犯罪への活用も不十分。
当局間連携と情報の機密性保護 (6.3)	関係当局間及び官民間で特定金融情報を継続的に交換。 FIU提供情報等の有効性と利用状況の継続的な検証が必要。	FIU、警察、検察、税務、監督当局等が緊密に連携。 税務・税関情報の捜査利用が不十分、司法当局への情報送付の一部が郵便等に依存。	FIUと捜査機関は情報交換を安全かつ継続的に実施。 国際協力上の情報交換、一定額以上の取引情報の要請、高リスク金融取引情報の共有に関する手続が未実施。	FIUは監督当局・捜査機関・他国のFIUと頻りに情報交換を実施。 法執行機関からFIUへのフィードバック制度がなく、提供した金融情報の有効性の把握が不十分。	関係当局間及び官民間で特定金融情報を継続的に交換。 提供情報の有効性、追加照会・捜査結果に関する詳細な統計が不足し、情報交換の成果の把握が不十分。
捜査における特定金融情報の活用 (6.4)	FIU情報が多数の調査・捜査に活用。 クロスボーダー決済情報の捜査・資産追跡への活用が不十分。	FIU情報は、複雑なML捜査、BO・犯罪収益の特定に貢献。 FIU提供案件の43%が追加措置がなされておらず、警察の人員・専門的な分析ツールも不足。	特定金融情報は、複雑なML・TF捜査、犯罪収益の追跡・差押え・予防没収に活用。 司法当局から捜査・訴追の結果が還元されず、FIU分析の効果の把握が不十分。	特定金融情報は捜査の開始、証拠収集、口座凍結・資産差押えに活用。 複雑なML、前提犯罪者以外の第三者によるML、専門家を利用したMLへの活用が不十分。	特定金融情報は高額・重要ML事案の捜査・犯罪収益の追跡に活用。 特定金融情報が端緒として開始されたML捜査は全体の2%にとどまり、活用が限定的。

※ 〇 内はCore Issue番号

4. 第4次相互審査での日本への指摘事項

(1) 特定金融情報・FIUに関する主な指摘事項

2021年8月に公表された第4次対日相互審査報告書において、日本は、IO6について、4段階中の上から2番目のSE評価を受けた*7。IO6は、日本が第4次相互審査において比較的高い評価を得たIOの一つであり、FATFは、日本がマネロン・テロ資金供与の捜査・訴追のための特定金融情報の収集及び利用について良い結果を示している点を評価した。もともと、更なる有効性向上の観点から、以下のとおり複数の点が指摘された。

第一に、捜査機関が、捜査の初期段階において、対象者の資産状況や、申告された収入・財産の全体像を把握するために有効である場合は、税務当局の情報にアクセスし活用できるようにすべきと指摘された。

第二に、捜査の早い段階で、犯罪収益の追跡・凍結・押収を目的とした特定金融情報の生成と活用を優先すべきと指摘された。あわせて、既知の口座の資金追跡と並行して、どの特定事業者が捜査対象者の口座を保有しているかを容易に特定できるようにするた

めの仕組み（例えば、口座保有情報を照会できる中央的な仕組み等）の整備が求められた。

第三に、現金等の輸出入申告に係る情報を税関とJAFICとの間で適時に共有する仕組みを発展させるべきと指摘された。

第四に、テロ資金供与の手口類型に関するガイダンスを強化するとともに、より深度のあるマネロンに関する疑わしい取引の参考事例を発行し、複雑な事案を含め届出の範囲を広げるべきと指摘された。

第五に、重要な事案の分析に集中できるよう、参照データに基づく自動的な優先順位付け等、テクノロジーの更なる活用によりJAFICのSTR初期処理能力を強化すべきと指摘された。

第六に、特定金融情報がリスクベースの監督や政策目標の達成に資するよう、JAFIC、金融庁、その他の当局間で、的を絞った戦略分析情報を積極的に共有すべきとされた。

(2) STR分析・活用に関する課題

以上の第4次相互審査での指摘事項をまとめると、日本においては、特定金融情報の収集・分析・活用の

*7) FATF, Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures – Japan, Fourth Round Mutual Evaluation Report, August 2021, p.14

基本的な枠組みは高く評価された一方で、(1) 捜査の初期段階における資金追跡を意識した特定金融情報の生成・優先順位付け、(2) 税務情報・税関情報等、STR以外の広範な情報へのアクセスと統合的活用、(3) 口座保有状況を迅速に特定する仕組みの整備、(4) テクノロジーの活用による大量STRの効率的処理、(5) 監督当局間との戦略分析情報の共有、といった点において、有効性をより一層高める余地が指摘された。

5. 第4次対日相互審査以降の日本政府の取組み

第4次相互審査以降、日本政府は、金融情報の有効性向上を目的として、制度整備及び運用の双方において取組みを進めている。まず、2022年5月に、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議（以下「政策会議」）が策定・公表した「基本方針」において、国としてのマネロン等対策の方向性が示された。さらに、2024年4月には、政策会議において2024年度から2026年度を対象とする「行動計画」が決定され、IO6（特定金融情報の活用）に関して、「ICT・AI技術の活用による疑わしい取引の届出の分析の実効性・効率性の向上」、「関係機関の連携強化」が掲げられた。以下では、これらを踏まえた取組みを、4つの観点から整理する。

(1) JAFICの機能強化

JAFICは、受理したSTRに犯罪関連情報等を付加した上で分析官が確認し、必要に応じて特定事業者に届出内容を照会して情報を補完し分析を行っている。第4次相互審査で指摘されたテクノロジーの活用については、大量のSTRを効率的に処理し、複雑・重大な事案の深度ある分析に注力できるよう、ICT・AI技術を活用した分析の高度化に向けた取組みが進められている。また、2025年10月に発出された通達において、警察庁は、「個別の疑わしい取引に関する情報について、情報相互の関連性及び組織犯罪等に関連する情報についても勘案した総合的な分析を実施する」としている*8。

日本におけるSTRの受理件数は5年連続で増加しており、2018年（平成30年）の約41.7万件に対し、2025年（令和7年）には約101.9万件と倍以上に達している*9。この背景には、届出義務の周知徹底、電子申請による届出負担の軽減（2025年中の電子申請率は約99.7%）といった取組みがある。もっとも、件数の増加それ自体は目的ではなく、これらが有効なインテリジェンスとして活用されていることを示すことが重要である。



(2) 特定金融情報分析の高度化

特定金融情報の分析は、オペレーショナル分析と、戦略分析の両面で高度化が図られている。

オペレーショナル分析の面では、JAFICは、都道府県警察をはじめとする捜査当局から重点的に分析すべき対象・団体等の情報提供を受け、当該対象に係るSTRを優先的に分析するとともに、現に捜査中の事案についてSTR以外の関連情報を得て並行的に分析を行っている。近年は、近時の犯罪傾向を踏まえ、匿名性の高い暗号資産の取引や、多様化する資金移動サービスに着目した分析を強化している。

戦略分析の面では、JAFICは、犯罪の手口・傾向に関する情報や、犯罪に使用された口座取引の類型をもとに、犯罪収益の疑いのある資金移動パターンを分析し、その結果を当局、都道府県、特定事業者等にプロアクティブに共有している。共有内容には、国際的なマネロン事件、金地金関係犯罪、いわゆる地下銀行（銀行法違反）、暗号資産利用犯罪の手口・着眼点等に関する分析が含まれる。こうした戦略分析の成果は、毎年公表される犯罪収益移転危険度調査書や年次報告書に

*8) 警察庁「犯罪収益対策推進要綱の改正について（通達）」（令和7年10月1日 警察庁内組一発第22号ほか）。

*9) 国家公安委員会・警察庁「犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和7年）」による（以下、統計は同報告書等に基づく）。



も反映されており、特定金融情報がリスク認識（IO1）や政策・制度の見直しの基盤として機能している。

（3）国際連携の強化

JAFICは、他国のFIUとの間でも積極的に情報交換を行っている。エグмонт・グループ（Egmont Group：世界のFIUによる国際的な情報交換の枠組み）の一員として、高度に暗号化された専用の通信システムを通じて、迅速かつ機密性を確保した情報交換を行っている。JAFICは、2019年5月時点で108の国・地域のFIUとの間で情報交換の枠組みを設定していたが、その後対象国を拡大し、2026年2月末時点で120を超える国・地域のFIUとの間で情報交換が可能となっている。他国のFIUへの情報提供要請及び自発的な情報提供も継続的に行われており、これらは国境を越えた資金の流れの解明に活用されている。IO6における国際情報交換は、前回までに述べたIO2（国際協力）とも密接に関係する横断的な要素である。

（4）官民連携の推進

特定金融情報の有効性は、その入力に担う特定事業者の届出の質に支えられている。JAFICは、監督当局と連携し、STRの届出様式・入力要領を定めて公表するとともに、届出件数の多いメガバンク等に対して

定期的にSTRの届出状況・活用事例をフィードバックし、最近の犯罪傾向・手口を踏まえた新たなリスクの特定を促すなど、届出の量のみならず質を高める取り組みも行っている。また、捜査機関等のニーズを把握し、そのニーズに沿ったSTRの提出を特定事業者に促している。過去には、暗号資産交換業者への個別訪問や入力要領の整備を通じて、暗号資産に係るSTRの届出件数・内容の充実が図られた例もある。

他方で、DNFBPからの届出は依然として低位であり、全体のごく一部（例えば直近で全体の1%に満たない水準）にとどまっている。第4次相互審査でも指摘されたこの点は、特定金融情報の入力の幅を確保する観点から、IO6・IO4に共通する課題として引き続き取り組みが求められる。

6. 第5次対日相互審査における課題と民間事業者にご留意いただきたい事項

（1）第5次対日相互審査における課題

FATF基準の要請、第5次相互審査における各国への指摘事項、そして第4次対日相互審査における指摘事項を踏まえると、日本が第5次対日相互審査においてIO6で相応の高い評価を得るためには、特定金融情報に基づく「成果」を示すことが重要である。

【コラム】「エグмонт序曲」と「エグмонт・グループ」

2022年11月23日、日本が誇る世界的指揮者の小澤征爾はベートーヴェン作曲の「エグмонт序曲」を指揮した。マエストロは既に車椅子姿であったが、わずかに動く指先の動きを、コンサートマスター（同じく齋藤秀雄門下の豊嶋泰嗣氏）が尊崇の眼差しで余すことなく受け取り、オーケストラのメンバーに伝え、壮大な世界観を描き出した実に感動的な演奏であった。これは当時国際宇宙ステーションに滞在していた若田光一宇宙飛行士に直接届けられたものであり、また惜しくも、マエストロによる生前最後の公の場での指揮となった。

この「エグмонт序曲」は、16世紀、フランドル地方を拠点としたラモラル・ファン・エグмонт伯爵がスペインによるネーデルランド属領支配に抗するも処刑された英雄的悲劇をゲーテが戯曲化し、それにベートーヴェンが付けた序曲である。ほぼ同時期

（1890年代）に作曲された交響曲第5番と同じく劇的・英雄的なフレーズが盛り込まれた名曲で、今でも各所で盛んに演奏される。

時は下り、FATF創設から6年後となる1995年4月、エグмонт伯の居城であったエグмонт宮殿（ベルギー・ブリュッセル）に欧州主要国及び米国のFIUが集まり、各国FIUの交流、情報交換等の促進を目的とした非公式なフォーラムを創設。そして、会場にあやかり「エグмонт・グループ（Egmont Group）」と名付けた（同グループは2008年カナダのオタワに本部を設立したが、その名称は変更されていない）。

日本は、当初金融庁内にFIUを設置した2000年に同グループに加盟した。本年2月末現在、同グループには182の国・地域のFIUが加盟しており、マネロンやテロ資金供与の国際協力に欠かせない組織となっている。

この点に関し、以下の6点について更なる取組みの強化が求められるだろう。

第一に、STRが実際の捜査に結び付いたことの実証である。年間100万件を超えるSTRという「量」は、それ自体では有効性を示さない。特定事業者から提出されたいわば「宝の山」をシステム・AI等を活用して迅速・効率的に分析・優先順位付けを行い、それが捜査の端緒や重要な証拠として機能していることを、統計と具体的事例の双方で示す必要がある。

第二に、FIUの分析成果が捜査機関で活用されたことの実証である。JAFICが生成する特定金融情報が、都道府県警察をはじめとする捜査機関等のニーズに応え、実際に捜査で活用されていることを、犯罪類型毎の活用件数や捜査端緒件数、検挙件数といったデータと、具体的な事例等により示すことが求められる。

第三に、資産凍結・没収・財産回復への結び付きである。第4次相互審査で指摘された「捜査初期段階における犯罪収益の追跡を意識した特定金融情報の生成・優先順位付け」を具体化し、特定金融情報がIO7（捜査・訴追）にとどまらずIO8（財産回復）の成果に結び付いていることを示す必要がある。とりわけ、どの特定事業者が対象者の口座を保有するかを迅速に特定する仕組みや、税務当局・税関との情報連携の成果を説明できることが望ましい。

第四に、国際情報交換が成果を生んだことの実証である。エグモント・グループを通じた外国FIUとの情報交換について、件数のみならず、それが国境を越えた資金追跡や具体的な捜査・財産回復に結び付いた事例を示すことが重要である。

第五に、暗号資産関連分析が機能していることの実証である。VASPに係るSTRの分析、暗号資産を用いたクロスボーダーの資金追跡について、JAFICがどのような手法で分析し、いかなる成果を上げているかを示すことが求められる。

第六に、戦略分析が政策形成に活用されていることの実証である。JAFICの戦略分析が、犯罪収益移転危険度調査書（IO1）や監督当局の監督方針（IO3）、政策・制度の見直しに反映されているという「循環」を、一貫したストーリーとして説明できることが重要である。

加えて、日本のIO6を語る上で忘れてはならないの

は、**特定金融情報の生成・活用がJAFIC単独で完結するものではない**という点である。捜査機関、税務当局、税関、海上保安庁、厚生労働省麻薬取締部、証券取引等監視委員会、検察庁等が、それぞれの権限に基づき広範な情報にアクセスし、資金の流れを解明する中で金融情報を生成・活用している構造を示すことが不可欠である。**関係省庁が一体となって、国全体としての特定金融情報の有効性を示すことが求められる。**

（2）民間事業者にご留意いただきたい事項

IO6は主として当局側（FIU・捜査機関等）の有効性を評価する審査項目であるが、その入力を担うのは民間事業者である特定事業者である。**特定金融情報の有効性は、STRの質に大きく依存する**ものであり、特に以下の点についてご留意いただきたい。

第一に、STRの質の向上である。第5次相互審査では、届出の件数のみならず、その内容的確性と適時性が重視される。届出義務を負う特定事業者においては、単に参考事例や敷居値に形式的に該当したから届け出るのではなく、「なぜ疑わしいと判断したのか」という根拠を具体的かつ正確に記載し、取引の背景や顧客の属性、自らが業務の過程で把握した事情を適切に盛り込んでいただきたい。当局が事案の優先順位を判断し、迅速に分析・捜査へ活用できるかは、こうした届出内容の質に大きく左右される。届出の「量」ではなく「質」こそが、特定金融情報の有効性を高める鍵である。

第二に、自社のリスクの理解とリスクに応じた対応である。質の高いSTRの前提となるのは、各事業者が自らの業態や取引に内在するマネロン・テロ資金供与リスクを的確に理解していることである。国のリスク評価書である犯罪収益移転危険度調査書等、監督当局が公表する各種ガイドライン、及び業界団体が策定する手引き等を踏まえ、自らの業態に固有のリスク特性を把握したうえで、リスクに応じた対応を講じていただきたい。犯収法上の各義務は、マネロン等を防止するという公的な要請に応じて、各業態のリスクに応じて課された固有の義務であるという点に、改めてご留意いただきたい。

第三に、当局からの情報発信・フィードバックの活用である。JAFICや監督当局からは、STRの活用事例



や最近の犯罪の手口・傾向に関する情報及び届出の判断の参考となる「疑わしい取引の参考事例」が発信されている。これらを自らの取引の確認や顧客管理の見直しに反映し、より質の高いSTRにつなげるという「情報の循環」に積極的に参加いただきたい。取引の異変や新たな手口に係る事業者から当局への「小さな気づき」が、当局のリスク認識の更新につながり、それが再び参考事例やガイドラインといった「大きな枠組み」として事業者還元される、この双方向の流れが、制度全体の実効性をより強固なものにする。

第四に、情報の管理及び届出に係る守秘義務である。STRを提出しようとする、提出したことを、当該取引の顧客やその関係者に漏らす「内報(tipping-off)」は、犯収法上禁止されている(同法第8条第4項)。届出者の保護と制度の信頼性を確保する観点から、届出に係る情報の機密性を確保し、社内規程の整備や役職員に対する継続的な社内教育・研修を通じて、その適切な取扱いを徹底いただきたい。

7. 終わりに

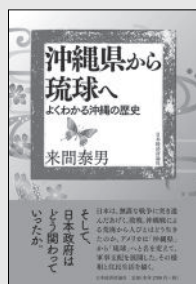
IO6(特定金融情報の活用)は、民間事業者である特定事業者が提出するSTR等の情報が、FIUをはじめとする当局によって分析・共有され、実際の捜査・訴追・財産回復・国際協力という成果に結び付いているかという有効性を評価する審査項目である。第5次相互審査では、FIUの存在やSTRの受理といった制度・量の説明にとどまらず、特定金融情報が実際に成果へと変換されているかがより精緻に審査される。

これまでの5か国の評価結果を踏まえると、SE評価とME評価を分けた要因は、制度や体制の有無ではなく、**特定金融情報が実際の捜査・犯罪収益の追跡という成果に結び付いているか、そしてそれが国のリスク評価と整合しているか**という点にあった。日本は、年間100万件を超えるSTRという豊富な情報基盤と、捜査機関に近接した法執行型FIUという構造的強みを有している。この強みを、量ではなく成果、すなわち具体的な事例をもって審査団に実証できるかが、第5次対日相互審査における評価を左右する。

疑わしい取引の届出制度は、民間事業者と当局とが協働して犯罪収益の移転を防止する、官民連携の仕組

みそのものである。特定事業者による届出という「入口」がなければ、FIUによる分析も、捜査機関による活用もあり得ない。すなわち、民間事業者の皆様が日々の業務の中で気づいた一つ一つの届出こそが、特定金融情報の出発点なのである。個々の事業者による取組みに加え、業界団体等を通じた事例・知見の共有や、当局との意見交換の場への参画を通じて、業界全体としての対応力を高めていくことが、日本全体のマネロン等対策の底上げにつながる。特定金融情報の有効性は、届け出る側と活かす側、すなわち官と民双方の力が合わさってこそ、金融犯罪者への打撃という成果に結実するのである。

(第7回に続く)



来間 泰男 著

沖縄県から琉球へ よくわかる沖縄の歴史

日本経済評論社 2025年8月 定価 本体2,700円+税

評者

日本政策投資銀行設備
投資研究所上席主任研
究員
政策研究大学院大学博
士課程(政策プロフェッ
ショナルプログラム)
在籍

渡部 晶

本誌2023年3月号で、著者の「よくわかる沖縄の歴史」の2冊目にあたる『琉球近世の社会のかたち』を紹介したが、その後も『琉球王国から沖縄県へ』(2023年11月)、『沖縄の昭和戦前期』(2025年5月)が発行されてきた。このシリーズは、高校生にも分かる形で、かつ、いわゆる通史の形式をとらず、時代の展開とともに論点を選んで配列している。

『琉球王国から沖縄県へ』は、日本本土は「近代」に向かう中、『琉球処分』により「沖縄県」となった/されたものの、そのときの内政の改革は留保された』時期を描いた。この著作における著者の「琉球処分」再評価論には瞠目させられる。そして最終章では、経済的・社会的に統合されることになった「沖縄県土地整理事業」(1899~1903年)を取り上げる。続く『沖縄の昭和戦前期』では、「土地整理事業」以後の沖縄社会から、著者ご自身やその父上の体験も踏まえた戦時下の疎開までを描いている。

本書の著者の来間泰男氏は、1941年那覇市生まれ。戦時中九州へ疎開ののち、沖縄に戻り、那覇高校、宇都宮大学農学部、琉球政府(経済局協同組合課)、同大学院農学研究科(農業経済学専攻)を経て、現在の沖縄国際大学に1970年から2010年まで務めた。現在は名誉教授。この「よくわかる沖縄の歴史」シリーズ、その元になった「沖縄史を読み解く」(全5巻9冊)を合わせて、本年2月に「沖縄タイムス出版文化賞」の「特別表彰」を受けた。

来間氏は、先行する「(沖縄の歴史) 学者たち」に「異論」を唱え、また、「経済を踏まえぬ歴史はだめですよ」と言い続けている(参照:『琉球王国から沖縄県へ』の「おわりに」)。たしかに、沖縄の歴史については、政治史・社会史は豊富にあるが、専門の研究者はともかく、一般のものが中立的にその経済について知りたいときに信頼して参照できるものは少ないように思う。

本書の帯には「日本は、無謀な戦争に突き進んだあげく、敗戦。沖縄戦による荒廃から人々はどう生きたのか。アメリカは「沖縄県」から「琉球」へと名前を変えて、軍事支配を展開した。その様相と住民生活をえがく。」とあり、「そして、日本政府はどう関わっていたか。」とゴチックで書かれている。

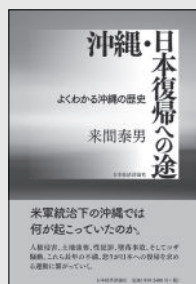
構成は、はじめに、第1話 第二次世界大戦と日本、第2話 沖縄戦とその直後(一九四五~四六年)、第3話 元の居住地への帰還と統制経済(一九四六~四八年)、第4話 サンフランシスコ講話と沖縄(一九四八~五二年)、第5話 新しい経済の枠組み(一九四八~五二年)、第6話 「島ぐるみの土地闘争」(一九五二~五九年)、第7話 基地建設と「基地経済」(一九五三~五七年)、第8話 経済政策の転換(一九五八~六四年)、第9話 砂糖とパイン缶詰の製造業(一九四五~七二年)、第10話 製造業全般(一九四五~七二年)、おわりに、である。特に目についた重要な指摘をいくつか紹介したい。

第2話で、「いわゆる『ゼロからの出発』という表現は、戦争被害の大きさを強調するための文学的修辭としてはともかく、歴史的現実を正しく伝えるものではない」との指摘にははっとさせられる。

戦後の沖縄県民の生活は「アメリカ軍のキャンプ」(一時的に設定されたとの意味)で始まったとし、そこでの体験談を紹介するなどして、キャンプでの県民の生活を描く。経済基盤が破壊された沖縄本島とその周辺の島々で1年貨幣経済が法的(ニミッツ布告)にも実態的にも止まったが、戦災の少なかった奄美大島、宮古、八重山、久米島においては貨幣経済がそのまま持続されたということもわかる。沖縄の歴史で米軍の強圧を象徴する言葉「猫と鼠」についても冷静な解釈を示す。

1953年制定の「土地収用令」による土地の強制収用は「第二次土地接収」であり、米軍が戦闘の中で本島全土をほぼ占領した際の「第一次土地接収」で、在沖アメリカ軍基地の大半が確保されたと指摘し、「在沖アメリカ軍基地は、銃剣とブルドーザーによって接収されたものである」というのは一面的すぎるとする。

第6話では、島ぐるみの土地闘争で、本来の地代(経済的地代)が6%程度であるところ、軍用地料は36%として算出されたとする。著者の過去からの一貫した主張であるが、いまま「社会をむしばんでいる」と論じる。最後の第10話での「ザル経済」論への批判も手厳しい。



来間 泰男 著

沖縄・日本復帰への途 よくわかる沖縄の歴史

日本経済評論社 2026年4月 定価 本体2,400円+税

評者

日本政策投資銀行設備
投資研究所上席主任研
究員
政策研究大学院大学博
士課程(政策プロフェッ
ショナルプログラム)
在籍

渡部 晶

来間泰男氏の「よくわかる沖縄の歴史」シリーズの最新刊(現時点)が本書である。

「はじめに」にあるように「本書の取り扱う範囲は、アメリカ軍占領支配下の時代とその中で日本復帰に突き進んでいく時代である」。アメリカ軍占領下の時代は、本誌別頁で紹介した『沖縄県から琉球へ』で重点的に取り上げており、本書はその後半に重点が置かれる。

構成は、はじめに、第1話 那覇市の復興過程(一九四四～五七年)、第2話 瀬長亀次郎、那覇市長になる(一九五六年)、第3話 日本復帰運動と大衆運動(一九四五～六七年)、第4話 アメリカ軍関係の事件・事故(一九五五～七〇年)、第5話 「軍事基地の島・沖縄」あれこれ、第6話 人口の動きからみた社会の変化(一九六〇～八〇年)、第7話 日本復帰をめぐるアメリカ(一九五八～六三年)、第8話 佐藤首相の沖縄訪問(一九六五年)、第9話 近づく復帰、高揚する復帰運動(一九六八～七二年)、第10話 一体化政策と「建議書(一九六七～七二年)、おわりに、である。特に目についた重要な指摘をいくつか紹介したい。

第1章で、前著でも指摘されているところであるが、「戦争が終わって、いったんは沖縄の全域を直接支配していたアメリカ軍は、一九四五(昭和二〇)年一〇月から、住民のキャンプでの収容を解き、旧居住地への帰還を段階的に認めている。「軍事基地として必要な所は確保したうえで」である。那覇市と首里市は全域がいわば「軍用地」であったとする。当初、これらの住民は、糸満市に移ることになったのだ。その後、四六年一月に糸満市壺屋区として帰還が許され、四月に那覇市に昇格した。周辺との合併において、真和志市との合併が難航したことなど興味深い。

第2話は、反米・日本復帰を主張する沖縄人民党の瀬長市長についての叙述である。著者は、市長当選について、当時の新聞は冷淡であったと指摘。当時のムーア高等弁務官が瀬長市長を強権発動して退任させたことについて、国際政治学の故宮里政玄琉球大学名誉教授の著作などを引いて、沖縄の指導者の要請があったとの解釈を紹介する。新聞論調もこの強権を容認していた。著者は、「しかし、長い目で

見れば、そのことが人民党や革新勢力に打撃を与えたのではなく、逆にその勢いに火をつけた」とみる。

第3話で叙述される、初の立法院選挙での当選者に要請された「アメリカ軍への宣誓」を瀬長議員がただ1人拒否した事件につながっている。

第4話では、コザ反米騒動については、著者がちょうど一九七〇年四月から現在の沖縄国際大学にあたる「国際大学」で勤務を始めたところで、臨場感あふれる記述になっている。

第6話で人口について分析を行う。一九四〇年の人口が五七万人、戦争で一二万人も失われたものの、海外からの引き揚げとベビーブームによってすぐ回復し、一九五〇年には七〇万人となった。産業別の人口を概観し、第一次産業人口の減少と、第三次産業人口のみならず、戦前に比して第二次産業人口も顕著に増加したとする。ただし、前著での「沖縄で製造業が成立するのは、原材料が地元で調達でき、製品が地元で消費されるもの／場合にほぼ限られる。そのことを自覚し、そこそこに展開できることに禁欲せねばならない」という指摘を踏まえないといけないだろう。

第10話では、琉球政府の2つの行動、すなわち、日本政府との間の通常の「一体化」政策の決定、もう1つは、それとは異なって、内外の革新勢力の意向を汲んだ、進められている沖縄の日本復帰路線に対する反対の意思表示である「建議書」について述べる。屋良主席は、前文を中心に、自らの語り口で文言を修正して書き上げたという。著者はこの建議書作成チームのメンバーであった。それまでの日本政府と琉球政府の間で協議され合意されたことについての、いわば「下からの／外からの異議申し立て」(青年将校のクーデター)だったと回想する。

「おわりに」で、前著第3話で取り上げた「戦果アギヤー」が、暴力団の結成に関わっていたとの警察官OBの指摘を踏まえ、戦果や戦果アギヤーを語る時に、ただユーモラスに扱うことは慎むべきという峻厳な態度を取ると表明している。

著者はこのシリーズの最後の1冊として、「日本復帰後の沖縄県」と、「これからの沖縄」を書くという。発刊が待ち遠しい。

養殖ビジネス ～日本の新たな成長戦略となるか

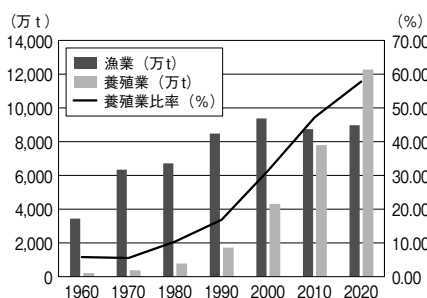
大臣官房総合政策課 伊藤 宏哉／古川 晃久

本稿では、近年注目を集めている養殖ビジネスについて、現状及び展望を考察する。

世界で養殖業比率が上昇

- ・近年、漁業と養殖業を合わせた生産量における養殖業比率が世界的に上昇している。水産庁によると、世界の漁業と養殖業を合わせた生産量における養殖業比率は1960～1970年の4～5%程度から上昇を続け、2013年には51%を占め、初めて漁業を上回った。漁獲量についても、漁業が1980年代後半以降横ばい傾向となっている一方、養殖業の収穫量は急激に伸びている。(図表1)
- ・養殖業の収穫量(2023年)を国別にみると、中国の収穫量が突出している。中国は7,828万tで世界全体の約6割を占めており、世界の養殖生産をけん引している。魚種別にみると、主に中国で生産されているコイ・フナが最も多く、インドや東南アジアなどでは輸出用としてエビなどの生産が近年拡大している。(図表2・3)
- ・世界的に養殖業生産が拡大している中、日本の漁業および養殖業の生産量は1984年をピークに減少している。(図表4)

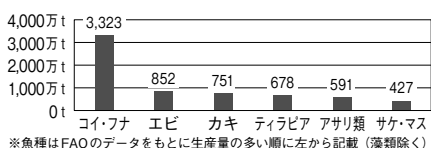
(図表1) 世界の漁業・養殖業生産量および養殖業比率の推移



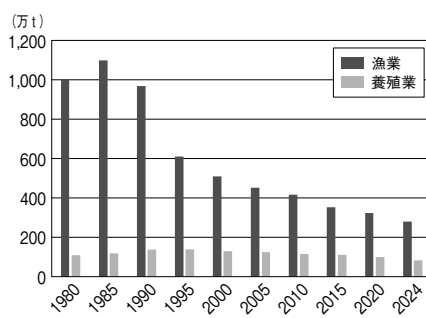
(図表2) 世界の養殖業の国別収穫量 (2023年)



(図表3) 世界の養殖業のおもな魚種別収穫量 (2023年)



(図表4) 日本国内の漁業・養殖業生産量の推移

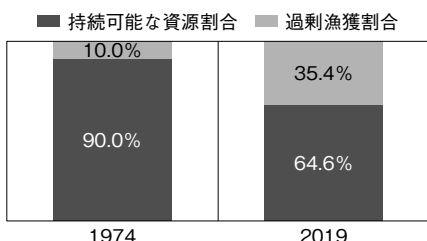


(出所) 水産庁『令和6年度 水産白書』、FAO『Fishstat (Global capture production)』、農林水産省『漁業・養殖業生産統計』

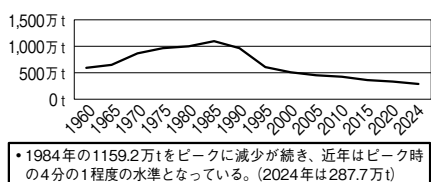
天然漁業の現状

- ・国連食糧農業機関(FAO)によると、持続可能な水準で漁獲されている世界の海洋水産資源の割合は、1974年には90%だったが、2019年にはその割合が64.6%まで低下した。一方で、持続不可能な水準で漁獲されている世界の海洋水産資源の割合は1974年の10%から2019年には35.4%へ増加した。(図表5)
- ・日本の漁業生産量は1980年代半ばをピークに減少が続き、近年はピーク時の4分の1程度水準となっている。(図表6)
- ・天然漁業の生産量の減少には、過剰漁獲に加えて、海水温上昇や海流変化など気候変動も影響を及ぼしている。水産庁によると、日本近海の海面水温の上昇の影響で、サンマやスルメイカの分布域の変化、サケの回帰率の低下等により、日本の水産業において主要魚種の漁獲量は安定せず、減少傾向にある。(図表7、8)
- ・漁獲量をより安定化するため、日本の水産業では先端技術を活用した次世代型養殖への期待が高まっている。

(図表5) 世界の海洋漁業資源割合

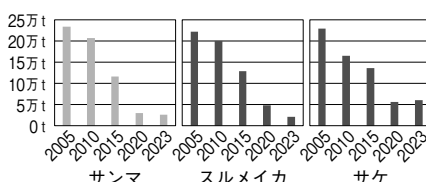


(図表6) 日本の海面漁業における漁獲量の推移

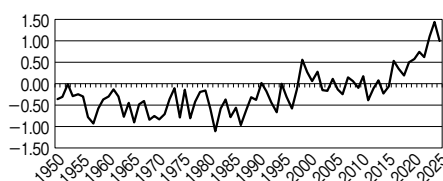


・1984年の1159.2万tをピークに減少が続き、近年はピーク時の4分の1程度水準となっている。(2024年は287.7万t)

(図表8) 日本の漁業におけるサンマ・スルメイカ・サケの漁獲量の推移



(図表7) 日本近海における海域平均海面水温(年平均)の上昇率



- ・平年値は1991年～2020年の30年間の平均値
- ・日本近海における2025年までの海域平均海面水温(年平均)の上昇率は、100年あたり+1.36℃の割合となっている。
- ・この上昇率は、世界全体で平均した海面水温の上昇率(100年あたり+0.63℃)よりも大きく、日本の気温の上昇率(100年あたり+1.44℃)と同程度の値。

(出所) FAO『The status of fishery resources』、水産庁『令和6年度 水産白書 海洋環境の変化による水産資源および水産業への影響』、農林水産省『海面漁業生産統計調査』、気象庁『海面水温の長期変化傾向(日本近海)』

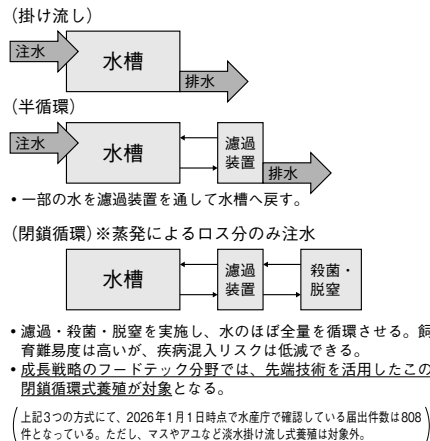
技術革新が支える次世代水産業

- ・水産業では、水処理、浄化技術、種苗生産、ゲノム育種、AI・IoTを活用した飼育管理などの技術革新が進展しており、生産性向上や安定供給を支える重要な基盤となっている。(図表9)
- ・中でも、陸上養殖は、これらの技術を集約したフードテック分野の代表例として注目されており、日本の成長戦略や官民ロードマップにおいても重点領域に位置づけられている。(図表10)
- ・一方で、種苗・飼料の安定確保や専門人材の不足、事業化までの長い投資回収期間などの課題も残されており、さらなる技術開発と事業環境の整備が求められている。(図表11、12)

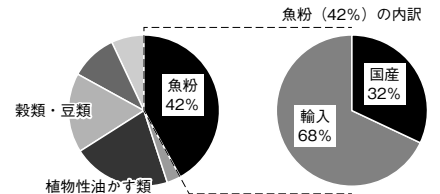
(図表9) 水産業を支える主な革新技術

- ①生産基盤技術**
 - ・水処理・浄化技術
 - ・陸上養殖(RAS)
 - ・自動給餌システム
 - ・生物濾過技術
 - ・水温制御技術
- ②種苗・育種技術**
 - ・人工種苗生産
 - ・完全養殖
 - ・ゲノム育種
 - ・染色体操作技術
 - ・疾病耐性品種開発
 - ・高成長系系統開発
- ③飼料技術**
 - ・昆虫由来タンパク
 - ・藻類発酵由来飼料
 - ・微生物タンパク
 - ・植物性タンパク飼料
- ④AI・デジタル技術**
 - ・AIによる育成予測
 - ・AI給餌最適化
 - ・IoT水質センサー
 - ・水中カメラ解析
 - ・ビッグデータ解析
 - ・データプラットフォーム
 - ・人工衛星データの活用
- ⑤加工・流通技術**
 - ・鮮度保持技術
 - ・高品質冷凍技術
 - ・コールドチェーン
 - ・トレーサビリティ

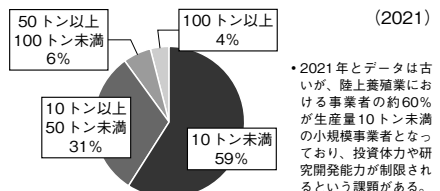
(図表10) 陸上養殖の方法比較



(図表11) 養殖用飼料の原料構成と輸入割合



(図表12) 陸上養殖の事業者別生産規模 (2021)

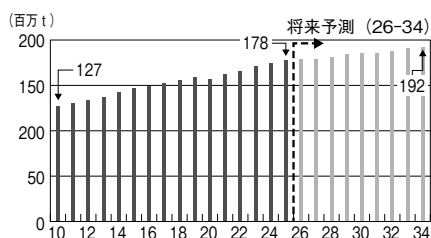


(出所) 内閣官房『戦略17分野における「主要な製品・技術等」の官民ロードマップ(案)』(2026年6月)、水産研究・教育機構『陸上養殖の現状と課題～サーモン陸上養殖を実証事例として～』(2018年8月)、農林水産省『養殖用飼料の安全性確保及び水産用医薬品の適正使用について』(2024年2月)、水産庁『令和4年度陸上養殖実態調査委託事業の結果概要』

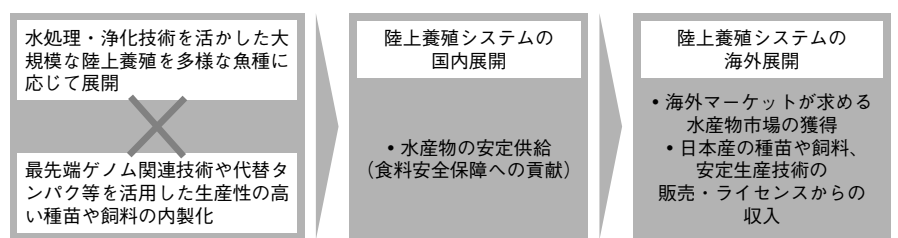
今後の展望：日本の勝ち筋は技術にあり

- ・世界的な食料需要の拡大が見込まれるなか、気候変動にも耐えうる供給網を見据え、水産業では生産技術も競争軸となりつつある。日本は、水処理・浄化技術や最先端ゲノム関連技術による育種など様々な強みを有する。これら技術を組み合わせ、陸上養殖システムとしてパッケージ化することで、食料安全保障の強化も志向できる。また、日本食や加工技術における強みも組み合わせることで、陸上養殖で得た水産物を商品として販売し、海外市場の獲得も期待できよう。(図表13、14、15)
- ・また、安定した生産を実現するためには、生産技術の向上だけでなく、需要に応じた品目や利用形態の情報を能動的に入手し、生産・加工・流通・販売の各段階が密に連携したバリューチェーンの構築が必要であろう。(図表16)

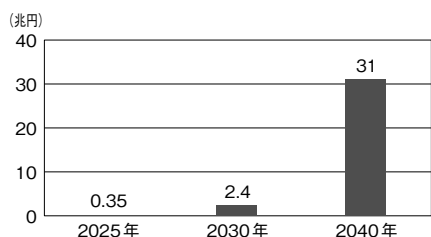
(図表13) 世界の水産物需要量(食用)の推移・将来予測



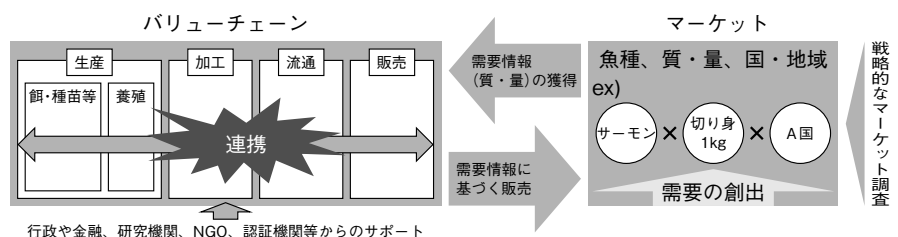
(図表15) 基本的な方向性



(図表14) 陸上養殖システム(生産物込)世界市場規模予測



(図表16) 安定供給を実現しやすい養殖業の姿



(出所) 内閣官房『戦略17分野における「主要な製品・技術等」の官民ロードマップ(案)』(2026年6月)、水産庁『養殖業成長産業化の推進』(2026年6月)、水産庁『養殖産業成長産業化総合戦略について』(2021年7月)

(注) 文中、意見に関する部分は全て筆者の私見である。

路線価でひもとく街の歴史

第80回 福井県福井市

九十九橋から銀行街、そして駅前の商店街へ

九十九橋と足羽川舟運

福井の街の源流は天正3年（1575）に柴田勝家が本拠を構えた北庄である。足羽川の水運と北陸道の陸上交通が交わる場所にあった。北陸道（北国街道）が足羽川を渡る地点には九十九橋が架かり、橋の北詰に船着場があった。足羽川の川舟は、上流は九十九橋から約10km、一乗谷の入口にあたる宿布付近まで往来し、下流は日野川、九頭竜川を経て河口の三国湊に通じた。三国湊は福井藩の外港で、北前船の寄港地でもあった。

勝家は朝倉氏の本拠地の一乗谷から商工業者を移住させた。その名残が「一乗町」という町名である。慶長6年（1601）には結城秀康が新しい北庄城の築城を始め、城下町を整えた。寛永元年（1624）、3代藩主松平忠昌が「北庄」を「福居」と改め、のちに表記は「福井」となった。街の中心は、北陸道沿いの京町、呉服町と、北陸道から東に折れて大手門に向かう本町だった。明治に入ると、里程元標が九十九橋の北詰に置かれた。明治7

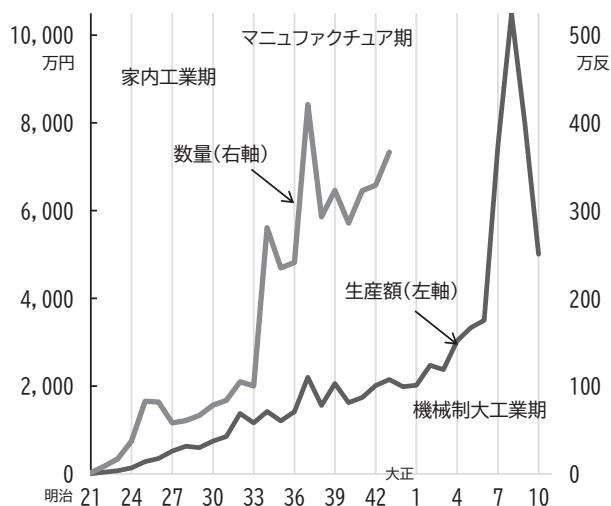
年（1874）には市街地の町名が刷新され、城下町時代の京町と、足羽川北岸の木町および八幡町を含む区画が照手上町となった。福井県統計書に載る宅地の最高地価地点は、初出の明治15年（1882）には照手上町だった。

輸出羽二重を支えた織物金融

福井の経済を支えたのは純白の絹織物、羽二重である。羽二重は欧米で染色や加工を施される半製品で、福井ではもっぱら輸出向けに生産された。明治20年（1887）3月、桐生から技術者の高力直寛を招き、福井の織工会社で3週間の羽二重製織の講習が行われた。飛び杼機構を備えたバタタン機がある程度普及しており、傘地やハンカチーフを織る技術の蓄積もあったため、技術は短期間で根付き、生産は急速に広がった。明治25年（1892）には羽二重の検査制度が整い、明治27年（1894）には全国の生産額の6割を占め、先行した桐生・足利を追い越して首位に立った。もっとも、この頃は家内工業が中心で、職工10人以上の機業場が生産の4割を占め、マニファクチュア（工場制手工業）の段階に入るのは、生糸・羽二重価格が暴落した明治33年（1900）の恐慌以降である。明治36年（1903）には絹織物全体の生産額でも全国首位となる。

急成長を支えたのが金融である。羽二重の販売額の8割以上を原料生糸代が占め、生糸の仕入資金の手当てが生産を左右した。福井市内で初めての銀行は、明治11年（1878）10月に設立された第九十一国立銀行と第九十二国立銀行で、ともに旧福井藩士の金禄公債を元手とした士族授産の銀行である。国立銀行制度の満了に伴い第九十一銀行、第九十二銀行となった。主力は第九十二銀行で、武生を含む嶺北地方の国庫金の出納事務も担っていた。織物金融でも中心的な存在

図1 羽二重類の県内生産額



(出所) 福井県史年表データセット (福井県文書館) から筆者作成

で、横浜から荷為替付きで届いた生糸を行内の倉庫に保管し、荷為替の取立てと引換えに生糸商へ引き渡した。代金未済の生糸を担保にした貸出や、羽二重商の注文による荷為替も扱い、その様子は「銀行内ニ生糸市場ヲ毎日開クガ如キ観」と評された。

羽二重産業の成長は、県外の有力銀行を引き寄せた。明治28年（1895）6月、大阪の第百三十国立銀行（のちの百三十銀行）が福井支店を開いた。京都北部にも地盤を持ち、西陣や長浜など絹織物産地へ支店網を広げていた銀行である。明治30年（1897）には敦賀が本店の大和田銀行も福井へ進出して機業への金融を始め、明治32年（1899）10月には富山の十二銀行が福井支店を開いた。地元でも、同年12月に嶺北地方の地主が出資して福井銀行が設立された。

金融の転機も明治33年の恐慌だった。大きな損失を被った第九十二銀行は織物金融から後退し、代わって百三十銀行と十二銀行の支店が主役となった。両行が大手の生糸商や中規模以上の機業家と大口取引をする一方、福井銀行は生糸などの商品担保融資を中心に、小規模な機業家や地元の絹織物商へ直接信用を供与した。明治37年（1904）6月には百三十銀行が休業し、福井の金融界も動揺したが安田善次郎の救済で深刻な金融難は避けられた。日露戦争の戦後恐慌の渦中、明治40年（1907）11月には第九十二銀行が休

業する。地元の主力行を失い、翌年から嶺北地方の国庫金は大和田銀行が担うことになった。福井銀行は大正3年（1914）に県の本金庫事務を請け負った。

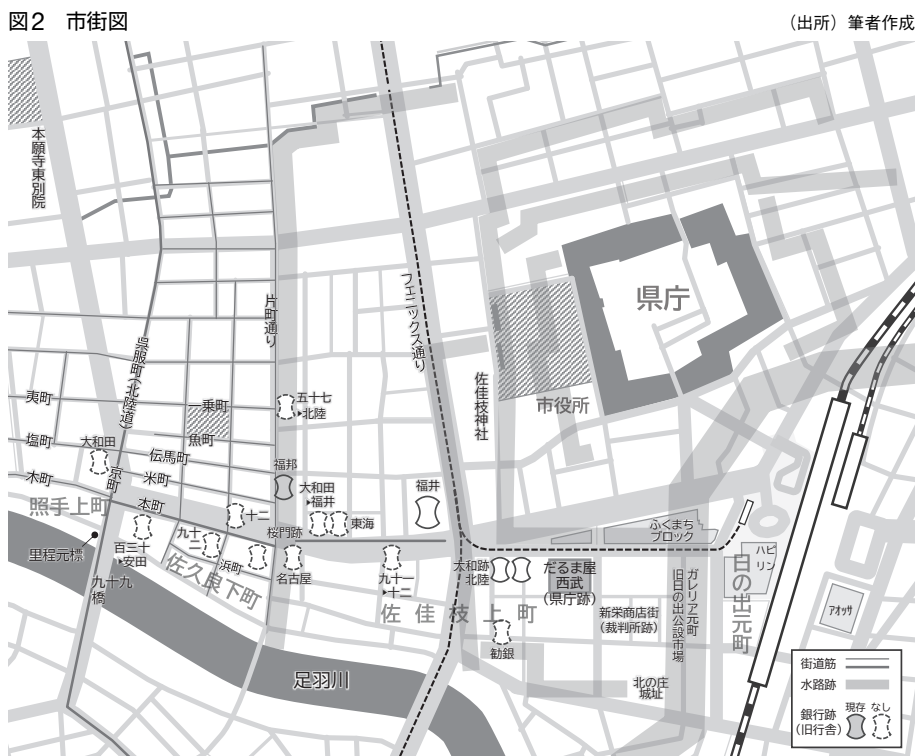
鉄道開通と金融再編

図2からわかるように、明治期の銀行は、北陸道から東へ入った佐久良下町^{さくらしもちよう}に集まっていた。城下町時代の本町の西半分と浜町からなる区画である。官設鉄道の北陸線が敦賀から延伸し福井駅が開業したのは明治29年（1896）7月。三国湊を経由していた米などの物資は、鉄道で運ばれるようになった。明治44年（1911）12月には金津駅から分岐して三国港へ向かう三国線が開通し、交通の主役は舟運から鉄道に代わった。中心街も九十九橋から駅に向かって拡大し、明治45年（1912）には最高地価地点が佐久良下町に移る。

明治末期には、水力発電による電力供給を背景に力織機の導入が始まった。第一次世界大戦の大戦景気がこの流れを加速させ、羽二重業は機械制大工業へ移る。先行する県外の百三十銀行と十二銀行を県内勢の大和田銀行と福井銀行が追い上げ、特に福井銀行の伸びが著しかった。大正9年（1920）の戦後恐慌以降は、名古屋銀行や明治銀行など名古屋の大手行も進出した。絹織物の価格が急落するなか、大正10年（1921）には人絹綿交織の輸出が始まった。大正末期から昭和にかけて、輸出商品の主力が人絹に移っていく。

その後の慢性不況期には銀行の再編が進んだ。百三十銀行は大正12年（1923）の安田系銀行の大合同で安田銀行となった（戦後は富士銀行に改称）。十二銀行は第九十一銀行を昭和3年（1928）に買収。戦時中に他3行と合併して北陸銀行となった。大和田銀行は昭和11年（1936）3月、第二十五国立銀行（本店小浜）時代から嶺南地方の国庫金出納事務を担ってきた敦賀二十五銀行を合併し、県下の国庫金を一手に担うように

図2 市街図



なった。福井銀行と覇を競ったが、昭和20年（1945）10月に三和銀行へ合併された。ほとんどの店舗は福井銀行が引き継いだ。

百貨店と市電が変えた駅前

力織機の普及を後押しした電力業が電車を経営し、電車の登場で駅の引力は強まった。現在のえちぜん鉄道三国芦原線の前身、三国芦原電気鉄道は京都電燈の経営で、のちに同社の鉄道部門を継ぐ京福電気鉄道へ合併された。昭和4年（1929）1月に三国まで開通し、同年10月に福井駅へ乗り入れると、金津回りだった三国と福井駅が直結した。

もともと、福井駅前の一带は県庁や裁判所が並ぶ官庁街だった。手狭になった県庁が大正12年（1923）に福井城址へ移ると一带はさびれた。跡地処分への協力を求められた坪川信一は小学校の教員から福井商業会議所

図3 広域図 （出所）地理院地図vectorに筆者が加筆して作成



の書記長を経て県会議員になった人物で、自ら百貨店を開くことにした。こうして昭和3年（1928）7月、県内初の百貨店「だるま屋」が開店する。木造2階建の店で、地元商店と競合しないよう貸店舗「だるま屋マーケット」を併設し、20前後の店を取めた。「教育の商業化」を掲げ、子ども向けに別館「コドモの国」を開設し、坪川が好んだ松竹少女歌劇団にならって北陸初の少女歌劇も立ち上げた。公会堂がなかった市内で店のホールは総会や展覧会にも使われ、人々は遊園地のように訪れた。電車と百貨店で駅の引力が強まり、昭和7年（1932）には最高賃貸価格地点が佐佳枝上町に移る。街の中心が福井城の外堀跡と片町通りを越えて駅前へ移ったことになる。

駅前には市電も乗り入れた。福井鉄道福武線の前身、福武電気鉄道は大正13年（1924）2月に武生側で郊外線を開業し、昭和8年（1933）に軌道線を延ばして福井駅前に達した。駅前は鉄道と市電、百貨店が重なる場所になる。昭和11年（1936）には、だるま屋の並びに鉄筋コンクリート造7階建の福屋百貨店が開業した。金沢の宮市大丸が福井銀行の所有地に建て、県外資本を伏せて「福屋」の名で開いた店である。翌年9月に宮市大丸福井店、昭和18年（1943）12月に大和福井店となった。

戦災・震災からの復興

昭和20年（1945）7月19日、福井市は空襲を受け、市街地の大半を焼失した。さらに昭和23年（1948）6月28日、福井地震が発生し、復興途上の市街地は再び大きな被害を受けた。大和福井店も半壊し、再建されないまま福井から撤退した。店の跡地には、いま北陸銀行福井支店が建つ。福井市は、戦災復興として始まっていた街路整備や土地区画整理を震災後も続けた。

戦後の最高路線価は、福井銀行が角に建つ大名町交差点から福井駅正面までの電車通りに付けられた。最高地価が駅正面まで伸びたかたちである。戦後初出となる昭和33年（1958）の地点名は「日の出元町小川農機具店北」だった。小川農機具店は現在のギャラリー元町商店街の入口にあった。この商店街の前身は大正13年（1924）に開設された日の出公設市場で、戦後の闇市の時代を経てアーケード商店街となった。戦後はだるま屋百貨店を核に、駅へ延びる電車通りが商業

図4 駅前電車通りとキッチンカー

(出所) 筆者撮影



の中心となり、昭和38年（1963）からは地点名も「だるまや百貨店前電車通」となる。

地元主導の郊外店

昭和45年（1970）、だるま屋百貨店は西武百貨店と業務提携。昭和55年（1980）5月には本館を建て替えて「だるまや西武」と改称した。その直前の4月には、福井市南部の花堂南、フェニックス通り沿いにショッピングシティ・ベルが開業している。地元商業者の協同組合が平和堂を核店舗に受け入れた、当時県内最大規模の郊外大型店である。このように地元商業者が組合をつくり、自ら郊外店を開発、運営する手法は「福井方式」と呼ばれる。昭和52年（1977）には、ジャスコを核店舗とするショッピングタウン・ピアが開業していた。平成元年（1989）11月には国道8号福井バイパス沿いに地元資本のヤスサキを核店舗とするイーストモール・パリオ（現パリオCITY）が開業。商業集積は幹線道路沿いへ広がっていった。

その後、郊外の商業は大和田地区に集まっていく。平成12年（2000）には、福井北ICに近い福井バイパス沿いに、ユニーのアピタを核店舗とするフェアモール福井が開業した。専門店街を地元商業者の協同組合が運営する福井方式のモールで、ベルを上回り県内最大となった。周辺には平成9年（1997）に開業したヤスサキのワイプラザなどもあり、大和田一帯は広域から自動車で集客する商業拠点へ成長した。

平成19年（2007）の福井市中心市街地活性化基本計画によれば、中心市街地の売場面積は、平成9年（1997）から平成16年（2004）までに15%減った。同じ期間に市全体では17%増えている。休日の歩行者・自転車通行量も平成12年から6年で36%減少した。だるまや西

武はのちに西武百貨店の直営となって西武福井店と改称し、令和3年（2021）2月に新館を閉じた。令和6年（2024）7月には、大和田にも近い^{にしがいほつ}西開発にイオンスタイルを核店舗とする「そよら福井開発」が開業し耳目を集めた。平成15年（2003）にショッピングタウン・ピアが閉店して以来、福井は「イオン空白県」だったからだ。

新幹線開業で進む駅前再生

他方、駅前では再生の動きが出てきた。福井市の最高路線価は平成29年（2017）に上昇へ転じ、令和8年（2026）は m^2 当たり41万円と、平成28年比で1.5倍となった。背景には、令和6年（2024）3月16日の北陸新幹線福井駅開業と、これを見据えた駅前の再開発がある。西口では早くから再開発ビル、屋根付き広場、交通広場を一体的に設計する方針が定まっていた。平成28年（2016）3月、福武線が西口広場まで延伸し、リング状のバスターミナルも開業。鉄道・路面電車・バスを雨にぬれずに乗り継げるようになった。翌月には複合施設「ハピリン」が開業。前面の屋根付き広場「ハピテラス」は駅から電車通りへ抜ける全天候型の動線となり、週末は催しで賑わう。

駅前では、福井駅前電車通り北地区A街区の再開発が令和6年（2024）5月に完了した。完成した「FUKUMACHI BLOCK」の1階のフードホールは電車通り側の歩道に並ぶテラス席とひと続きで、路面と一体のにぎわいを生み出している。休日には駅前電車通りに沿ってキッチンカーや販売ブース、テーブルや椅子が並ぶ（図4）。令和8年（2026）3月には隣のB街区「^{マルノウチ}marunouchi ^{フクラ}FUKULA」も開業した。電車通りから一筋入った新栄商店街は戦後の闇市に始まり、長屋を含む間口の狭い店が軒を連ねる。近年は小規模連鎖型の再生が進み、カフェやバー、居酒屋などの飲食店や古着店が増えている。福井城址や足羽川など歴史資源を生かしつつ、歩いて巡る魅力的な街への転換が進んでいる。

プロフィール

大和総研主任研究員 鈴木 文彦

仙台市出身、1993年七十七銀行入行。東北財務局上席専門調査員（2004-06年）出向等を経て2008年から大和総研。主著に「自治体の財政診断入門」（学芸出版社）、「公民連携パークマネジメント」（同）



対外依存の低減に向けたEUの戦略的自律性 ～デジタルユーロを事例に～

大臣官房総合政策課 海外経済調査係 調査統計官 小野 瑠光

1. はじめに

近年の欧州連合（EU）では、防衛産業の強化、半導体政策、重要原材料の確保、エネルギー安全保障の強化、さらにはデジタルユーロ構想など、一見すると異なる分野において共通の問題意識がみられる。その背景にあるのが、「戦略的自律性（Strategic Autonomy）」という考え方である。

欧州議会調査局によると、戦略的自律性とは、重要な政策分野において第三国への過度な依存を避け、自らの判断で行動できる力を確保しようとする考え方である。もともとは、防衛・安全保障分野を中心に議論されており、2013年欧州理事会が初めて言及して以降、当初は主としてEU自身の防衛・安全保障上の行動能力を確保するという意味で用いられていた。しかしその後、EUを取り巻く地政学的環境の変化を背景に、その対象は徐々に広がった。さらに、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大により域外サプライチェーンへの依存が意識されるようになると、経済・産業分野にも対象が及び、近年ではEUの幅広い政策分野における重要な理念となっている【図表1】。

このように、戦略的自律性は、防衛力の確保にとど

【図表1】防衛から経済・金融へ広がるEUの戦略的自律性

時期	主な出来事
2013年	欧州理事会が戦略的自律性に初言及 防衛分野の強化を課題として提示
2016年	EUグローバル戦略において、防衛・安全保障上の戦略的自律の必要性が明示される
2017～19年	Brexit、トランプ政権、中国台頭により戦略的自律に関する議論が拡大
2020～22年	コロナ禍によりサプライチェーン依存の脆弱性が顕在化
2022年以降	ウクライナ侵攻でエネルギー・防衛依存のリスクが顕在化
現在	半導体、重要鉱物、AI、決済など経済安全保障全般に対象が拡大

（出所）欧州議会調査局、欧州委員会、ECB、各種報道等より筆者作成。

まらず、EUの経済活動を支える基盤についても過度な対外依存を避け、自らの政策選択の余地を確保するという考え方となっている。本稿では、EUが戦略的自律性を重視するようになった背景を整理した上で、その具体例として近年議論が進むデジタルユーロを取り上げ、決済分野における戦略的自律性の確保について考察する。

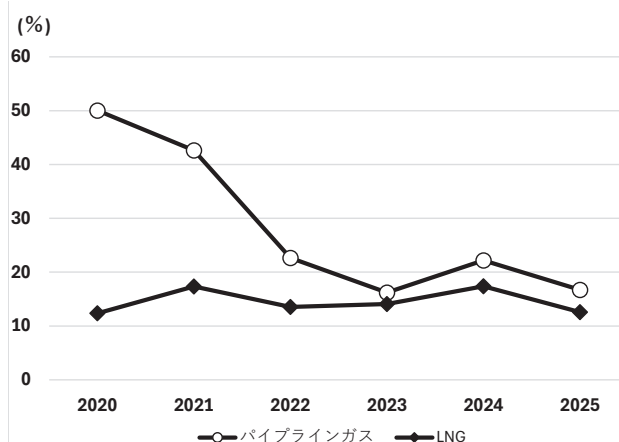
2. EUが対外依存を問題視する背景

（1）ロシアへのエネルギー依存

ウクライナ侵攻以前、EUは天然ガス供給の相当部分をロシアに依存していた。しかし侵攻後、供給不安や価格高騰に直面したことで、特定国への依存が経済活動や政策の自由度を制約し得ることが明らかとなった。この経験を踏まえ、EUは、REPowerEU^{*1}を打ち出し、ロシア産燃料依存からの脱却を目指している。

【図表2】のとおり、EUは段階的にロシア産天然ガスの依存度を低下させている。さらに、ロシア産のパ

【図表2】天然ガス輸入のロシアへの依存度



（注）EUにおける総輸入量ベース
（出所）Eurostat

*1）EUが2022年に策定した、ロシア産化石燃料への依存を急速に低減するとともに、エネルギー供給の安全保障強化とクリーンエネルギー移行の加速を目指す計画。

イプラインガスおよびLNGの輸入を段階的に禁止する規則を採択^{*2}し、制度面から低減依存を進めている。

(2) 中国への重要原材料依存

グリーン化やデジタル化の進展に伴い、EUではレアアースやリチウムなどの重要原材料の需要が高まっている。特に、レアアースはEVや風力発電設備に不可欠であるが、生産・精製の大部分を中国が握っており【図表3】、中国の輸出規制などが欧州の脱炭素化や防衛産業に直接影響を及ぼす可能性がある。なお、多くの重要原材料では中国への依存度が高く、供給途絶リスクが懸念されている。

ここでEUが問題視しているのは、単に輸入先が偏っていることではなく、危機時に供給・価格・利用条件を第三国に握られることである。

こうした状況を受け、EUは2024年、重要原材料法^{*3}を発効し、輸入先の多様化や域内生産能力の強化を進めている。

【図表3】レアアース輸入の中国への依存度



(注) EUにおける総輸入量ベース、12ヶ月移動平均
(出所) Eurostat

(3) 米国企業への決済インフラ依存

現在、欧州ではキャッシュレス化が進展しており、決済インフラの重要性は高まっている【図表4】。

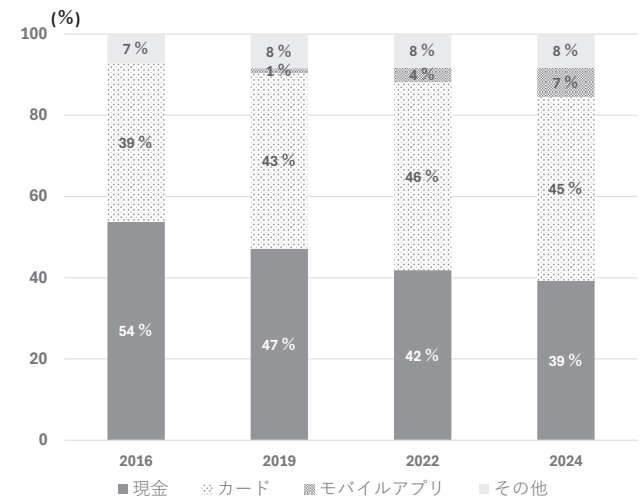
欧州中央銀行 (ECB)^{*4}によれば、2022年のユーロ圏カード決済の約61%はVisaやMastercardなどの米国企業における国際カードスキームを通じて行われており、米国企業が大きな存在感を有している。

決済は、消費者や企業の日々の経済活動を支える基

盤であり、域外企業が主導する決済ネットワークへの依存が高まれば、手数料体系や利用ルール、障害時の対応などで、EU自身の裁量が限られる可能性がある。

ECB^{*5}は、こうした域外事業者への依存について、欧州のレジリエンスや通貨主権を損なう可能性があるとの認識を示している。

【図表4】POSで使用された決済手段の割合



(注) ユーロ圏におけるPOS決済、金額ベース
(出所) ECB

3. デジタルユーロにみる決済主権の確保

以上のように、EUが問題視している対外依存は、エネルギーや原材料にとどまらず、決済分野にも及んでいる。その具体例が、ECBが検討を進めるデジタルユーロである。

(1) デジタルユーロとは何か

デジタルユーロはECBが発行する中央銀行デジタル通貨であり、現金を補完するデジタル形式のユーロとして構想されている。また、オンラインだけではなくオフラインでの決済も想定されており、ユーロ圏全体で利用可能な共通のデジタル決済手段となることが目指されている。

デジタルユーロが現金を補完することにより、現金利用が減少する中でも中央銀行が発行する公的通貨の利用環境を維持することができるのである。

*2) EU理事会, Russian gas imports : Council gives final green light to a stepwise ban, Press Release, 26 January 2026.

*3) EUは、重要原材料法において、2030年に向けてEUにおける年間需要の少なくとも10%を域内採掘、40%を域内加工、25%をリサイクルで賄い、一つの第三国への依存を65%以下とする基準を設定している。

*4) 欧州中央銀行, Report on Card Schemes and Processors, 28 February 2025.

*5) 欧州中央銀行, Piero Cipollone ECB理事インタビュー, The role of the digital euro in digital payments and finance, 28 February 2025.

現在、デジタルユーロをめぐるのは、構想段階から法制化・実装準備への段階へと進展している。2026年6月に欧州議会がデジタルユーロの規則案を承認し、7月には、欧州議会、欧州理事会、欧州委員会の三者協議が始まった。現在はECBが欧州の決済標準化団体と協力を開始し、技術面での共通規格の整備も進んでいる。

(2) デジタルユーロの意義と課題

ECB^{*6}は、デジタルユーロについて、現金利用が減少する社会においても、現金の役割を維持しつつ、域外企業に依存しない欧州独自の決済手段を確保する取り組みであるとしている。

つまり、これは、単なる決済手段のデジタル化ではなく、決済分野における欧州の戦略的自律性を強化する取組といえよう。

もっとも、デジタルユーロの実現に向けては課題も残る。特に、オフライン機能については実装コストに加え、二重払い防止など、技術面・運用面での課題が指摘されている。ECB^{*7}は2027年後半から12ヶ月のパイロット運用を予定しており、これらの課題への対応も含め検証した上で、2029年中の発行を目指している。

4. おわりに

EUはエネルギー、原材料、防衛、半導体など、様々な分野で対外依存の低減に取り組んでいる【図表5】。

【図表5】対外依存の低減に向けたEUの主な施策

依存分野	主な依存先	主な施策
防衛	米国	欧州防衛基金 ^{*8}
エネルギー	ロシア	REPowerEU
重要原材料	中国	重要原材料法
半導体	台湾・東アジア	EU Chips Act ^{*9}
決済	米国	デジタルユーロ

(出所) 欧州議会調査局、欧州委員会、ECB、各種報道等より筆者作成。

EUにおける戦略的自律性を理解すると、多方面の政策の意図が見えてくる。

EUの戦略的自律性は、当初の防衛・安全保障分野

から、産業、エネルギー、金融、決済などと対象を広げてきた。その背景には、第三国への過度な依存は、危機時にEUの政策選択や経済活動を制約し得るという認識がある。

もっとも、地政学リスクや経済安全保障への関心が高まる中、重要なインフラを誰が支配しているのかという論点は、日本にとっても無関係ではない。EUの取組みは、危機時の政策余地や経済安全保障を考える上で、一つの参考例となるだろう。

(注) 文中、意見に係る部分は全て筆者の私見であり、誤りは全て筆者に帰する。

(参考文献、出所)

- ・ 欧州議会調査局 (EPRS) (2022), EU Strategic Autonomy Monitor : EU Strategic Autonomy 2013-2023, July 2022.
- ・ EU理事会 (2026), Russian gas imports : Council gives final green light to a stepwise ban, Press Release, 26 January 2026.
- ・ 欧州中央銀行 (2025), Report on Card Schemes and Processors, 28 February 2025.
- ・ 欧州中央銀行 (2025), The role of the digital euro in digital payments and finance, 28 February 2025.
- ・ 欧州中央銀行 (2025), Empowering Europe : boosting strategic autonomy through the digital euro , 8 April 2025.
- ・ 日本総研『欧州中央銀行 (ECB) における CBDC (デジタルユーロ) 発行に向けた動きと主な論点』(2026年1月13日)
- ・ 野村総研『金融ITフォーカス2026年5月号 (デジタルユーロ法制化の動向)』(2026年5月7日)
- ・ Draghi, Mario (2024), The Future of European Competitiveness, Report for the European Commission, September 2024.
- ・ 欧州委員会、Eurostat、各種報道等 (JETRO、Reuters、日本経済新聞等)

^{*6} 欧州中央銀行, Empowering Europe : boosting strategic autonomy through the digital euro , 8 April 2025.

^{*7} 欧州中央銀行, 「Digital euro pilot」, ECBウェブサイト, 2026年8月閲覧。

^{*8} EUにより欧州域内で兵器の調達や研究開発に係る資金を贈うため2021年に発足した基金、2021～2027年の財政枠組みの下で運営される。

^{*9} EUにより2023年に施行された規則、世界に占めるEU半導体シェアを2030年までに20%に引き上げることを目標としている。



英米の財政部局によるEBPM (エビデンスに基づく政策形成) へのかかわり方

財務総合政策研究所 総括主任研究官 小林 庸平
(編集) 財務総合政策研究所 総務研究部 研究員 伊東 直樹

財務総合政策研究所では、財務省内外から様々な知見を有する実務家や研究者等を講師に招き、業務を遂行する上で参考になる幅広い知識や情報を得る場として「ランチミーティング」を開催しています。今月のPRI Open Campusでは、2026年6月1日(月)に行われた、財務総合政策研究所の小林庸平総括主任研究官による講演内容を「ファイナンス」の読者の方々にご紹介します。

「英米の財政部局によるEBPMへのかかわり方」

小林 庸平

財務総合政策研究所 総括主任研究官

専門は、公共経済学、計量経済分析、EBPM(制度設計および効果測定)、子どもの貧困、ナッジの政策活用。一橋大学大学院経済学研究科博士課程修了。博士(経済学)。経済産業省産業構造課課長補佐や独立行政法人経済産業研究所研究員、米国戦略国際問題研究所客員研究員、三菱UFJリサーチ&コンサルティング上席主任研究員 兼 EBPM・行動科学チーム(MERIT)リーダー等を経て、2026年4月より現職。関連書籍に『EBPM エビデンスに基づく政策形成の導入と実践』(日本経済新聞出版、共編著)、『政策評価のための因果関係の見つけ方 ランダム化比較試験入門』(日本評論社 監訳・解説)。



1. EBPMにおける財政部局の役割

財政制約の高まりや社会課題の複雑化を受けて、「エビデンスに基づく政策形成(Evidence-Based Policy Making、EBPM)」の取り組みが世界中で進められています。日本でもEBPMが本格的にスタートして約10年経過しています。

多くの国でEBPMの中心的な担い手となっているのが

政府の中の財政部局です。今回は、イギリスの財務省・内閣府とアメリカの行政管理予算局などが、EBPMにおいてどのような役割を果たしているかを紹介します。

2. イギリス財務省・内閣府

(1) EBPMの始まり

イギリスにおけるEBPMの始まりはブレア政権(1997-2007)に求められ、1998年7月に歳出見直し(Spending Review、SR)が初めて導入、実施されました。これは、数年に一度政府全体の歳出を見直し、優先順位付けを行い、今後数年間にわたる資源配分を決める仕組みです。

1999年3月には「政策形成におけるエビデンスと調査のよりよい利用」(EBPMのコンセプト)を主張する「政府の近代化(Modernising Government)」白書が公表され、以降、行政においてEBPMの概念が浸透・進展しました。

(2) 政策マネジメントの枠組み

ア. SRと業績管理

イギリスでは歳出が裁量的支出/義務的支出、経常経費/資本的支出のマトリックスに分かれていますが(図表1)、SRは裁量的支出に対して政府歳出の大枠を決めるものです。

併せてブレア政権では、内閣府や財務省が各省庁と3年間の目標設定をする公共サービス合意(Public Service Agreement、PSA)を導入しました。これは歳出の細かい使い方は各省庁に委ねる一方、成果に対して責任を求められる仕組みです。PSAはその後、名称が変わり続けていますが、SRで予算の大まかな配分を行い、目標設定して成果の進捗を管理するとい

うのが、イギリスにおける政策マネジメントの大きな枠組みです。

イ. ROAMEF サイクルと政策の事前評価

具体的なイギリスの政策プロセスは「目標→事前評価→モニタリング→事後評価→フィードバック→論拠付け」という6つの段階に区分・整理されており、それぞれの頭文字をとり ROAMEF サイクルと呼ばれています（図表2）。

その中の Appraisal（事前評価）では、グリーンブックと呼ばれるガイダンスのもとに政策の費用対効果が計算され、政策検討がなされます。これらは特に規模の大きなものや新規性の高いものが対象であり、

この事前評価をもとに財務省が査定を行っています。

ウ. Government Major Projects Portfolio (GMPP) によるモニタリング

さらに、最も複雑で戦略的に重要なプロジェクトを政府全体で管理し、透明性を確保しながら進捗管理するためのシステムとして、GMPPが導入されました。

対象には鉄道、道路、学校、病院などの分野におけるプロジェクトが含まれており、2023～2024年では、227プロジェクト、総額8,340億ポンドが対象（図表3）となっています。

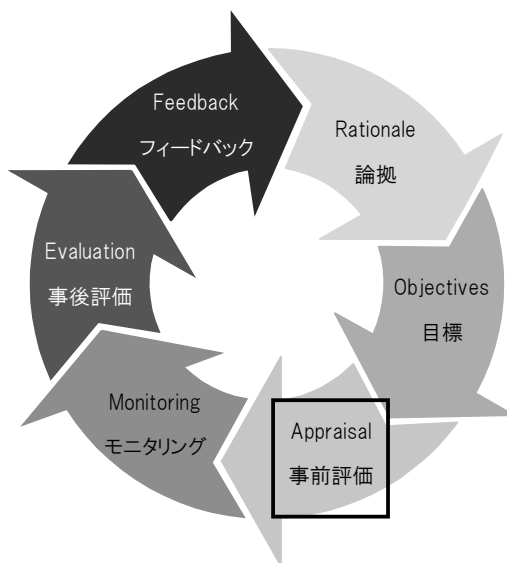
進捗状況は Delivery Confidence Assessment で評価され、予定通りの成果が期待できるかどうかは赤・

図表1 歳出見直しの対象

	Resource Spending ＜経常経費＞	Capital Spending ＜資本経費＞
Departmental Expenditure Limits (DEL) ＜裁量的支出＞	人件費、補助金、運営費等	インフラ、施設、IT投資等
Annually Managed Expenditure (AME) ＜義務的支出＞	年金給付、医療給付等	利払い費等

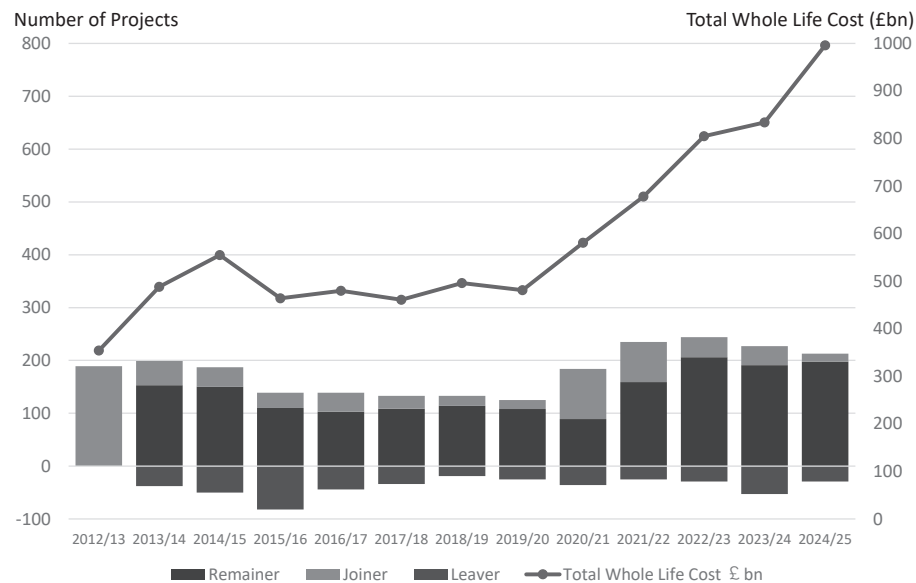
（出所）Institute for Government（2024）Spending Review より著者作成

図表2 ROAMEF サイクル

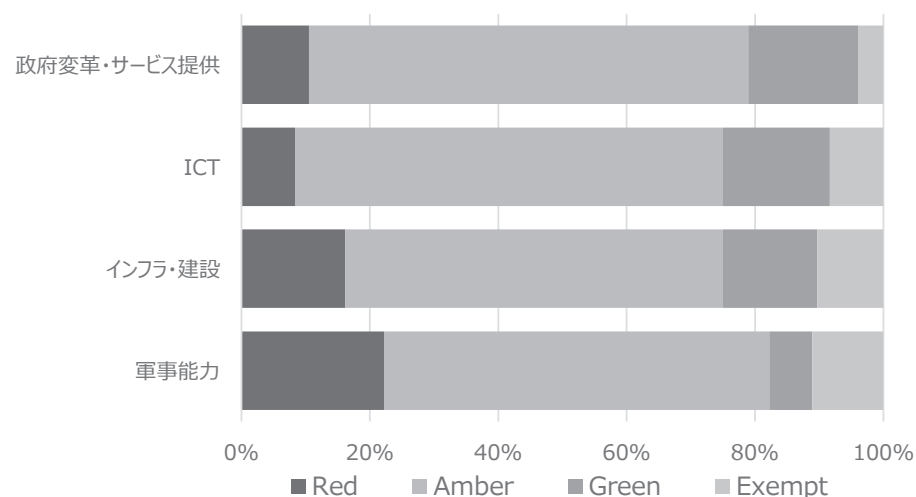


（出所）内山・小林他（2022）「英国におけるエビデンスに基づく政策形成と日本への示唆」、Treasury Approvals Process for projects and programmes - GOV.UK、HM Treasury（2022）“THE GREEN BOOK Central Government Guidance on Appraisal and Evaluation”

図表3 GMPPのプロジェクト数・総額



図表4 プロジェクトの進捗状況



(出所) National Infrastructure & Service Transformation Authority "Annual Report 2024/2025"

黄・青で示されます (図表4)。

(3) EBPMと政策評価タスクフォース (Evaluation Task Force, ETF)

ア. ETFの設立

ROAMEFサイクルに基づく政策マネジメントを進める中で、近年の大きな変化の一つが、評価の専門組織である政策評価タスクフォース (Evaluation Task Force, ETF) の設立です。ETFは、ROAMEFの枠組みに沿った政策評価の実施や各省庁の評価能力の向上を政府横断的に支援しています。

ETFは内閣府と財務省の共管による組織で、約15名のスタッフが在籍しています。対象省庁ごとに担当

者が分かれており、財務省のスペンディングチーム (日本の主計局に近い組織) と連携して各省庁の歳出をチェックします。加えて、ETFは各省庁に対してエビデンスや評価計画についてのアドバイスも行っています。

設立から約5年経過し、ETFはイギリスのEBPMにおける中心的な存在となっています。

イ. ETFの取り組み

ETFは、良いエビデンスおよび評価計画が備えるべき要件として図表5の7つを整理し、これらのレビュー・改善を推進しています。

2021年に実施されたSRでは、ETFは86件、総額

100億ポンド超の歳出レビューを行い、(ア) エビデンスの質や効果検証設計等の検討、(イ) 評価計画・実施を歳出条件に付与、(ウ) 評価の実施状況のモニタリングを行いました。

また、ETFはGMPPに含まれる大規模なプロジェクトについて、進捗状況に加え評価計画が策定されているかについてもレビューをおこなっています。

ETFができる前の2019年には評価計画のあるプロジェクトが36.1%だったのに対し、2023～2024年には約2倍の63.4%となっています。そのうち「頑健である」と判断された評価計画は増加しているものの、全体の約1/3にとどまるため、プロジェクトの承認プロセスに評価計画を組み込むことや、プロジェクト責任者に評価の価値を浸透させることを提案しています(図表6)。

一方、EBPMにおいて最大のネックとなるのが、評価を行うためのデータやエビデンスの不足です。ETFは、政策に有用なエビデンスを生み出すため、Evaluation Acceleration Fund (EAF) による補助金を実施し、エビデンスの創出をサポートしています。2026～2027年度では総額350万ポンド・21プロジェクトが採択されており、予防的な政策介入や公共サービス提供改革、AI・デジタルなどが重視されています。

(4) 具体的な事例 ～低所得・若年妊婦への看護師家庭訪問プログラム～

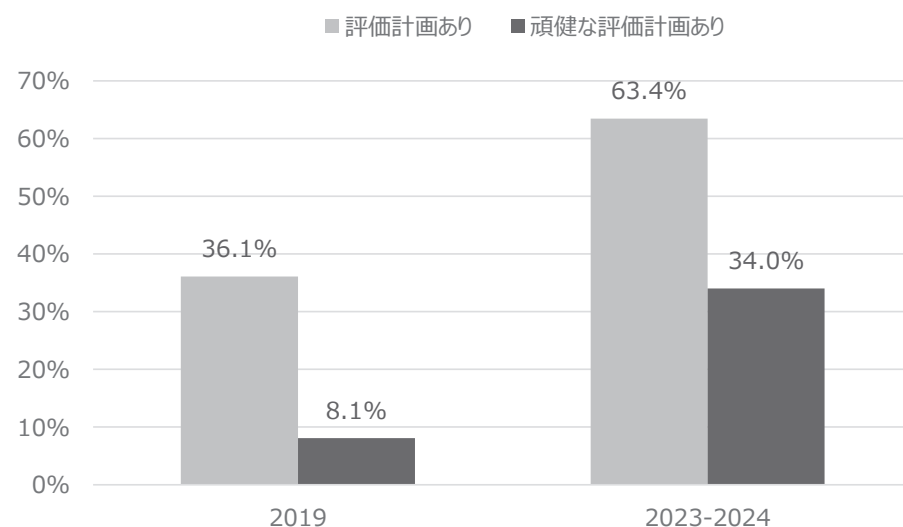
EBPMの好例として有名なのが、看護師家庭訪問プログラムです。これは低所得・若年妊婦へ、看護師が2年間家庭訪問し、子どもの接し方改善支援や虐待防

図表5 エビデンス・評価レビューの視点

項目	内容
1. 評価対象となる介入・政策	☐ 評価対象となる介入・政策の具体的な内容
2. 評価対象となる介入・政策の目的	☐ 介入・政策の目的およびアウトカム
3. その介入・政策に関する既存のエビデンス(戦略)	☐ 介入・政策に関する既存のエビデンスの有無。 ☐ 既存エビデンスの適用可能性の吟味。
4. 変化の理論(戦略)	☐ 政策の前提条件やロジック等の整理。 ☐ アウトカム等の測定方法の検討。
5. 評価アプローチ	☐ 評価アプローチの吟味。 ☐ 政策設計を工夫することによるエビデンスの質の改善。
6. 評価予算(財務)	☐ 求められる評価計画の質と評価予算の吟味。
7. 評価結果の活用計画	☐ 評価結果を、こういったタイミングでどのように使うのかの検討。

(出所) 小林・内山他(2024)「英国におけるEBPMの深化—政策評価タスクフォースを中心として—」

図表6 プロジェクトの評価状況



(出所) Evaluation Task Force (2025) "Government Major Projects Evaluation Review", NAO (2021) "Evaluating Government Spending"

止などを教育するという政策で、アメリカでは、約7,000ドルの費用に対し、便益が約40,000ドルと大きな効果が確認されました。

アメリカでの結果を受けて、イギリス保健省の資金によって1,645人の10代の妊婦を対象に同様のプログラムが実施され、効果検証を行いました。それによると、短期的にはポジティブな影響がみられず、中長期的な子供の学力に若干のプラスの効果が確認されたのみでした。

イギリスでは、アメリカと比較し社会保険が整備されていることから、家庭訪問による追加的な介入効果は限定的であったと考えられます。期待した効果が確認されなかったため、この政策は見直す判断がなされ、結果的に不要な支出を防ぐことができた事例です。

3. アメリカ行政管理予算局

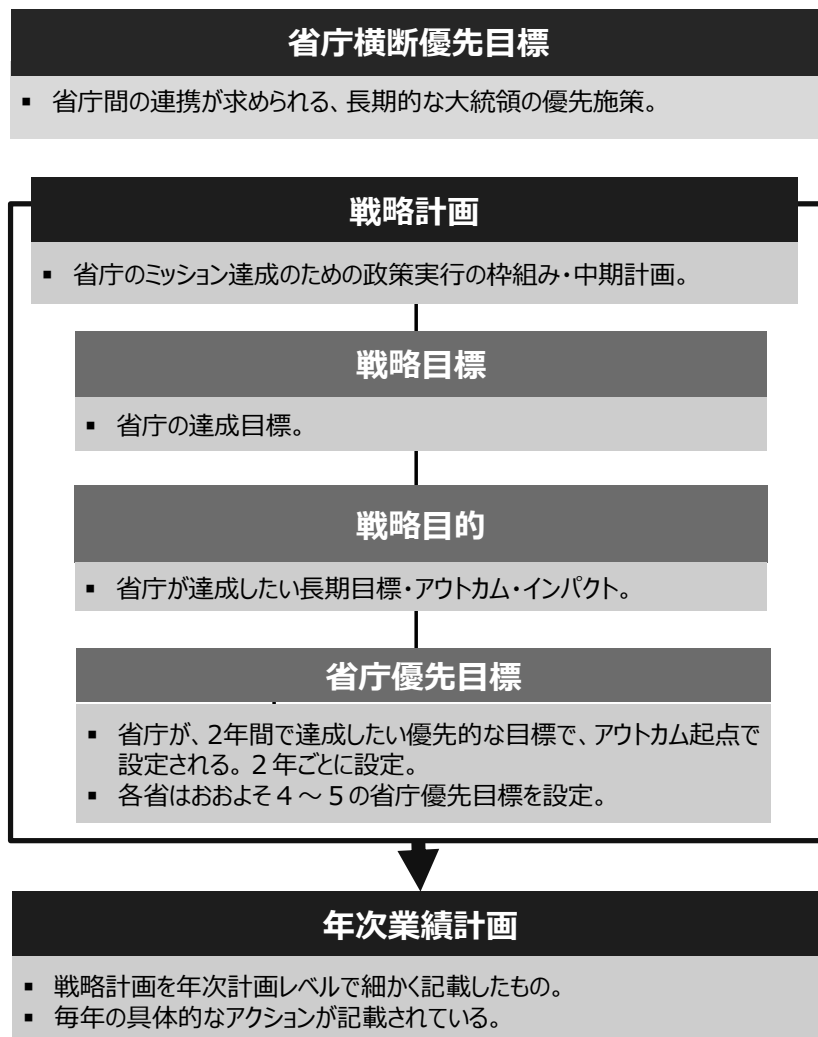
続いて、アメリカにおける政策マネジメントの枠組みと行政部局のかかわりについてお話しします。

(1) 政策目標の設定

～GPRAMA（政府業績成果近代化法）

連邦政府の目標設定と業績管理を行う枠組みとして2010年に政府業績成果近代化法（Government Performance and Results Act Modernization Act、GPRAMA）が定められました。各省庁は、戦略計画を4年毎に作成し目標を設定します。また短期に達成すべき目標についても優先目標として設定され、四半期ごとの進捗レビューを反映しながら政策運営を行います（図表7）。

図表7 業績・政策マネジメントの仕組み



（出所）著者作成

一方で、この枠組みだけでは、「目標は管理しているけれど、その政策が本当に効果的であるのかまでは分からない」という限界がありました。

(2) EBPMの導入と政策マネジメント

ア. 本格化のきっかけ

そのような中、アメリカでEBPM導入の契機となったのは、2013年のPaul Ryan共和党下院議員とPatty Murray民主党上院議員による予算交渉です。オバマ政権下、2010年の中間選挙によってねじれ議会となり、政府閉鎖を背景に行われたこの交渉で、両者は次の2点に合意しました：

- (ア) 政府運営上どのような戦略が最も効果的か、税金を慎重に使うことを国民に保証するためにどうすればよいか、調査する必要があること。
- (イ) 政府は行政活動や統計調査を通じた大量の情報を集めている一方、それらは意思決定者のニーズを常に満たしているわけではなく、政府データをより効果的に使うための戦略が必要であること。

この合意がきっかけで超党派の議員立法が成立し、2016年のEBPM委員会設立につながりました。EBPM委員会では、政府の保有する機密データ活用やそのプライバシー保護、EBPM推進のための体制強化といった多くの提言が行われました。

イ. Evidence ActとEBPM推進体制

これらEBPM委員会の提言を実行するため、2019年にEvidence Actが制定されました。省庁間のデータ・エビデンス構築機能の連携を求めるとともに、各省庁に対して以下の点が義務付けられました。

- (ア) Evaluation Officerの任命
 - (イ) エビデンス構築文書（ラーニングアジェンダ・年間評価計画含む）の策定・公表
 - (ウ) エビデンス構築のための能力・体制の自己評価
- また、これらの各省の活動を管理・支援するため、行政管理予算局に社会科学や政策分析の専門家チーム（Evidence Team）が構成されています。

ウ. エビデンス構築文書

イギリスと同様、アメリカにおいても、EBPMにお

けるデータやエビデンス構築が重視されています。

Evidence Actにより各省庁に作成が義務づけられた「エビデンス構築文書」では、政策担当者とのコミュニケーションを通じてエビデンスの需要を把握し、ギャップの解消に向けた計画を作成します（図表8）。また、各省庁は作成した計画に基づいて政策評価の分析を行っていきます。

エ. GPRAMAとEvidence Actによる政策マネジメント

前述のGPRAMAとEvidence Actは対応関係になっています。GPRAMAは政府の優先目標が示されており、その中で優先的に解消したいトピックを特定します。そして、それらと連動した政策の評価計画作成・エビデンス構築を、Evidence Actのもとで行っていきます。

政策は無数に存在し、すべてにEBPMで対応することは現実的ではありません。優先的で重要でかつエビデンスが足りないものをGPRAMAから特定し、Evidence Actのもとで取り組んでいくというのがアメリカのここ6～7年くらいの動向です。

(3) 具体的な事例

～再就職・受給資格確認プログラム

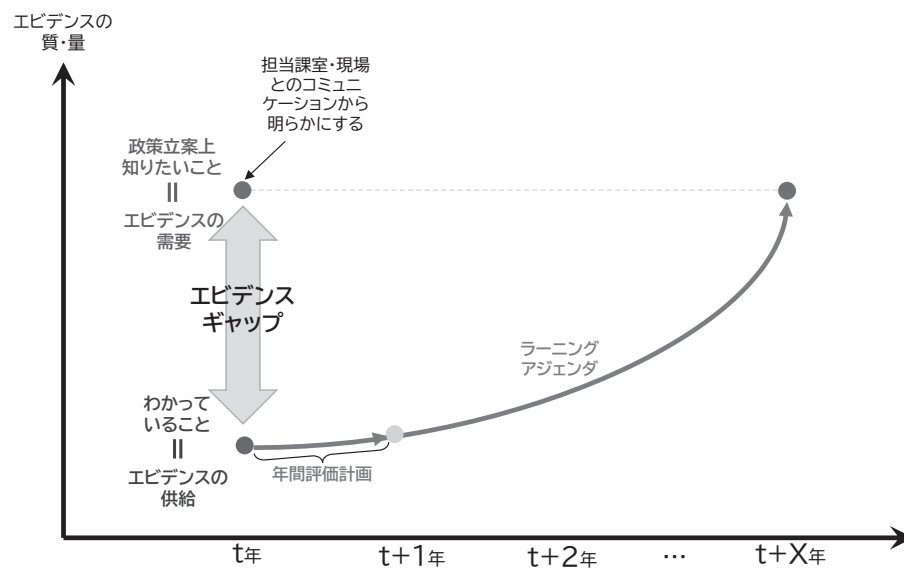
(Reemployment Services and Eligibility Assessment, RESEA)

RESEAは州に対する補助金プログラムで、失業保険受給者に対して、再就職計画の作成や職業訓練などを行うことによって、再就職を促進することを目的としています。

このプログラムの特徴は、補助金の最大10%を評価のために使用できること、またそれを踏まえた改善が義務づけられている点です。これらの評価に裏打ちされた事業への歳出は段階的に増加しており、2023～2024年にはプログラム全体の25%でしたが、2027年以降は50%となっています。残りの部分は効果的なプログラムを模索するため、パイロット的な新事業に使われます。

エビデンスを用いながら政策を改善した結果、失業給付期間は当初より1.82週間短縮し、必要な給付額は536ドル減少しました。受給者側も、早期の再就職

図表8 エビデンス構築計画のイメージ



（出所）小林（2024）「アメリカ連邦政府におけるEBPMの実践」

により高い賃金を得られるようになりました。費用対効果についても、RESEAの1ドルの支出に対して、2.6ドルの効果が出ています。

4. まとめ

イギリス・アメリカともに、政策マネジメントにEBPMをどのように組み込むかについて、現在も試行錯誤を重ねています。その中で、両国の取組に共通する点をまとめます。

（1）政策マネジメントとEBPMの融合

イギリスとアメリカの双方において、財政部局（イギリス財務省、アメリカ行政管理予算局）が中心となって、政策マネジメントとEBPMの融合が図られています。

イギリスではSR、アメリカではGPRAMAを通じて、重点的に取り組む政策分野の優先順位付けや政策の進捗管理が行われています。EBPMはこれらの政策マネジメントと連動して運用され、重点分野を中心にエビデンスの構築や政策評価を実施する仕組みとなっています。

（2）専門家によるエビデンスおよび評価計画のレビュー

イギリス・アメリカともに、財政部局在籍の専門家が政策のエビデンスや評価計画の妥当性をチェックしています。

イギリスでは、SRを通じてETFがエビデンスの質を確認しており、アメリカでは行政管理予算局のEvidence Teamがエビデンス構築計画の作成を支援しています。

（3）エビデンスギャップの解消

両国に共通する特徴として、政策立案に必要なエビデンスの不足を重要視し、それを解消する仕組みを導入している点が挙げられます。イギリスではEAFによる補助金、アメリカではエビデンス構築文書などがそのツールになっています。イギリス・アメリカともに、財政部局がEBPMを推進する上で中心的な役割を担っています。日本とは政策形成の仕組みや行政制度が異なるものの、両国の取組は、日本におけるEBPMの在り方や、歳出の有効性を高めるための制度設計を考える上で、重要な示唆を与えるものと考えられます。

加賀百万石の歴史と文化が息づく城下町 金沢市

大阪税関金沢税関支署管理課 管理課長
藏橋 孝至

1. はじめに

金沢市は、石川県のほぼ中央に位置する人口約45万人の中核市で、加賀百万石の城下町として発展してきた北陸地方最大の都市です。北は日本海に面し、南には白山を望む豊かな自然環境に恵まれています。市内には犀川や浅野川が流れ、四季折々の美しい景観を楽しむことができます。

金沢は、加賀藩前田家のもとで独自の文化を育み、伝統工芸や茶の湯、食文化などが現代まで受け継がれてきました。戦災を免れたこともあり、市内には武家屋敷や茶屋街、寺院群など、江戸時代の街並みが今も数多く残されています。また、日本海の豊かな漁場に育まれた海産物や、「加賀野菜」と呼ばれる伝統野菜など食の魅力も豊富で、北陸新幹線の開業以降は国内外から多くの観光客が訪れ、観光都市として注目を集めています。

2. 金沢市と加賀百万石文化

石川県の歴史を語るうえで欠かせないのが「加賀百万石」です。しかし、その背景には前田家だけでなく、浄土真宗の信徒たちによる「一向一揆」の歴史もあります。15世紀末の加賀国では、一向一揆により守護大名が倒され、自ら国を治めるという全国的にも珍しい時代が続き、そのため、加賀は「百姓の持ちたる国」と呼ばれました。その後、天下統一を目指した織田信長によって一向一揆が平定され、1583年に戦国武将・前田利家が金沢城へ入城しました。これが後の加賀藩発展の礎となりました。その後、領地は能登（石川県北部）・加賀（石川県南部）・越中（富山県）へと広がり、石高は100万石を超えました。これが

「加賀百万石」と呼ばれる由来です。江戸時代、加賀藩は徳川幕府に次ぐ豊かな藩として栄えました。

現在も金沢市には加賀百万石の歴史と文化が色濃く残されています。

市の中心部に位置する金沢城公園は、加賀藩前田家の居城跡として知られており、隣接する兼六園は、日本三名園の一つに数えられ、四季折々の美しい景観が訪れる人々を魅了しています。特に冬の風物詩である「雪吊り」は、金沢を象徴する景観として全国的に有名です。また、ひがし茶屋街には江戸時代の面影を残す町並みが保存されており、金箔工芸や和菓子、伝統芸能など、加賀文化を身近に感じることができます。

さらに、金沢21世紀美術館をはじめとする現代文化施設も充実しており、加賀百万石の歴史と文化に加え、現代アートが楽しめる街となっています。

3. 税関の歴史と金沢港の発展

税関の歴史は江戸時代までさかのぼります。鎖国政策が続けた江戸時代には、長崎の出島が日本と西洋を結ぶ唯一の貿易港でしたが、幕末の嘉永7年（1854年）に結ばれた日米和親条約を皮切りに、日本は諸外国に対し、次々に港を開きました。安政6年（1859年）、長崎、神奈川及び箱館（函館）の港に「運上所」が設けられ、今日の税関業務につながる輸出入貨物の監督や税金の徴収といった運上業務に加え、外交事務を取り扱うことになりました。これが税関の前身です。そして明治5年11月28日（1872年）、運上所は「税関」と改められ、ここに税関が正式に発足しました。

そして金沢税関支署は、昭和25年（1950年）に金石港に設置された「七尾税関支署金石監視署」を前身とし、その後の組織改編を経て、平成2年（1990年）

に現在の「金沢税関支署」となりました。以来、北陸地方における国際貿易の発展とともに、地域経済を支える重要な役割を担っています。

管内にある金沢港は、古くから日本海側の海上交通の要衝として発展し、近年では、平成17年（2005年）にガントリークレーンの供用が開始され、令和2年（2020年）には金沢港クルーズターミナルがオープンするなど、国際物流と観光の拠点としての機能強化が進められており、現在では、日本海側を代表する物流等の拠点として、地域産業や観光振興を支える重要な港湾となっています。

ここで、石川県における貿易状況を見てみると、
*1令和7年の石川県の貿易額（大阪税関金沢税関支署、同七尾出張所、同小松空港出張所の合計）は、輸出総額が2,292億円で、その約半分を建設用機械や繊維機械などの機械類が占めています。一方、輸入総額は2,299億円で、石炭、織物用糸及び繊維製品、石油製品など多様な貨物が取り扱われています。このように、石川県では多様な貨物の輸出入が行われており、こうした貿易活動を支えるため、税関では、「適正かつ公平な関税等の徴収」「安全・安心な社会の実現」

「貿易の円滑化」の3つの使命を掲げ、適正な税関行政の運営に取り組んでおり、金沢税関支署においても、国際物流の円滑化と水際対策の両立を図りながら、人とモノの流れを支え、地域社会と経済の発展に貢献していきます。

4. 金沢市周辺の観光スポット

これまで、金沢市や税関の歴史等に触れてきましたが、ここで金沢市周辺の観光スポットをご紹介します。

○兼六園

金沢を代表する観光名所といえば兼六園です。兼六園は水戸の偕楽園、岡山の後楽園と並ぶ日本三名園の一つとして知られています。兼六園は、「宏大・幽邃・人力・蒼古・水泉・眺望」という優れた庭園に求められる六つの景観要素「六勝（ろくしょう）」を兼ね備えることから、奥州白河藩主の松平定信により、兼六園と名付けられました。春の桜、初夏の新緑、秋の紅葉、そして冬の雪吊りなど、一年を通じて異なる美しさを見せる金沢の象徴的な庭園です。



税関写真



兼六園（提供元：金沢市）



金沢港クルーズターミナル（提供元：金沢市）



兼六園（提供元：金沢市）

*1) 貿易統計2025年（令和7年）分（確々報値）

○金沢城公園

兼六園の隣に位置する金沢城公園は、加賀藩前田家の居城であった金沢城跡を整備した公園です。石川門や三十間長屋などの重要文化財が現存するほか、菱櫓や五十間長屋、橋爪門などが復元され、当時の姿を今に伝えています。多種多様な石垣は「石垣の博物館」と呼ばれるほどで、金沢城の大きな見どころとなっています。



金沢城公園（提供元：金沢市）

○ひがし茶屋街

金沢を代表する観光地の一つであり、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。石畳の街路に伝統的な茶屋建築が立ち並び、金沢らしい風情を感じることができます。和菓子や金箔製品、伝統工芸品の店舗も多く、散策に人気の観光スポットです。



ひがし茶屋街（提供元：金沢市）

○近江町市場

約300年の歴史を持つ市民の台所として親しまれています。日本海で水揚げされた新鮮な魚介類や加賀野菜などが並び、海鮮丼や寿司など金沢ならではの食文化を楽しむことができます。



近江町市場（提供元：金沢市）

○金沢百万石まつり

毎年6月に開催される金沢百万石まつりは、金沢市最大級のイベントです。加賀藩祖・前田利家公が金沢城に入城し、金沢の礎を築いた偉業を偲んで開催され、中でも豪華絢爛な百万石行列は、金沢駅東広場の鼓門前を出発し、石川門から金沢城に入城するまで約4時間の一大パレードが繰り広げられています。



金沢百万石まつり・百万石行列（提供元：金沢市）

○千里浜なぎさドライブウェイ

石川県羽咋市にある千里浜（ちりはま）なぎさドライブウェイは、日本で唯一、波打ち際を自動車で走ることができる海岸です。全長約8キロメートルにわたって続く砂浜は、砂の粒子が細かく引き締まっているため、車やバイク、自転車でも走行することができます。目の前に広がる日本海の雄大な景色と、潮風を感じながら走る爽快感は千里浜ならではの魅力で、金沢市からもアクセスしやすい、石川県を代表する観光スポットです。

○地酒と食文化

石川県は良質な米と白山水系の豊かな水に恵まれ、多くの酒蔵が点在しています。



「天狗舞」「手取川」「菊姫」「加賀鳶」など全国的に知られる銘柄をはじめ、特色ある日本酒が数多く醸造されています。また、日本海の海の幸や加賀野菜との相性も良く、金沢ならではの食文化を楽しむことができます。

5. おわりに



金沢市には、加賀百万石の歴史を今に伝える文化遺産、美しい日本庭園、風情ある茶屋街、新鮮な海の幸や地酒など、多彩な魅力があります。

兼六園や金沢城公園をはじめ、歴史ある街並みを巡る散策や、伝統工芸・食文化に触れる体験を通じて、金沢ならではの奥深い魅力を感じていただけたと思います。

また、近年はクルーズ船の寄港が増加し、国内外から多くの観光客が訪れるとともに、北陸地域の産業を支える国際物流拠点としての役割も一層高まっています。

世界とつながる港を有する金沢市は、魅力あふれる街です。ぜひ一度足を運んでいただき、城下町・金沢の魅力と、その発展を支える金沢港や税関の役割にも目を向けていただければ幸いです。

自然と芸能・文化・ 観光の国際拠点-石垣島

沖縄地区税関石垣税関支署 統括監視官（総括部門）

津波 哲也

1. はじめに

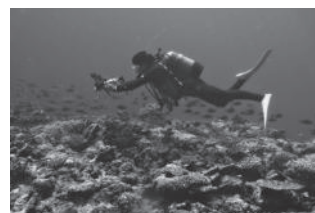
石垣市は、日本列島の最西南端にあって、12の有人島からなる八重山諸島の拠点です。また、台湾や東南アジア諸国をはじめ、広くアジア・太平洋地域の開かれた位置にあり、沖縄本島那覇から南西へ約410km（那覇空港から飛行機で約1時間）、宮古群島へは約170km、台湾へは約277kmの位置にあります。また、石垣市がある石垣島は、沖縄本島、西表島に次ぎ、県内で3番目に大きな島であり、南国特有の温暖な亜熱帯海洋性気候と透明度の高い海が魅力的で特にマンタとの遭遇率はとても高く世界中から多くのダイバーが訪れることで有名なことと、県内最高峰の於茂登（おもと）岳（526m）を中央に連なる雄大な山々とエメラルドグリーンに輝く景勝地・川平（かびら）湾が国指定名勝に指定されるなど、温暖な気候の中美しいサンゴ礁とエメラルドグリーンの海に囲まれた美しい島です。



川平湾（提供：石垣市）



マンタ



マンタとダイバー（提供：石垣市観光交流協会）

なお、石垣市の人口は、沖縄県内の市町村で第10位（令和8年1月末現在49,450人）となっていますが、石垣市に住民票を移していない人がかなりいるのではとの話もあります。

石垣税関支署については、明治32年4月に長崎税関八重山監視署が設置されたのが始まりであり、昭和28年4月琉球政府のもと琉球税関八重山支署へ、その後、本土復帰の昭和47年5月に沖縄地区税関石垣出張所へと組織の変遷をたどり、現在、石垣空港出張所及び与那国監視署を管理下に置く八重山郡等を管轄する支署に至っています。また、当支署には大型監視艇「さきしま」が平成19年3月から配備されており、宮古島から与那国島までの広域な洋上監視取締りを行っています。

2. 島の芸能・文化について

石垣島は、多彩な文化や芸能イベントのある豊かな島です。1年を通して石垣島の風土を活かしたスポーツや音楽イベントが盛んに行われています。特に夏場の7月に開催される「オリオンビアフェスト IN 石垣」は、地元ミュージシャンやダンサーをはじめ、古典舞踊や民謡、また沖縄を代表するアーティストのコンサートなどがあり盛り上がる祭りとして有名です。また、8月開催の「南の島の星まつり」は、『みんなで見よう満点の天の川』をテーマに石垣島全島でライト

ダウンして星空を観望するエコイベントで一週間程度行われています。この祭りにも有名な地元ミュージシャンなどによるライブがあることから賑わいのあるイベントです。その他にも沖縄本島にはない石垣島独自の「とうばらーま大会」があり、毎年旧暦の8月13日に八重山民謡の名歌「とうばらーま」の歌唱を競う大会です。ちなみに「とうばらーま」とは、独特な旋律に、恋や人生の悲喜をのせ愛唱する民謡のことです。



南の島の星まつり（提供：国立天文台）



昨年のとうばらーま大会のポスター

3. 石垣港について

石垣港は、八重山圏域を背後圏とする最南端の重要港湾（開港）であり、八重山圏域の物流の約98%を取り扱っています。石垣港には、沖縄本島や本土との定期航路が就航し、八重山圏域で消費される生活物資の受入れや積み替え拠点として、また、周辺離島とのフェリーや高速船が就航し、離島住民や観光客の発着基地として機能しています。さらに、台湾等から定期

的にクルーズ客船が数多く寄港し、八重山圏域の国際観光拠点としての役割も担っています。石垣港は、本土復帰と同時に港湾法に基づく重要港湾に指定されていることから、石垣市が港湾管理者として国直轄事務所（沖縄総合事務局）と連携して、港湾整備が進められてきました。

石垣港では、新港地区の機能強化を進めており、外航クルーズ船の着岸は現状、水深10.5m、延長420mの1バースで22万t級の大型客船の接岸に対応しており、令和3年4月から運用開始されています。1バースあたりのクルーズ船の着岸回数は年間250回程度が限度といわれており、需要増に応じるには2隻同時の入港を可能としなければならず、2バース目の早急な整備が進められています。



石垣港全景（提供：石垣市）



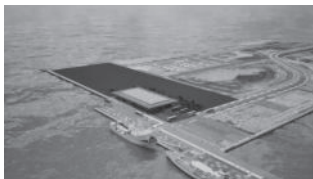
石垣港（提供：一般社団法人 日本埋立浚渫協会）

（1）石垣港の国際ターミナル整備事業

石垣港新港地区では、CIQ（税関・出入国管理・検疫）施設（延べ床面積約6,400m²）の整備が進められ、令和8年3月1日から「石垣港国際ターミナル」として供用開始されました。石垣島において、沢山の外国人観光客を迎える場所として注目されています。



CIQ施設イメージ（提供：石垣市）



（２）石垣—台湾（基隆）定期船舶の就航に向けた事業

石垣島は、台湾に地理的にも近く、観光客等の需要が見込めることや経済規模も大きいことから企業誘致等のビジネスチャンスが生まれやすいとのことです。

石垣市として、離島特有の不利性解消につなげることを考え、大量の物資を安価で輸入し、かつ、石垣の農畜産物や海産物の輸出、ビジネスの往来で必要となる継続的な人の輸送も考慮して、航空機だけではなく貨客船による定期航路の導入をサポートする事業を行っています。

令和6年から、運営法人の設立や船舶購入契約の締結など就航環境の整備が進められ、運営法人及び石垣市の「石垣-台湾（基隆）間の定期船舶の就航」の取組みにより、令和8年5月29日、貨客船「やいま丸」が初入港し、就航に至りました。石垣港から基隆港まで片道約270km、運航時間約8時間は、石垣从那覇までの距離及び所要時間より短いことから、このメリットを生かした就航船は今後益々、石垣島の経済発展に寄与していくものと期待されています。



やいま丸と航路図（提供：（株）商船やいま）

4. 石垣空港について

平成25年、新石垣空港（南ぬ島（ぱいぬしま）石垣空港）が開港し、路線の拡充やLCCの就航により、これまで以上に、石垣島が身近にそして便利に渡航しやすくなり年間観光客数は136万人を超え、国際線ターミナル開港により台湾や香港などアジア圏を中心に、海外からの観光客も増えています。

石垣空港における国際線については、コロナ禍の影響で運休していた香港エクスプレス（香港⇄石垣）が令和7年4月3日に復便し、同日にジンエアー（仁川⇄石垣）が新規就航、同年5月28日にチャイナエアライン（台北⇄石垣）が復便、更に同年7月17日からタイガーエア台湾（台北⇄石垣）の新規就航に繋がりました。同年冬ダイヤにおいては、減便により入港機数の減少はありましたが、令和8年夏ダイヤからチャイナエアラインを除く各航空会社が再開・増便となり、夏場観光需要の高い石垣島には益々インバウンド客が増えるものと期待されています。



石垣空港（提供：沖縄県）



石垣空港国際線ターミナル（提供：石垣空港ターミナル(株)）

5. おわりに

石垣港は日本最南端の国際交流拠点として位置づける中核インフラ港になっています。石垣市が整備を進めてきた石垣港国際ターミナル（CIQ施設）の本格供用開始により、税関・出入国管理・検疫（CIQ）機能が一体的に整備され、大型クルーズ船の受け入れが円滑に行える体制が整っています。また、石垣空港は東



アジアと直結する空の玄関口となっています。

このような海港及び国際空港がある石垣島において、更に、新たな定期船の就航により、石垣-台湾間の人的・経済的交流及び物流促進へと繋がることで、今後益々、石垣島には海外からの観光客数の増加が予想され、特産品を含めた輸出入貨物も増えていく中において、八重山諸島に不正薬物及び金等の密輸出入がないよう石垣税関支署一丸となって厳格に対応していきたいと思います。

最後に石垣島の魅力について、ここで紹介した以外にも全国的に知られる「石垣牛」はもちろん、黒マグロやパイナップルなど自然の恵みを生かした食材が豊富にあるところです。観光地でありながら、自然と共に生きるライフスタイルに惹かれて移住を選ぶ人も増えているようです。このような魅力ある石垣島へ皆さん是非、足を運んでみてはいかがでしょうか。

(参考文献)

- ・ 沖縄県庁ホームページ資料
- ・ 石垣市役所ホームページ資料
- ・ 沖縄総合事務局石垣港湾事務所ホームページ資料
- ・ 一般社団法人日本埋立浚渫協会MarineVoice21 vol329資料
- ・ 石垣市観光交流協会ホームページ資料
- ・ 商船やいまラインウェブサイト資料

編集後記

かつて、「凡人、軍人、変人」というフレーズが流行ったことがありました。言葉選びやリズムの良さもその理由だったと思いますが、何より、当時の文脈では「変人」という言葉は褒め言葉として多くの人から好意的に受け止められていた気がします。

好奇心は人を強く突き動かし、成長させ、前向きな冒険に駆り立てる時もあれば時にはリスクにさらすこともあるものです。今月の巻頭言を書いていた奥山輝大さんは気鋭の研究者であり、古い知己でもあります。そして、私が知る限り間違いなく好奇心旺盛な変人（天才？）ですが、常識人のような振舞いもできる尊敬すべき変人です。

霞が関や財務省は浮世離れしていると言われるし、実際そうだと思います。少なくとも私自身は、財務省で働く道を選んで20年近く経ち、だいたい世間ズレしていることは否めず非常識人の部類に属するのだろうと思います。そして、好奇心は旺盛な方ですが、全然天才ではない。ならばせめて変人になれないかと思っても、意識して頑張らないとなれない時点でそれは変人ではありません。

では私は何者なのか？答えが分かる日まで、好奇心の赴くままに旅路を続けていきます。

（財務省広報室長 西畠 万季人）

ファイナンス

10月号（通巻第731号） 令和8年10月19日発行

編集・発行 財務省
編集補助・印刷・販売 日経印刷株式会社
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-15-5
03-6758-1011

ISBN978-4-86579-541-7

定価509円（本体463円＋税10%）

●ご購入は政府刊行物センター、大手書店等でお求めください。

●記事はホームページでもご覧いただけます。（一部ご覧いただけない内容があります）

財務省広報誌「ファイナンス」トップページ

https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/ ⇨



●本誌へのご意見・ご要望は

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 「財務省広報室内ファイナンス編集部」あてにお送りください。

e-mail: finance@mof.go.jp

財務省ホームページ

<https://www.mof.go.jp> ⇨



財務省X公式アカウント

@MOF_Japan ⇨



アンケートに

ご協力ください。⇨





一 網 打 人。 ○

テロの脅威から社会を守る。テロの未然防止も税関の仕事です。

税関
ホームページ

<https://www.customs.go.jp/>

税関

検索



密輸情報
提供サイト



密輸ダイヤル

0120-461-961



税関
Japan Customs



9784865795417

定価509円(本体463円+税10%)



1921033004638

税務大学校

受講無料

公開講座

税務大学校では、租税に関する知識の普及等に寄与することを目的として、「税を考える週間」に合わせて、公開講座を開催しています。

公開講座では、普段はあまり税に接する機会のない方から、税に関する仕事に携わる方まで、多くの方に受講いただけるよう、次の4つのテーマで開催します。

この機会に、是非受講をご検討ください。

個人オーナーの
賃貸用不動産に生じた
各種経費の控除方法

税務大学校 客員教授
横浜国立大学・明治大学 名誉教授
岩崎 政明



移転価格税制の概要
及び現状について
～ローカルファイル要件の
各国比較を中心として～

税務大学校 研究部 教授
鷺津 晋一



国税の審査請求について
～税務署長等の処分に
不服があるとき～

税務大学校 研究部 主任教授
鈴尾 泰彦



相続税制の概要と
令和における動き

税務大学校 専門教育部 教授
甲斐 裕也



開催期間 令和8年11月6日(金)8:30から27日(金)17:00まで

※期間中はいつでも、どの講座から(1講座のみ)でも受講可能です。

開催形式 オンデマンド配信

(1講座当たりの時間は60分又は90分です。)



詳しくは、
ホームページで

申込方法

9月1日(火)から11月26日(木)までに、
税務大学校ホームページの申込画面にて必要事項を入力
(申込みをされた方に、受講案内メールをお送りします。)

税大 公開講座 検索



11月11日から17日は「税を考える週間」です。